

令和４年度 宇治市特別職報酬等審議会 (第１回)

令和４年９月６日（火）
９時３０分～
場所：宇治市役所本庁
７階第２応接室

議事次第

- １ 市長からの諮問
- ２ 議事
 - (１) 審議の公開・非公開について
 - (２) 令和４年度審議予定について
 - (３) 資料説明について
- ３ その他事務連絡等
- ４ 閉会

裏面〔配布資料一覧〕

[配布資料一覧]

議事次第

委員名簿

資料 1 宇治市審議会等の会議の公開に関する指針

資料 2 令和 4 年度 審議予定

資料 3 令和 4 年度予算の概要（抜粋）

資料 4 宇治市普通会計決算概要（令和 3 年度）

資料 5 令和 4 年度資料集

令和4年度 宇治市特別職報酬等審議会委員名簿

委員(五十音順、敬称略)

任期: 令和2年10月8日から令和5年10月7日までの3年間

(辻川委員は令和3年9月14日から令和5年10月7日まで)

会長 小 長 谷 敦 子 (こばせ あつこ)

会長職務代理 坂 下 弘 親 (さかした ひろちか)

多 々 納 裕 一 (たたの ひろかず)

辻 川 ヒ デ 子 (つじかわ ひでこ)

長 谷 川 理 生 也 (はせがわ りきや)

馬 場 雄 司 (ばば ゆうじ)

平 井 幹 人 (ひらい みきと)

事務局

市長公室長 秋元 尚 (あきもと ひさし)

市長公室副部長 雲丹亀 正記 (うにがめ まさき)

市長公室 人事課長 西川 聡 (にしかわ さとし)

市長公室 人事課副課長 大槻 翼 (おおつき つばさ)

市長公室 人事課給与係長 加島 達郎 (かしま たつろう)

市長公室 人事課給与係主任 福本 勇樹 (ふくもと ゆうき)

市長公室 人事課給与係主任 増田 捺美 (ますだ なつみ)

宇治市審議会等の会議の公開に関する指針

第1 目 的

この指針は、審議会等の会議を公開することにより、本市の諸活動を市民に説明する本市の責務を果たすとともに、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

第2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関及び要綱等により設置された附属機関に準ずるもの(以下「審議会等」という。)とする。

第3 審議会等の公開基準

審議会等は法令、条例等の規定により会議が非公開とされている場合を除き、公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 宇治市情報公開条例(平成17年宇治市条例第4号)第6条各号の規定に該当する情報(以下「非公開情報」という。)に関し、審議等をする場合。
- (2) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合。

第4 公開又は非公開の決定

- (1) 会議の公開又は非公開は、第3の審議会等の公開基準に基づき当該審議会等が決定するものとする。
- (2) 審議会等が会議を非公開とした場合は、その理由を明らかにしなければならない。

第5 開催会議の事前公表

審議会等は、会議を開催するにあたり、当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を記載した書面を行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するとともに、宇治市ホームページへの掲載等により市民に周知するものとする。

ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められる場合はこの限りではない。

第6 公開の方法

- (1) 会議の公開については、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 公開する会議においては、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 審議会等は会議を公開するにあたっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、会議の傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の会場の秩序維持に努めるものとする。

第7 会議資料の提供

審議会等は、会議資料（非公開情報が記録されている部分を除く）を会議の当日までに行政資料コーナーに備えるとともに、傍聴者に提供するものとする。

第8 会議録等の公開

- (1) 審議会等は、公開した会議の会議録を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。
- (2) 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、非公開情報が記録されている部分を除いた当該会議に係る会議録を行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するよう努めるものとする。
- (3) (1)、(2) に定めるもののほか、審議会等は、その活動状況について、情報の提供に努めるものとする。

第9 運用状況の公表

市長は、毎年、審議会等の会議の公開に関する運用状況について取りまとめ、公表するものとする。

宇治市審議会等の会議の公開に関する指針

第3 審議会等の公開基準について（非公開にできるものの解説）

公開の例外として、次の情報については非公開にできるものとする。

（1）宇治市情報公開条例第6条各号該当情報

- ① 法令等により公にすることができない情報
- ② 個人に関する情報
- ③ 法人等の事業活動上の利益を明らかに害する情報
- ④ 本市等の公正な意思形成に著しい支障が生じるおそれのある情報
- ⑤ 本市等の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれのある情報
- ⑥ 市民生活の安全に支障が生じるおそれのある情報

（2）会議の目的が達成されないと認められる場合

審議等の事項によっては、公開した場合、審議妨害や委員に対する圧力等により、率直な意見の交換や意思決定の中立性が著しく阻害される場合も想定され、そうした場合は審議内容が公開すべき内容であったとしても非公開とすることができるものとする。

令和 4 年 9 月 6 日

令和 4 年度 審議予定

回次・開催(予定)日	主な審議内容
第 1 回 令和4年9月6日(火)	・本市の財政状況等 令和 4 年度予算のポイント 令和 3 年度普通会計決算概要 ・人事院勧告について ・他団体との比較状況について ・一般職の給与の状況について
第 2 回 令和4年10月17日(月)	・京都府人事委員会勧告について 【予定】
第 3 回 令和4年11月14日(月)	・答申の方向性について ・答申案について
答申 令和4年11月中下旬	

令和4年度

予算の概要

宇治市

～一人ひとりが輝き 伝統と新たな息吹を紡ぐまち・宇治～

未来につなぐ魅力創造予算

令和4年度は第6次総合計画第1期中期計画のスタートとなる年度であり、3つの重点施策やまちづくりの土台となる取組を積極的に推進します。

また、国の経済対策を活用した13か月予算として編成し、切れ目のない支援を展開します。

◆新型コロナウイルス感染症への緊急対応

当初予算額 約16.4億円

- (1) 感染拡大の防止
- (2) 市民生活の支援
- (3) 事業者への支援
- (4) ICT技術を活用した新しいサービスの提供

◆第6次総合計画の着実な推進

当初予算額 約106.9億円

(再掲含む)

- (1) 3つの重点施策
 - ▶ WITHコロナ・POSTコロナ時代の安全・安心
 - ▶ みんなでつくる子育て・子育てにやさしい地域共生社会
 - ▶ 活力あふれる産業振興と未来への投資
- (2) まちづくりの土台となる取組の推進
 - ▶ 市民等との連携・協働
 - ▶ 加速するデジタル社会への対応
 - ▶ 持続可能な行財政運営に向けた取組等

第6次総合計画に掲げるまちづくりの目標に向けたスタートの年



新規事業69事業、拡充事業62事業

令和4年度 一般会計当初予算額 668.3億円



◆国の経済対策を活用した切れ目のない支援

補正予算額 1.9億円

(令和3年度3月補正予算)

- (1) 新型コロナウイルス感染症への緊急対応
- (2) 国経済対策を活用した取組

令和3年度補正予算とあわせた予算規模 670.2億円

新型コロナウイルス感染症への緊急対応

令和4年度当初予算 約16.4億円

(13か月予算 約17.2億円)

当面の緊急課題である新型コロナウイルスへの対応として、これまでの対策の継続とともに、ニーズに応じた新たな対策や支援の拡充に取り組みます。

1. 感染拡大の防止

感染防止用資材等整備事業費	危機管理室 他	1億1417万2千円
入所施設等感染防止対策支援事業費	障害福祉課・介護保険課	460万円
新規 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費	健康づくり推進課	6億1080万円
新型コロナウイルスワクチン接種事業費	健康づくり推進課	4億1000万円
新規 救急搬送体制強化事業費	消防総務課	600万円

2. 市民生活の支援

拡充 自主防災組織育成事業補助金	危機管理室	170万円
文化芸術活動動画配信事業費	文化スポーツ課	120万円
スポーツ団体感染症対策事業費	文化スポーツ課	430万円
新規 スポーツ気運醸成事業費	文化スポーツ課	301万円
【3月補正】住民税非課税世帯等臨時特別給付金 給付事業費	地域福祉課	2467万5千円
生活困窮者自立支援事業費(住居確保給付金分)	生活支援課	2268万1千円
新規 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 給付事業費	生活支援課	2632万円
虐待児童等見守り強化事業費	こども福祉課	972万9千円

3. 事業者への支援

新規 農業経営支援事業費(農業者等経営改善支援分)	農林茶業課	200万円
新規 農業情報発信事業費(米の消費支援等)	農林茶業課	300万円
新規 歴史文化再発見事業費	観光振興課	600万円
中小企業創業支援事業費	産業振興課	1200万円
拡充 宇治のうまいもん発信事業費	産業振興課	175万円

展示会出展支援助成事業費	産業振興課	1200万円
新規 中小企業BCP策定支援事業費	産業振興課	100万円
新規 障害福祉サービス事業所等生産活動拡大支援事業費	障害福祉課	360万円
感染症対策専門家派遣事業費	障害福祉課・介護保険課	40万円
新型コロナウイルス感染症対策強化費	障害福祉課・介護保険課	250万円
新規 保育士等処遇改善臨時特例事業費	保育支援課	6157万5千円
【3月補正】保育士等処遇改善臨時特例事業費	保育支援課	1657万3千円
拡充 地域密着型サービス等整備費補助金 (家族面会室整備分)	長寿生きがい課	350万円
【3月補正】地域密着型サービス等整備費補助金 (家族面会室整備分)	長寿生きがい課	350万円
4. ICT技術を活用した新しいサービスの提供		
ICT活用推進事業費	IT推進課	1299万2千円
【3月補正】オンライン申請環境整備事業費	IT推進課	4043万6千円
新規 デジタルデバйд対策事業費	IT推進課	472万9千円
拡充 源氏ろまん事業費(宇治十帖スタンプラリー分)	文化スポーツ課	430万円
新規 観光地人流情報活用事業費	観光振興課	105万6千円
拡充 小学校・中学校・幼稚園管理運営費 (教員用デジタル教科書・指導書分)	学校教育課	358万9千円
新規 小学校・中学校ICT教育充実事業費	学校教育課	2億6797万6千円
電子図書館サービス事業費	中央図書館	166万円
新規 電子図書館学校連携事業費	中央図書館	1198万6千円
新規 視覚障害者専用電子図書館事業費	中央図書館	20万9千円

第6次総合計画の着実な推進

約106.9億円

(13か月予算 約110.7億円)

1. WITHコロナ・POSTコロナ時代の安全・安心

令和4年度当初予算 約25.3億円

(13か月予算 約27.4億円)

<施策の目標>

社会情勢の変化を的確に捉える中で、あらゆる状況下においても市民生活の安全・安心を重要課題に捉え、WITHコロナ・POSTコロナ時代の安全・安心なまちを目指します。

事業名	所管課	事業費	ページ
1) 地域の防災・防犯への取組			
拡充 防災事業費	危機管理室	10,192 (48)	
拡充 [コロナ] <再掲> 自主防災組織育成事業補助金	危機管理室	1,700 (48)	
新規 災害時地域タイムライン作成支援事業費	危機管理室	370 (49)	
新規 地域安全・安心見守り事業費	総務課	5,528 (55)	
新規 消費者啓発推進事業費	自治振興課	1,493 (60)	
拡充 道路維持修繕事業費	維持課	572,906 (123)	
拡充 道路インフラ長寿命化事業費	維持課	144,000 (124)	
新規 菟道榎島線橋梁耐震化事業(宇治川橋) <債務負担行為設定>	維持課 限度額	600,000 (124)	
拡充 河川排水路等維持管理費	維持課・雨水対策課	116,054 (124)	
拡充 河川改修事業費	雨水対策課	32,500 (125)	
拡充 排水路改良事業費	雨水対策課	112,254 (125)	
黄檗公園再整備事業費	公園緑地課	57,000 (129)	
拡充 安全対策強化費	教育総務課	33,000 (137)	
拡充 消防団活動費	消防総務課	42,959 (150)	
拡充 消防団施設整備費	消防総務課	6,140 (151)	
拡充 消防機械器具整備費	消防総務課	119,032 (151)	
拡充 高度救急設備整備費	消防総務課	39,300 (151)	

事業名	所管課	事業費	ページ
下水道事業会計			
拡充 管渠等(雨水)建設費	上下水道部	807,400 (161)	
【3月補正】管渠等(雨水)建設費	上下水道部	210,000	
上記以外の取組		18,747	
2)脱炭素化への取組			
新規 森林保全地域連携活動事業費	農林茶業課	7,400 (69)	
新規 ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業費	環境企画課	9,000 (82)	
新規 環境管理制度認証登録支援事業費	環境企画課	506 (82)	
新規 エコ・アクション推進事業費	環境企画課	2,264 (82)	
新規 脱炭素社会普及啓発事業費	環境企画課	5,000 (83)	
新規 木幡緑道整備事業費	道路建設課	36,700 (123)	
拡充 <再掲>道路インフラ長寿命化事業費 (黄檗トンネル道路照明LED化設計分)	維持課	4,500 (124)	
新規 小学校・中学校照明LED化事業費	学校管理課	122,269 (140)	
上記以外の取組		62,225	
3)新たな観光施策に向けた取組			
新規 観光振興計画策定費	観光振興課	9,647 (70)	
拡充 観光情報発信事業費	観光振興課	21,706 (71)	
拡充 観光案内サイン整備事業費	観光振興課	30,666 (71)	
拡充 ワークーション受入体制支援事業費	観光振興課	2,000 (71)	
新規【コロナ】<再掲>歴史文化再発見事業費	観光振興課	6,000 (72)	
新規 放ち鵜飼事業補助金	観光振興課	3,300 (72)	
新規 「京の七夕inUJI」事業費	観光振興課	8,000 (72)	
新規 観光おもてなし推進事業費	観光振興課	9,373 (72)	
新規 天ヶ瀬ダムかわまちづくり推進事業費	観光振興課	5,000 (73)	
新規【コロナ】<再掲>観光地人流情報活用事業費	観光振興課	1,056 (73)	
上記以外の取組		58,820	

2. みんなでつくる子育て・子育てにやさしい地域共生社会

令和4年度当初予算 約28.5億円

(13か月予算 約28.9億円)

<施策の目標>

一人ひとりの子どもの特性や状況などに応じた切れ目のないきめ細やかな支援や教育環境を充実させるとともに、人や地域などの多様な主体がつながり、地域や社会で支えあう子育て・子育てにやさしいまちづくりを進めます。

事業名	所管課	事業費	ページ
1) 子育て・子育て環境の充実			
拡充 「まちにわ」ネットワーク形成事業費	経営戦略課	2,500 (54)	
新規 子育てにやさしいまちプロモーション事業費	経営戦略課	1,000 (54)	
新規 地域のつながり促進事業費 (地域まちづくり交流空間創出分)	自治振興課	1,000 (59)	
拡充 <再掲>ワーケーション受入体制支援事業費	観光振興課	2,000 (71)	
拡充 こども未来キャンパス事業費	産業振興課	13,000 (79)	
拡充 奨学金返還支援事業費	こども福祉課	13,400 (95)	
拡充 子育ておうえん環境整備事業費	こども福祉課	9,000 (99)	
新規 ヤングケアラー対策事業費	こども福祉課	3,000 (99)	
新規 子育て支援コーナー・木のぬくもり整備事業費	こども福祉課	2,400 (99)	
拡充 宇治茶ふれあい事業費	保育支援課	780 (100)	
新規 幼児教育・保育のあり方検討委員会運営費	保育支援課・教育総務課	500 (101)	
拡充 保育士確保対策強化事業費	保育支援課	44,736 (103)	
新規 【コロナ】 <再掲> 保育士等処遇改善臨時特例事業費	保育支援課	61,575 (103)	
【3月補正】 保育士等処遇改善臨時特例事業費	保育支援課	16,573	
拡充 不妊治療助成事業費	保健推進課	23,450 (103)	
新規 新生児聴覚スクリーニング検査費	保健推進課	4,494 (108)	
空き家活用促進まちづくり支援事業費	住宅課	2,000 (126)	
拡充 子育て支援施設等利用給付費補助金	学校教育課	498,300 (144)	
新規 家庭教育アドバイザー事業費	教育支援課	1,711 (145)	

事業名	所管課	事業費	ページ
-----	-----	-----	-----

2) 学校教育環境の整備

拡充	<再掲>安全対策強化費	教育総務課	33,000 (137)
新規	(仮)西小倉地域小中一貫校整備事業費	教育総務課	84,000 (137)
拡充	小学校・中学校・幼稚園維持整備事業	学校管理課	417,205 (138)
拡充	【コロナ】<再掲>小学校・中学校・幼稚園管理運営費 (教員用デジタル教科書・指導書分)	学校教育課	3,589 (138)
拡充	小学校・中学校就学援助費	学校管理課・学校教育課	120,088 (139)
拡充	中学校給食準備事業費	学校管理課	20,000 (140)
新規	<再掲>小学校・中学校照明LED化事業費	学校管理課	122,269 (140)
拡充	地域学校協働活動推進費	学校教育課・教育支援課	18,176 (142)
新規	教育情報ICT化推進事業費	学校教育課	15,000 (142)
拡充	小学校・中学校特別支援教育費	学校教育課	6,487 (143)
新規	【コロナ】<再掲>小学校・中学校ICT教育充実事業費	学校教育課	267,976 (143)
新規	【コロナ】<再掲>電子図書館学校連携事業費	中央図書館	11,986 (149)

3) 健康長寿社会の実現

拡充	【コロナ】<再掲>地域密着型サービス等整備費補助金	長寿生きがい課	52,202 (113)
拡充	高齢者保健・介護予防一体的実施事業費	長寿生きがい課	5,897 (113)
拡充	各種予防接種事業費 (子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種分)	健康づくり推進課	107,095 (106)
拡充	健康アライアンス事業費	健康づくり推進課	4,000 (115)
新規	健康データ分析・地区診断事業費	健康づくり推進課	750 (115)

国民健康保険事業特別会計

拡充	特定健康診査等事業費	健康づくり推進課	139,424 (153)
新規	糖尿病性腎症重症化予防事業費	健康づくり推進課	1,210 (153)

介護保険事業特別会計

拡充	地域支援型介護予防教室開催費	長寿生きがい課	32,340 (157)
拡充	地域包括支援センター運営事業費	長寿生きがい課	144,992 (157)

	事業名	所管課	事業費	ページ
拡充	生活支援体制整備事業費	長寿生きがい課	16,514	(158)
4)誰もが住みやすい地域共生社会				
新規	情報発信力強化事業費	秘書広報課	1,522	(50)
新規	戦略的広報推進事業費	秘書広報課	4,160	(51)
新規	市民協働推進拠点検討事業費	経営戦略課	1,000	(54)
新規	<再掲>地域のつながり促進事業費	自治振興課	11,280	(59)
拡充	【コロナ】<再掲>源氏ろまん事業費	文化スポーツ課	17,080	(61)
新規	高校生文化芸術祭典事業費	文化スポーツ課	2,000	(62)
新規	つむぐみらい文化芸術推進費	文化スポーツ課	320	(62)
拡充	スポーツ教室開催費	文化スポーツ課	1,983	(62)
新規	フライングディスクのまち宇治推進事業費	文化スポーツ課	860	(64)
新規	スポーツ次世代育成事業費	文化スポーツ課	250	(64)
新規	【コロナ】<再掲>スポーツ気運醸成事業費	文化スポーツ課	3,010	(64)
新規	全国お茶まつり開催負担金	農林茶業課	3,000	(68)
新規	<再掲>森林保全地域連携活動事業費	農林茶業課	7,400	(69)
新規	【コロナ】<再掲>歴史文化再発見事業費	観光振興課	6,000	(72)
新規	<再掲>放ち鶴飼事業補助金	観光振興課	3,300	(72)
新規	<再掲>「京の七夕inUJI」事業費	観光振興課	8,000	(72)
拡充	社会福祉施設等振興備品配付事業費	地域福祉課	14,400	(85)
新規	地域福祉活動応援事業費	地域福祉課	2,000	(86)
新規	地域ボランティア等担い手育成事業費	地域福祉課	1,000	(87)
拡充	障害者福祉基本計画推進事業費	障害福祉課	2,057	(89)
	障害福祉計画策定支援業務委託事業	障害福祉課	限度額	2,200
	<債務負担行為設定>			
拡充	<再掲>宇治茶ふれあい事業費	保育支援課	780	(100)
	【3月補正】地域介護・福祉空間整備費補助金	長寿生きがい課	7,730	
拡充	<再掲>健康アライアンス事業費	健康づくり推進課	4,000	(115)

事業名	所管課	事業費	ページ
【3月補正】通学路安全対策事業費	道路建設課	9,000	
交通バリアフリー推進事業費	交通政策課	188 (133)	
【3月補正】交通バリアフリー推進事業費	交通政策課	8,000	
地域公共交通活性化事業費	交通政策課	3,973 (133)	
山間地域移動支援事業費	交通政策課	300 (133)	
新規 新たな移動手段確保推進費	交通政策課	1,000 (134)	
拡充 京都府知事選挙執行費	選挙管理委員会・IT推進課	33,500 (136)	
拡充 <再掲>地域学校協働活動推進費	学校教育課・教育支援課	18,176 (142)	
新規 【二】 【コロナ】 <再掲>視覚障害者専用電子図書館事業費	中央図書館	209 (149)	
介護保険事業特別会計			
拡充 <再掲>地域支援型介護予防教室開催費	長寿生きがい課	32,340 (157)	
上記以外の取組		351,973	

3. 活力あふれる産業振興と未来への投資

令和4年度当初予算 約30.6億円

(13か月予算 約30.6億円)

<施策目標>

将来にわたって持続発展できるまちをつくるため、地域資源を活かした市内産業の振興や地域の特性を活かした都市基盤整備など、活力あふれる産業振興と未来への投資により、市民や地域生活を支えるまちづくりを進めます。

事業名	所管課	事業費	ページ
1) 産業戦略の更なる推進			
拡充 新規就農者確保事業費	農林茶業課	25,500 (65)	
新規 農業者おうえん事業費	農林茶業課	500 (65)	
新規 つながる農地づくり事業費	農林茶業課	2,700 (66)	
新規 【コロナ】 <再掲> 農業経営支援事業費	農林茶業課	2,400 (66)	
新規 農業用施設等導入チャレンジ事業費	農林茶業課	7,500 (66)	
新規 スマート農業等導入チャレンジ事業費	農林茶業課	4,000 (67)	
新規 【コロナ】 <再掲> 農業情報発信事業費	農林茶業課	3,400 (67)	
新規 <再掲> 全国お茶まつり開催負担金	農林茶業課	3,000 (68)	
新規 高品質茶ブランド力強化事業費	農林茶業課	13,800 (68)	
拡充 【コロナ】 <再掲> 宇治のうまいもん発信事業費	産業振興課	1,750 (76)	
拡充 企業立地等促進助成事業費	産業振興課	32,295 (77)	
拡充 中小企業情報発信事業費	産業振興課	4,310 (78)	
拡充 <再掲> こども未来キャンパス事業費	産業振興課	13,000 (79)	
新規 【コロナ】 <再掲> 中小企業BCP策定支援事業費	産業振興課	1,000 (79)	
新規 中小企業事業承継支援事業費	産業振興課	5,000 (80)	
新規 中小企業交流促進事業費	産業振興課	7,000 (80)	
新規 産学連携交流促進事業費	産業振興課	2,000 (80)	
上記以外の取組		1,616,906	

2) 農業の持続的発展に向けた取組

拡充 <再掲> 新規就農者確保事業費	農林茶業課	25,500 (65)
---------------------------	-------	-------------

事業名	所管課	事業費	ページ
新規 <再掲> 農業者おうえん事業費	農林茶業課	500	(65)
新規 <再掲> つながる農地づくり事業費	農林茶業課	2,700	(66)
新規 [コロナ] <再掲> 農業経営支援事業費	農林茶業課	2,400	(66)
新規 <再掲> 農業用施設等導入チャレンジ事業費	農林茶業課	7,500	(66)
新規 <再掲> スマート農業等導入チャレンジ事業費	農林茶業課	4,000	(67)
新規 [コロナ] <再掲> 農業情報発信事業費	農林茶業課	3,400	(67)
新規 <再掲> 全国お茶まつり開催負担金	農林茶業課	3,000	(68)
新規 <再掲> 高品質茶ブランド力強化事業費	農林茶業課	13,800	(68)
上記以外の取組		11,559	

3) 新たな都市基盤整備の推進

拡充	地籍調査事業費	建設総務課	10,821	(119)
拡充	宇治五ヶ庄線道路改良事業費	道路建設課	6,120	(120)
	JR六地蔵駅前広場整備事業費	道路建設課	200,000	(121)
新規	宇治白川線道路改良事業費	道路建設課	25,400	(121)
新規	遊田線道路改良事業費	道路建設課	11,220	(121)
新規	南浦西浦線道路改良事業費	道路建設課	29,932	(122)
	六地蔵地区道路整備事業費	道路建設課	109,164	(122)
新規	(仮) 未来につなぐ都市づくりプラン策定費	都市計画課	12,500	(130)
新規	近鉄小倉駅東西移動円滑化概略検討事業費	都市計画課	4,000	(130)
拡充	自転車等駐車場整備費	交通政策課	386,046	(133)
	JR六地蔵駅改築事業費	交通政策課	357,600	(133)
	上記以外の取組		91,464	

4. まちづくりの土台となる取組の推進

令和4年度当初予算 約22.5億円

(13か月予算 約23.8億円)

目指す都市像を実現するため、どのような場面においても必要となるまちづくりを支える取組を「土台となる取組」と位置づけ、新しい宇治のまちづくりを進めます。

事業名	所管課	事業費	ページ
-----	-----	-----	-----

1) 市民等との連携・協働

拡充	<再掲> 防災事業費	危機管理室	10,192 (48)
拡充	【コロナ】<再掲> 自主防災組織育成事業補助金	危機管理室	1,700 (48)
新規	<再掲> 災害時地域タイムライン作成支援事業費	危機管理室	370 (49)
新規	<再掲> 情報発信力強化事業費	秘書広報課	1,522 (50)
新規	<再掲> 戦略的広報推進事業費	秘書広報課	4,160 (51)
拡充	<再掲> 「まちにわ」ネットワーク形成事業費	経営戦略課	2,500 (54)
新規	<再掲> 市民協働推進拠点検討事業費	経営戦略課	1,000 (54)
新規	<再掲> 子育てにやさしいまちプロモーション事業費	経営戦略課	1,000 (54)
新規	<再掲> 地域安全・安心見守り事業費	総務課	5,528 (55)
新規	【コロナ】<再掲> デジタルデバйд対策事業費	IT推進課	4,729 (56)
新規	<再掲> 地域のつながり促進事業費	自治振興課	11,280 (59)
新規	<再掲> 消費者啓発推進事業費	自治振興課	1,493 (60)
拡充	【コロナ】<再掲> 源氏ろまん事業費	文化スポーツ課	17,080 (61)
新規	<再掲> 高校生文化芸術祭典事業費	文化スポーツ課	2,000 (62)
新規	<再掲> つむぐみらい文化芸術推進費	文化スポーツ課	320 (62)
拡充	<再掲> スポーツ教室開催費	文化スポーツ課	1,983 (62)
新規	<再掲> フライングディスクのまち宇治推進事業費	文化スポーツ課	860 (64)
新規	<再掲> スポーツ次世代育成事業費	文化スポーツ課	250 (64)
新規	【コロナ】<再掲> スポーツ気運醸成事業費	文化スポーツ課	3,010 (64)
新規	<再掲> 森林保全地域連携活動事業費	農林茶業課	7,400 (69)
拡充	<再掲> こども未来キャンパス事業費	産業振興課	13,000 (79)

	事業名	所管課	事業費	ページ
新規	<再掲>エコ・アクション推進事業費	環境企画課	2,264	(82)
新規	<再掲>脱炭素社会普及啓発事業費	環境企画課	5,000	(83)
新規	<再掲>地域福祉活動応援事業費	地域福祉課	2,000	(86)
新規	<再掲>地域ボランティア等担い手育成事業費	地域福祉課	1,000	(87)
拡充	<再掲>健康アライアンス事業費	健康づくり推進課	4,000	(115)
新規	<再掲>健康データ分析・地区診断事業費	健康づくり推進課	750	(115)
新規	<再掲>新たな移動手段確保推進費	交通政策課	1,000	(134)
拡充	<再掲>地域学校協働活動推進費	学校教育課・教育支援課	18,176	(142)
介護保険事業特別会計				
拡充	<再掲>地域支援型介護予防教室開催費	長寿生きがい課	32,340	(157)
拡充	<再掲>生活支援体制整備事業費	長寿生きがい課	16,514	(158)
上記以外の取組			128,867	
2) 加速するデジタル社会への対応				
新規	【コロナ】<再掲>デジタルデバйд対策事業費	IT推進課	4,729	(56)
新規	AI・RPA活用事業費	IT推進課	605	(56)
新規	デジタル政策推進事業費	IT推進課	12,500	(56)
新規	マイナンバーカード普及促進事業費	IT推進課	96,475	(57)
	【3月補正】オンライン申請環境整備事業費	IT推進課	40,436	
	【3月補正】マイナンバーカード申請サポート事業費	IT推進課	80,506	
新規	<再掲>スマート農業等導入チャレンジ事業費	農林茶業課	4,000	(67)
新規	【コロナ】<再掲>観光地人流情報活用事業費	観光振興課	1,056	(73)
拡充	【コロナ】<再掲>小学校・中学校・幼稚園管理運営費 (教員用デジタル教科書・指導書分)	学校教育課	3,589	(138)
新規	<再掲>教育情報ICT化推進事業費	学校教育課	15,000	(142)
新規	【コロナ】<再掲>小学校・中学校ICT教育充実事業費	学校教育課	267,976	(143)
新規	【コロナ】<再掲>電子図書館学校連携事業費	中央図書館	11,986	(149)
新規	【コロナ】<再掲>視覚障害者専用電子図書館事業費	中央図書館	209	(149)

事業名	所管課	事業費	ページ
-----	-----	-----	-----

国民健康保険事業特別会計

拡充	＜再掲＞特定健康診査等事業費 (ICTを活用した保健指導分)	健康づくり推進課	1,772 (153)
	上記以外の取組		14,652

3)持続可能な行財政運営に向けた取組等

新規	＜再掲＞戦略的広報推進事業費	秘書広報課	4,160 (51)
新規	＜再掲＞デジタル政策推進事業費	IT推進課	12,500 (56)
拡充	庁舎維持管理関係経費 (議会棟エレベーター改修等)	管財課	100,378 (57)
拡充	文化センター長寿寿命化事業費	文化スポーツ課	34,087 (60)
拡充	JR宇治駅前市民交流プラザ運営費(空調改修分)	観光振興課	77,994 (70)
新規	産業会館改修事業費	産業振興課	98,027 (77)
新規	植物公園施設改修事業費	公園緑地課	12,000 (129)
拡充	議会改革推進事業費	議会事務局	36,201 (135)
新規	＜再掲＞(仮)西小倉地域小中一貫校整備事業費	教育総務課	84,000 (137)
拡充	＜再掲＞小学校・中学校・幼稚園維持整備事業	学校管理課	417,205 (138)
拡充	総合野外活動センター再整備事業費	生涯学習課	54,400 (147)
拡充	源氏物語ミュージアム管理運営費(空調改修分)	博物館管理課	264,333 (148)
拡充	善法青少年センター運営費 (遊戯室改修調査・設計分)	善法青少年センター	2,167 (149)
拡充	河原青少年センター運営費 (遊戯室屋上防水等改修分)	河原青少年センター	17,059 (149)
拡充	保健・消防センター運営費(空調改修分)	消防総務課	65,512 (150)
	上記以外の取組		238,103

＜新規・拡充等事業数＞

新規	69	事業
拡充	62	事業
コロナ	20	事業

国の経済対策を活用した切れ目のない支援 (令和3年度3月補正予算)

1.9億円

国の経済対策を活用した切れ目のない支援を展開するため、令和4年度当初予算から前倒し、令和3年度3月補正にて対応

1. 新型コロナウイルス感染症への緊急対応

- | | | |
|---|---------|----------|
| ・ オンライン申請環境整備事業費 | IT推進課 | 4043万6千円 |
| ・ 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費
(繰越明許費設定額 14億2070万円) | 地域福祉課 | 2467万5千円 |
| ・ 保育士等処遇改善臨時特例事業費
(令和4年2月、3月分) | 保育支援課 | 1657万3千円 |
| ・ 地域密着型サービス等整備費補助金
(家族面会室整備) | 長寿生きがい課 | 350万円 |

2. 国経済対策を活用した取組

- | | | |
|-----------------------------------|---------|----------|
| ・ 交通バリアフリー推進事業費
(JR黄檗駅バリアフリー化) | 交通政策課 | 800万円 |
| ・ マイナンバーカード申請サポート事業費 | IT推進課 | 8050万6千円 |
| ・ 地域介護・福祉空間整備費補助金 | 長寿生きがい課 | 773万円 |
| ・ 通学路安全対策事業費 | 道路建設課 | 900万円 |

公共下水道事業会計

- | | | |
|--------------|-------|----------|
| ・ 管渠等(雨水)建設費 | 上下水道部 | 2億1000万円 |
|--------------|-------|----------|

宇治市普通会計決算概要

（令和3年度）

政策企画部財政課

1 決算概要

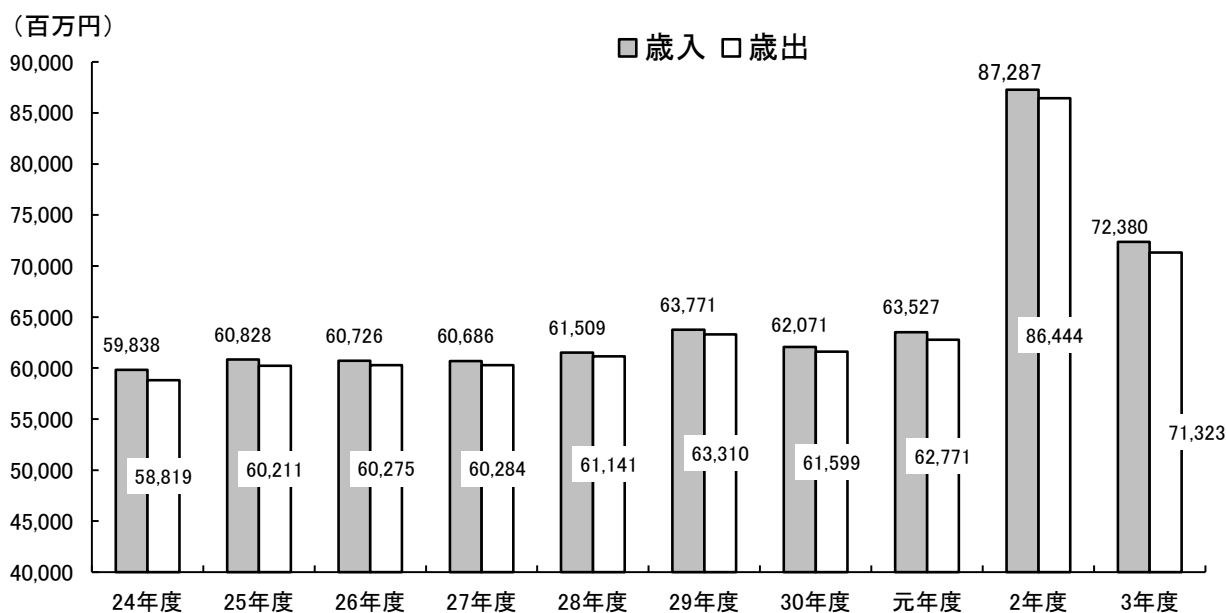
- (1) 令和3年度は、前年度の特別定額給付金給付事業費をはじめとする新型コロナウイルス感染症の対応策などの影響により、普通会計の歳入決算額は、前年度比17.1%減の72,380百万円、歳出決算額は、前年度比17.5%減の71,323百万円となった
(令和2年度:特別定額給付金給付事業費 歳入歳出それぞれ18,617百万円)
- (2) 財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、扶助費をはじめとする経常的な歳出が増加しているものの、地方消費税交付金の増加、国補正予算に伴う地方交付税の追加交付などの影響により、前年度から4.1ポイント改善し、92.0%となった
(3年度:92.0%、2年度:96.1%)
- (3) 単年度収支については、164百万円であり、4年連続で黒字となった
- (4) 歳入の要である市税収入は、前年度から64百万円増の24,154百万円となった
- (5) 社会保障制度に基づく福祉サービスの提供に必要な経費である扶助費は、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費や住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費の増加などの影響により、前年度から4,626百万円増の24,401百万円となった
- (6) 市債現在高は、発行額の減少などの影響により、前年度から2,821百万円減の41,353百万円となった

<普通会計>

地方公共団体は一般会計の他に特別会計を設置していますが、それぞれの会計名称や範囲などは各地方公共団体によって異なっています。

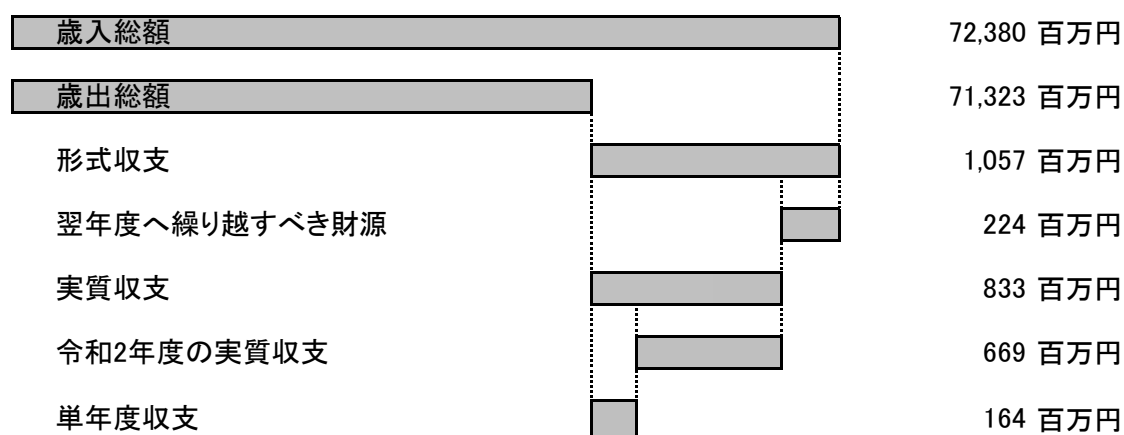
当該資料では、他都市との比較を行うために、一般会計と特別会計のうち、公営企業・収益事業会計などに属するものを除いた「普通会計」という統一的な会計区分を用いています。

■ 歳入・歳出決算額の推移 ■



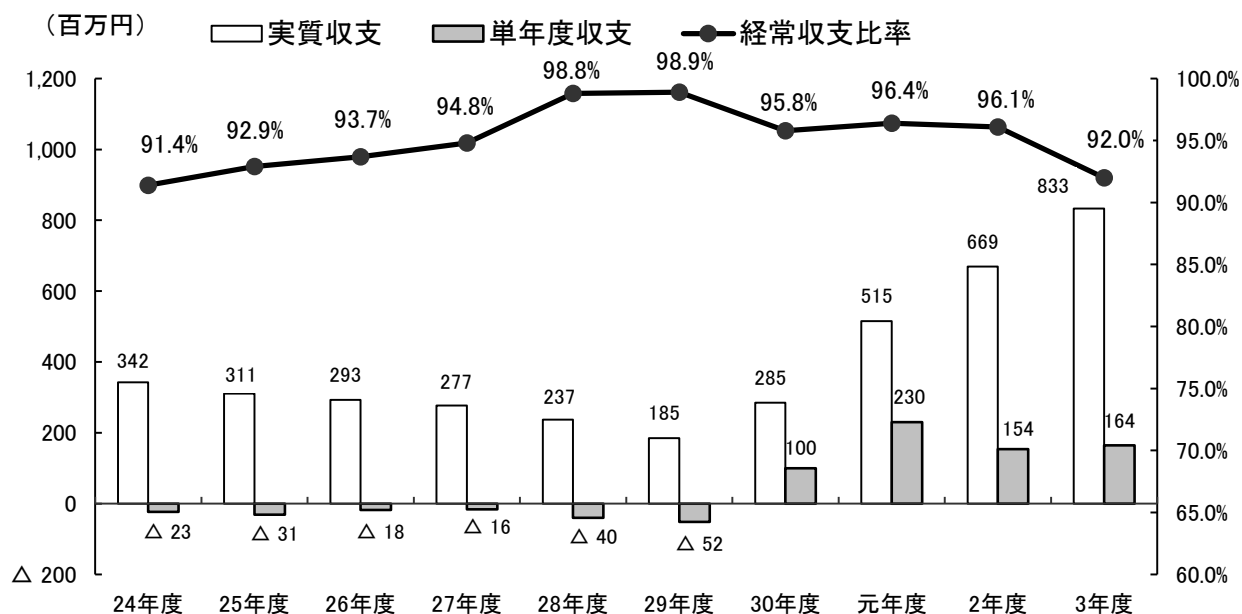
令和3年度の普通会計歳入決算額は前年度比17.1%減の72,380百万円、歳出決算額は前年度比17.5%減の71,323百万円となりました。

令和3年度 普通会計決算収支



※四捨五入の影響により、差引後の数値が一致しない場合があります。

実質収支・単年度収支・経常収支比率の推移



財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、地方消費税交付金の増加、地方交付税の追加交付などの影響により、前年度から4.1ポイント改善し、92.0%となりました。

地方交付税の追加交付の影響を除くと、94.6%となります。

しかし、扶助費をはじめとする経常的な歳出は増加していることから、依然として90%を超える水準にあり、財政構造の硬直化は続いています。

なお、単年度収支については、164百万円であり、4年連続で黒字となりました。

<実質収支>

歳入と歳出の差引額(形式収支)から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額です。

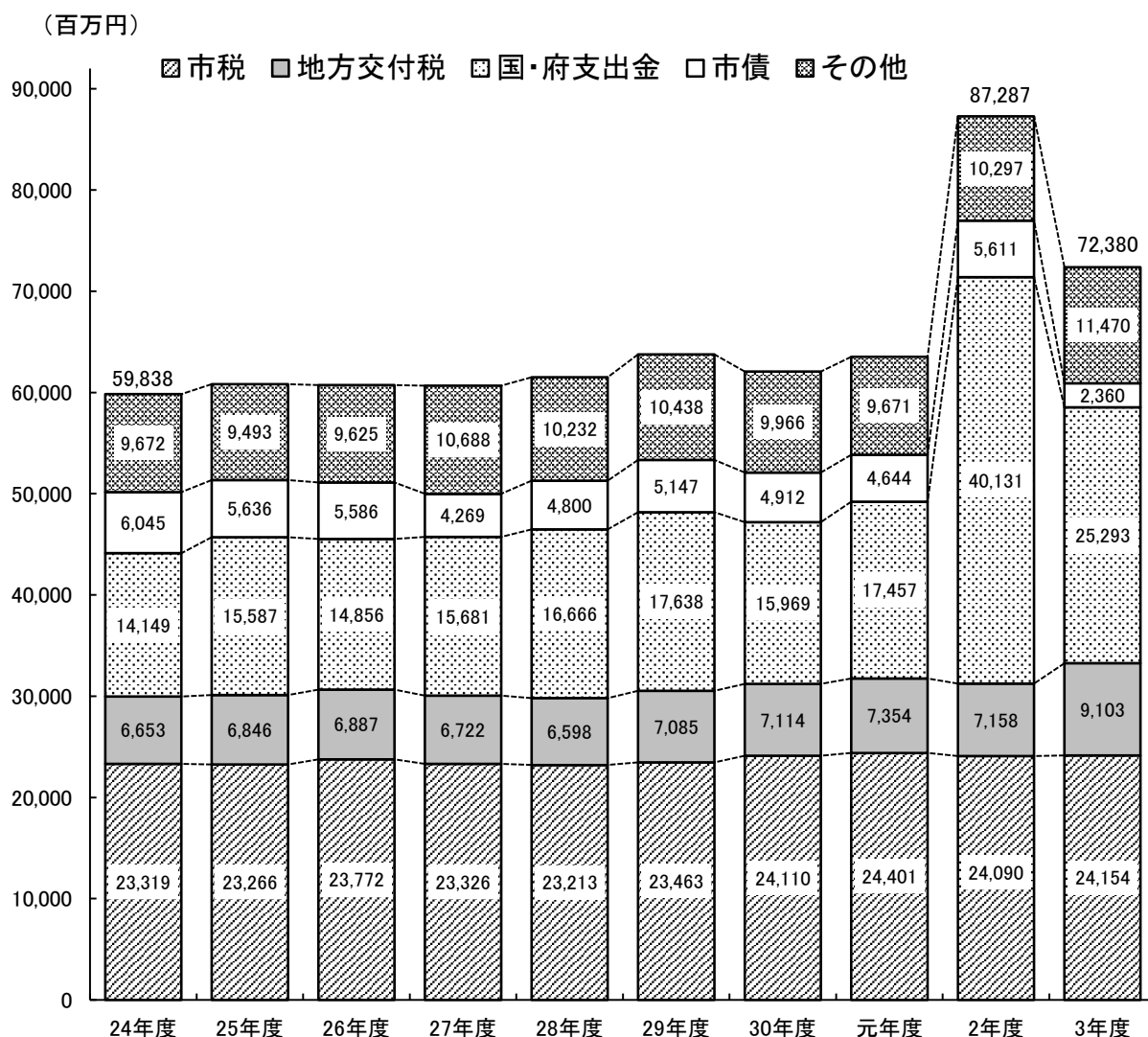
<単年度収支>

当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額です。
当該年度だけの収支が把握できます。

<経常収支比率>

毎年度経常的に入ってくる歳入に対して、毎年度経常的に支払う歳出がどれぐらいの割合かを示すもので、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられます。
都市にあっては75%が妥当と考えられています。

■ 歳入決算額の推移 ■



令和3年度の歳入決算額は、前年度比17.1%減の72,380百万円となりました。

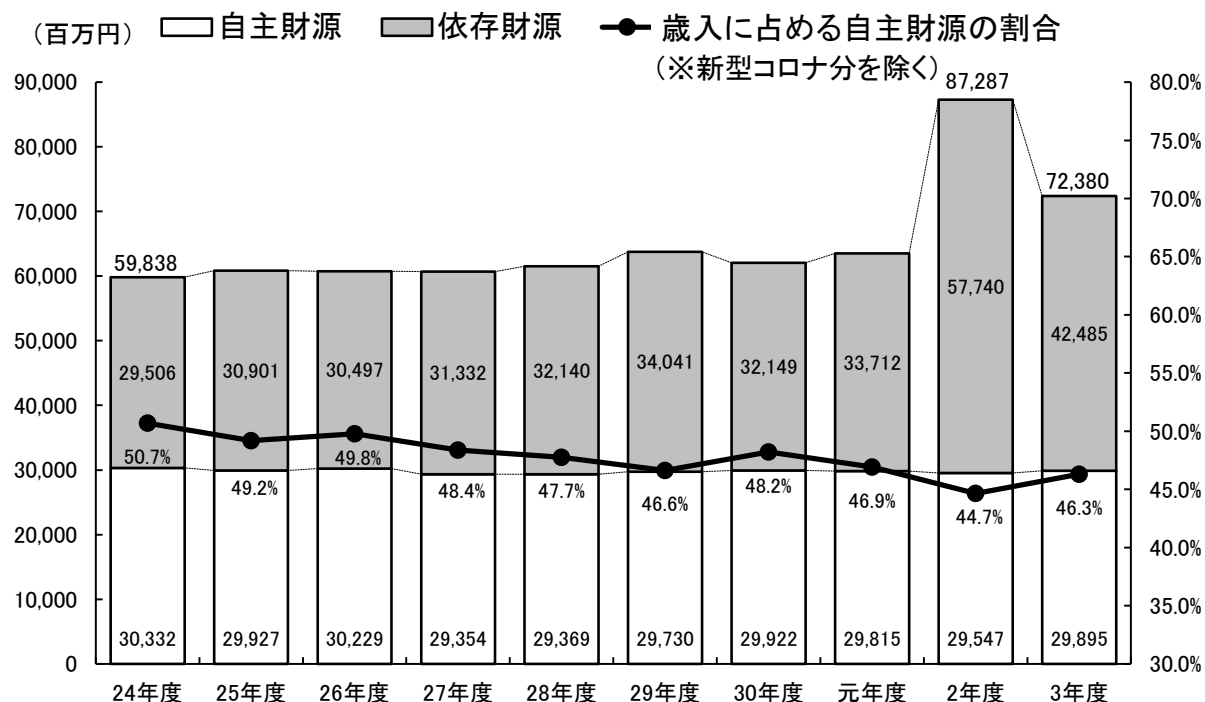
歳入の要である市税収入は、前年度から64百万円増の24,154百万円となりました。

地方交付税は、追加交付などの影響により、前年度比27.2%増の9,103百万円となりました。

国・府支出金は、前年度の特別定額給付金給付事業費補助金などの影響により、前年度比37.0%減の25,293百万円となりました。

市債は、臨時財政対策債、前年度のお茶と宇治のまち歴史公園交流ゾーン整備事業債などの影響により、前年度比57.9%減の2,360百万円となりました。

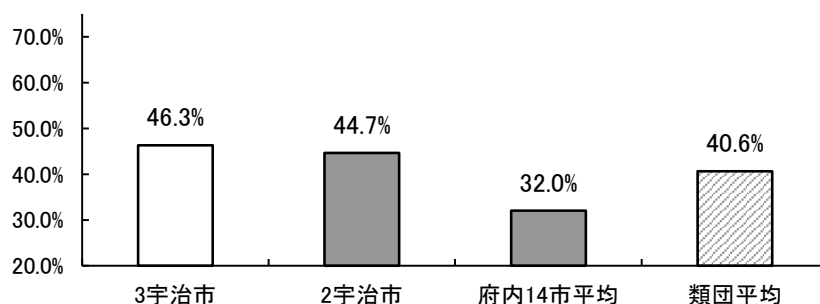
■ 自主財源と依存財源の推移 ■



歳入は財源の自主性を基準に、自主財源と依存財源に区別することができます。自主財源とは市税、使用料、手数料など地方公共団体が自主的に収入することができる財源をいい、自主財源の多寡は行政運営の自主性・安定性を確保しうるかどうかの判断基準となります。

令和3年度は、市税収入などの影響により、自主財源が前年度から348百万円増の29,895百万円となったが、歳入に占める割合は46.3%となり、9年連続で50%を下回りました。

【令和2年度 歳入に占める自主財源の割合】（府内14市平均および類団平均との比較）



歳入に占める自主財源の割合を類似団体（類団）などと比較した場合、宇治市は府内14市平均の32.0%および類団平均の40.6%より高い水準となっています。

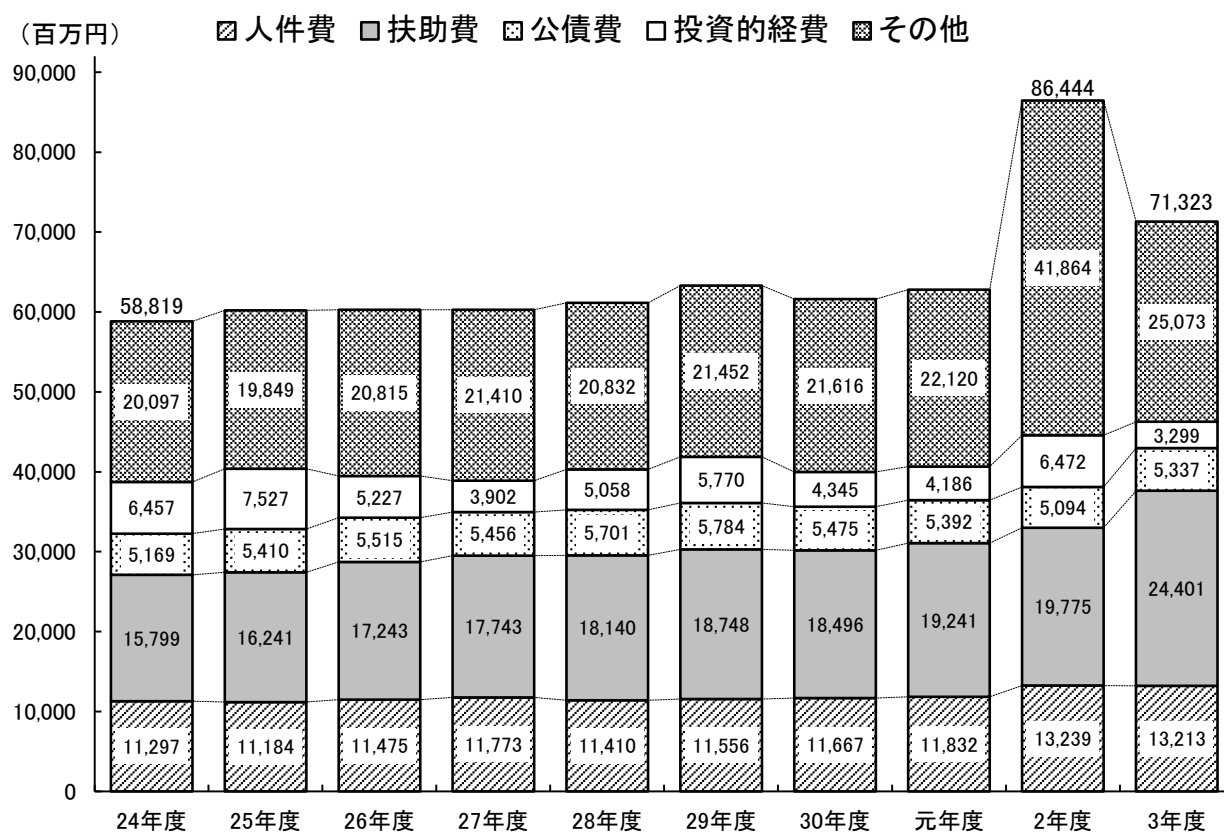
※ 宇治市は、新型コロナ分を除いています。

<類似団体（類団）との比較について>

本市の決算状況と比較・分析するため、類似団体（以下類団）の各決算状況の平均値を記載しています。類団とは、毎年度地方公共団体からの報告に基づいて総務省が作成する都道府県財政指数表および類似団体別市町村財政指数表における、人口や産業構造によって分類された団体区分に基づく同一区分帯に属する団体をいいます。

※ 「新型コロナ分」とは、対応策に活用した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国・府支出金をいいます。

■ 歳出決算額（性質別）の推移 ■



性質別経費とは、経費の性質を基準として分類するもので、人件費・扶助費・公債費・投資的経費などがあります。

人件費・扶助費・公債費の合計である義務的経費の歳出に占める割合は、府内14市平均および類団平均と比べると高い水準にあります（「6 義務的経費」参照）。

投資的経費は、お茶と宇治のまち歴史公園交流ゾーンの整備などの影響により、前年度比49.0%減の3,299百万円となりました。

その他は、前年度の特別定額給付金給付事業費などの影響により、前年度比40.1%減の25,073百万円となりました。

<人件費>

報酬、給料、退職手当など、行政委員や職員などの勤務に関して必要な経費です。

<扶助費>

社会保障制度の一環として、各種法令や市独自の制度に基づいて行う福祉サービスの提供に必要な経費です。

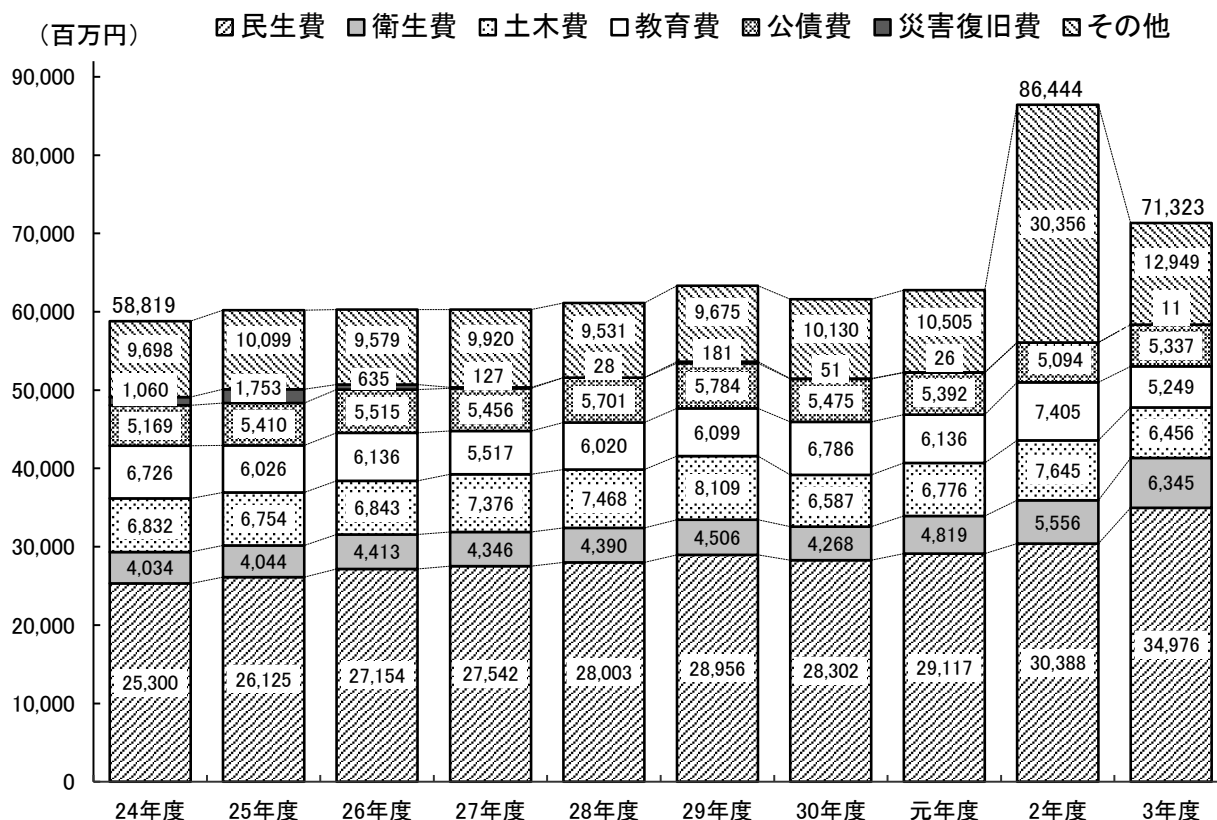
<公債費>

市債の返済に要する経費で、市債の返済金とその利子です。

<投資的経費>

支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費です。

■ 歳出決算額（目的別）の推移 ■



目的別経費とは、経費を行政目的ごとに分類するもので、民生費・衛生費・土木費・教育費などがあります。

民生費は、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費などの影響により、前年度比15.1%増の34,976百万円となり、歳出に占める割合は、前年度比13.8ポイント増の49.0%となりました。

土木費は、お茶と宇治のまち歴史公園交流ゾーンの整備などの影響により、前年度比15.6%減の6,456百万円となりました。

教育費は、前年度の児童生徒1人1台端末整備の影響などにより、前年度比29.1%減の5,249百万円となりました。

その他は、前年度の特別定額給付金給付事業費などの影響により、前年度比57.3%減の12,949百万円となりました。

<民生費>

障害者・高齢者などの社会福祉や、児童福祉、生活保護などにかかる経費です。

<衛生費>

各種健康診査、予防接種、斎場運営、環境対策、ごみ収集・処理などにかかる経費です。

<土木費>

道路や排水路、公園、市営住宅など都市の基盤整備や維持にかかる経費です。

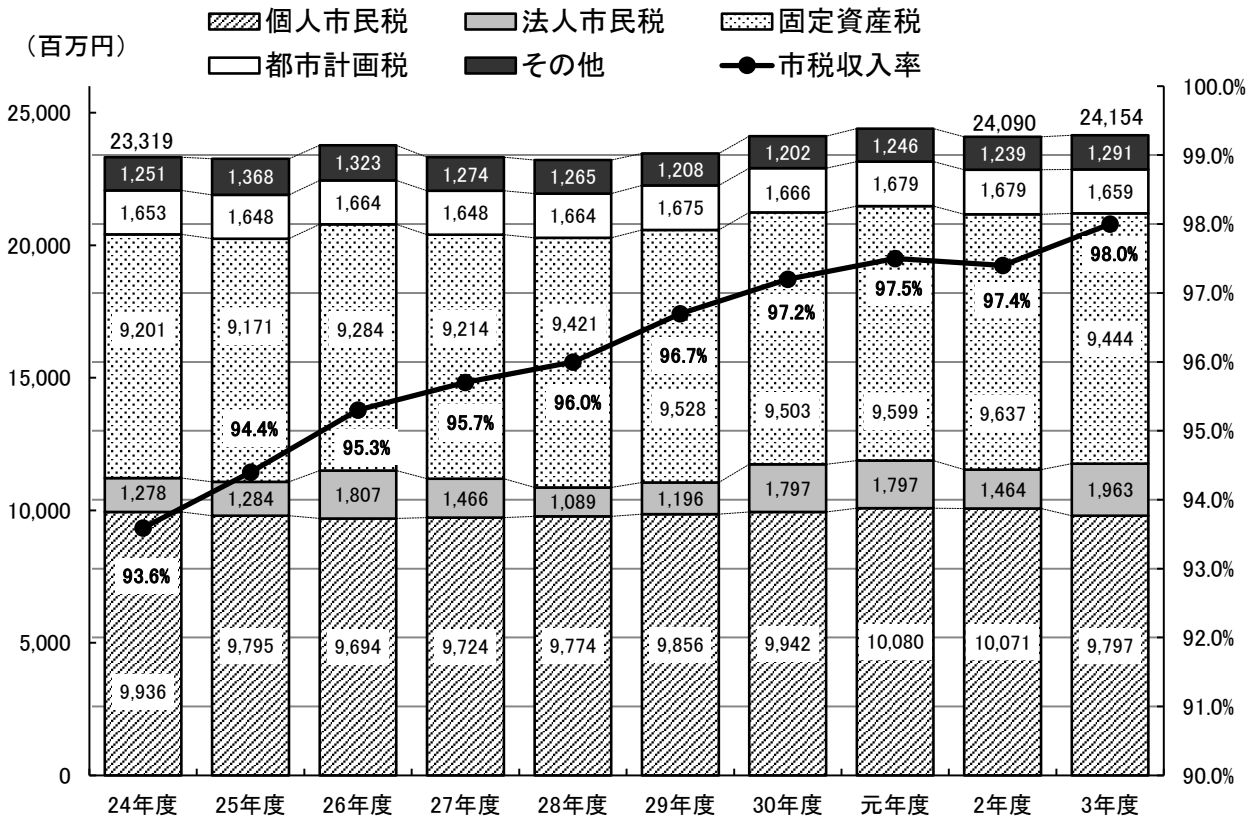
<教育費>

小・中学校、幼稚園などの教育振興や耐震化・大規模改修などにかかる経費です。

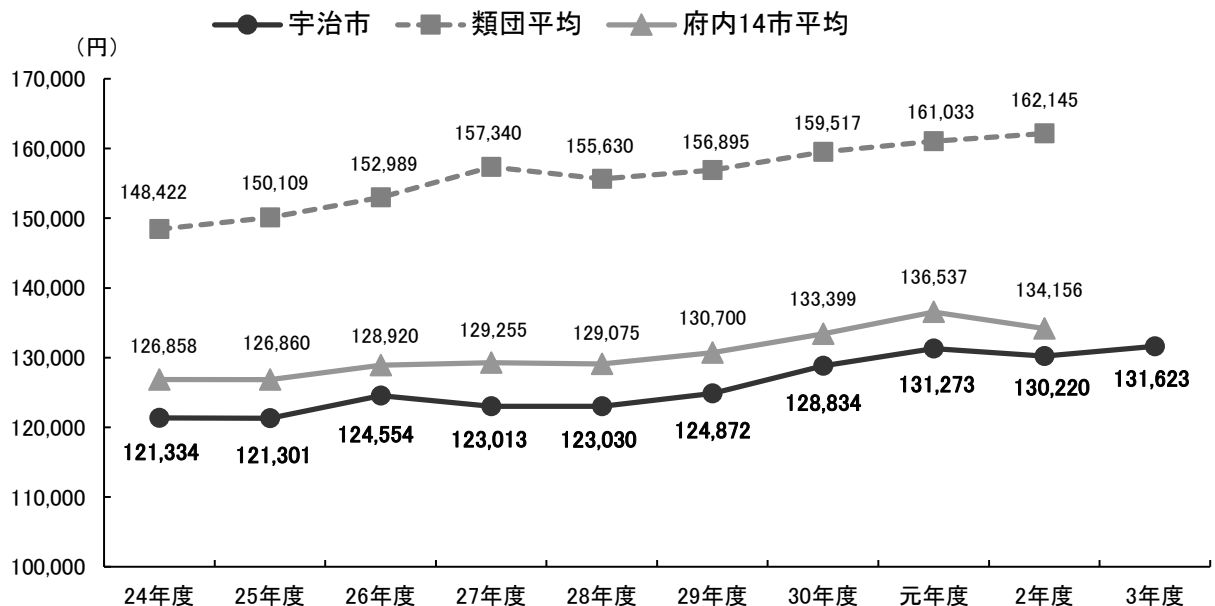
2 市税

- (1) 法人市民税は、前年度から499百万円増の1,963百万円となったが、個人市民税は、前年度から274百万円減の9,797百万円、固定資産税は前年度から193百万円減の9,444百万円となり、市税全体では、前年度から64百万円増の24,154百万円となった
- (2) 市税収入率は、前年度から0.6ポイント増加し、98.0%となった

■ 市税収納額と市税収入率の推移 ■



【市民一人あたりの市税の推移】（府内14市平均および類団平均との比較）



3 地方交付税

地方交付税は、国補正予算に伴う追加交付などの影響により前年度比27.2%増の9,103百万円となり、歳入に占める割合は14.1%となった
(3年度:9,103百万円、2年度:7,158百万円)

<地方交付税>

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税および地方法人税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税です。

普通交付税と特別交付税があります。

<普通交付税>

財源不足団体(基準財政需要額が基準財政収入額を上回る地方公共団体)に対し交付されます。

<特別交付税>

特別の財政事情(台風・地震などの災害に対する財政需要など)に対して交付されます。

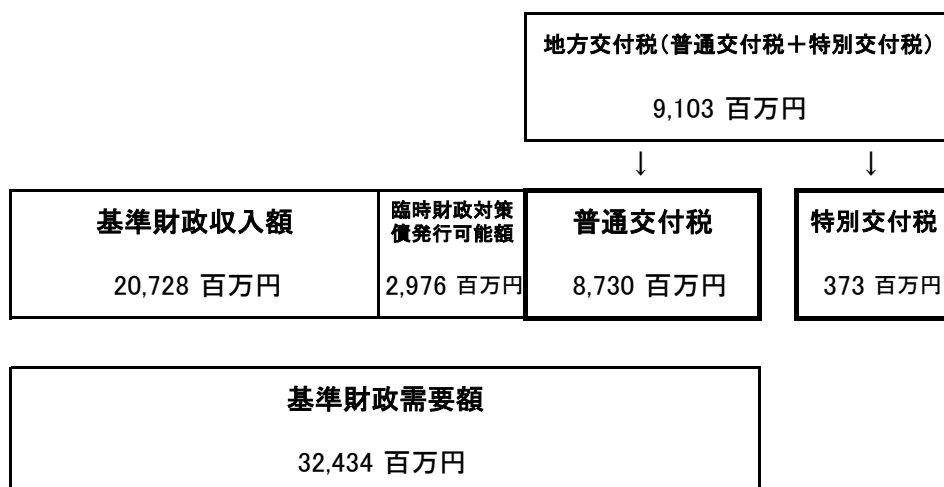
<基準財政需要額>

各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を運営し、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算出した額です。

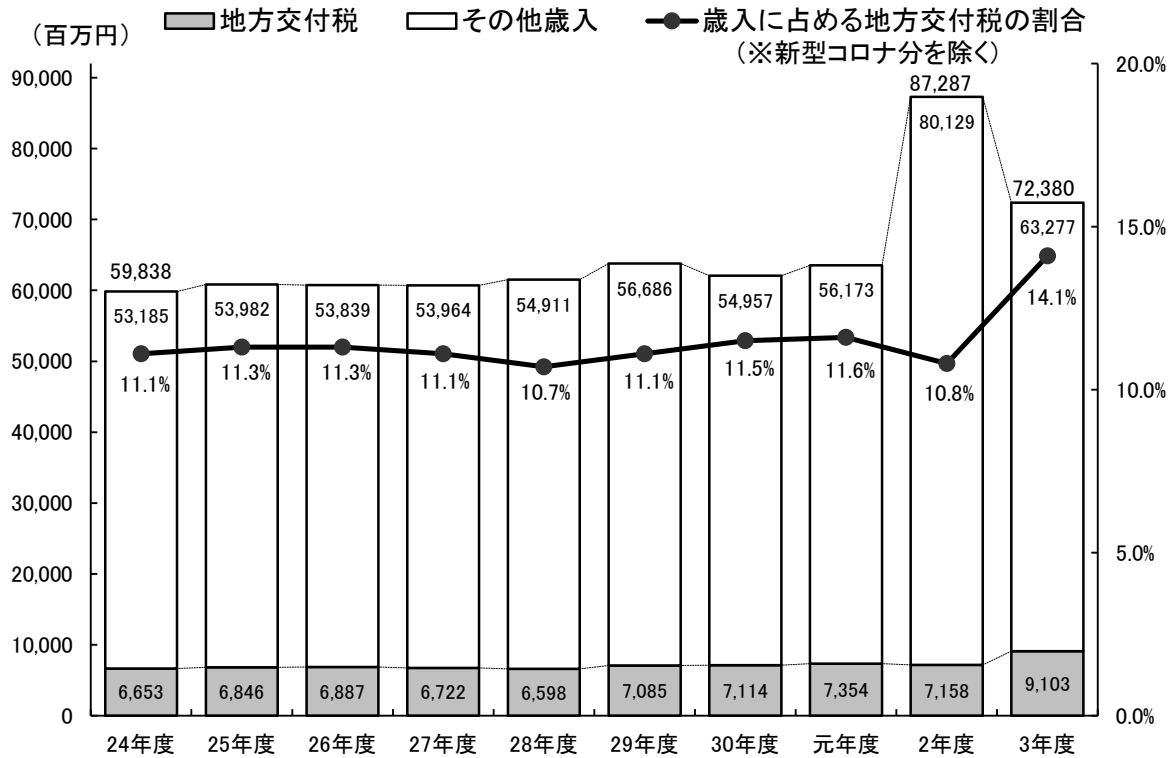
<基準財政収入額>

各地方公共団体の財源を合理的に測定するために、標準的な状況において収入が見込まれる税収入等を一定の方法によって算出した額です。

【令和3年度 地方交付税の内訳】

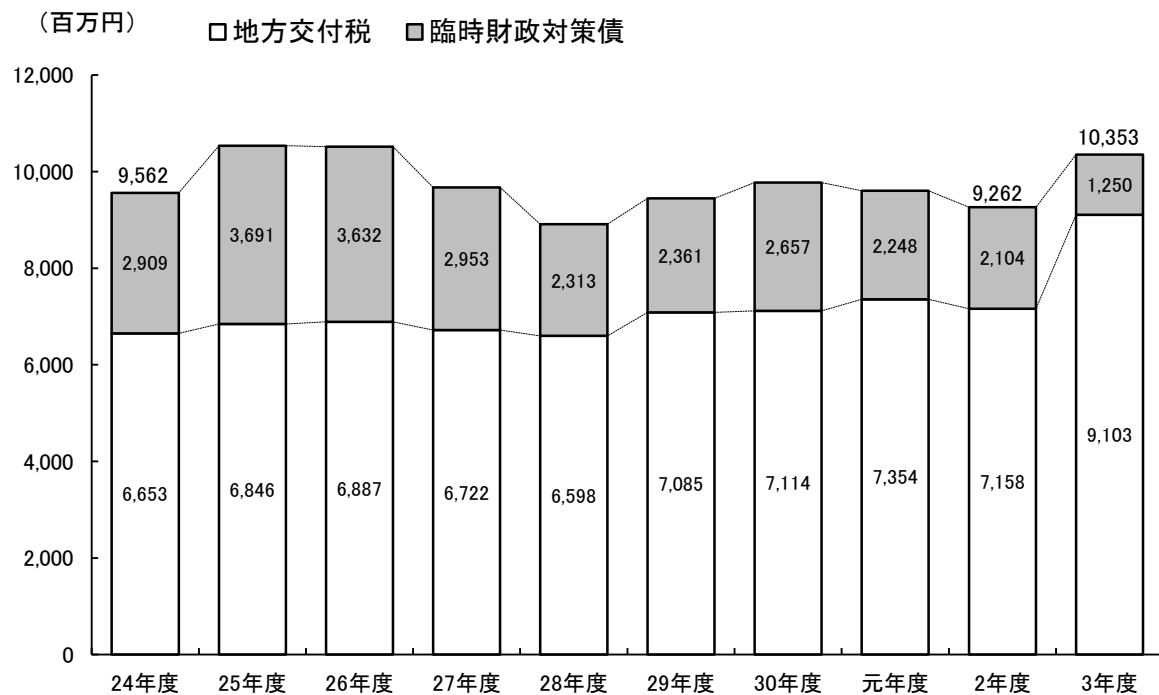


■ 歳入と地方交付税の推移 ■

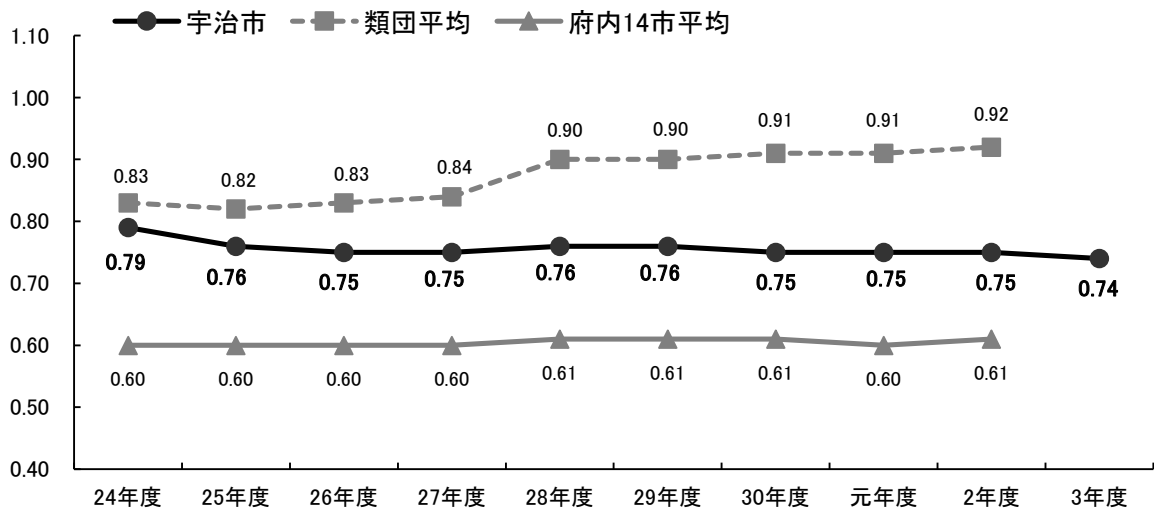


※「新型コロナ分」とは、対応策に活用した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国・府支出金をいいます。

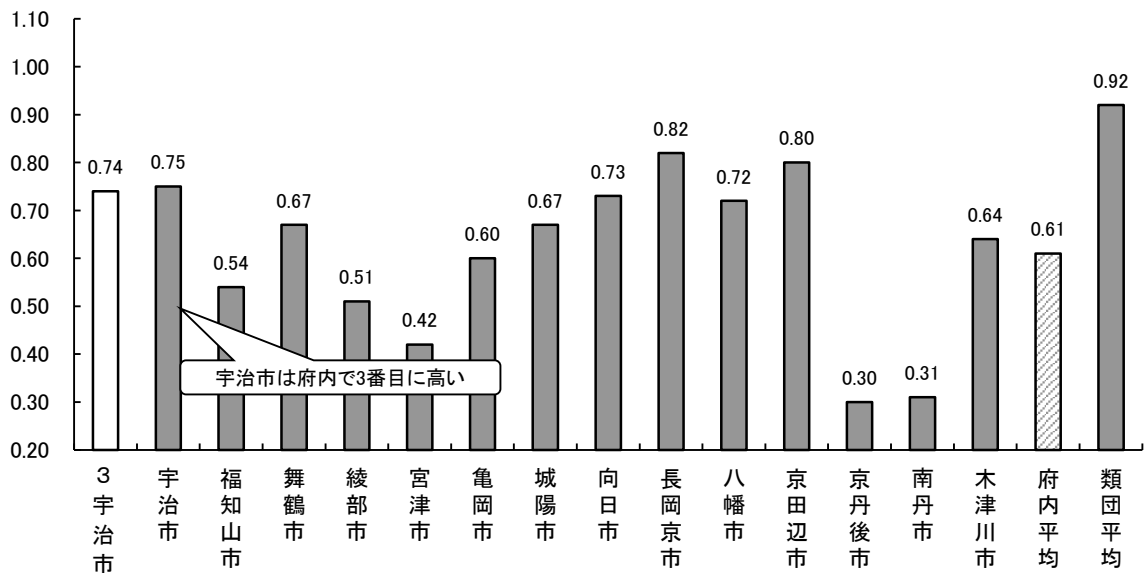
■ 地方交付税および臨時財政対策債発行額の推移 ■



【財政力指数の推移】（府内14市平均および類団平均との比較）



【令和2年度 財政力指数の比較】（府内14市および類団平均との比較）



<財政力指数>

財政力指数は、標準的な行政活動を行うために必要な一般財源に対する市税等の割合を示す指数のことで、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年平均値です。

この数値が大きいほど財政力が強いとされており、1未満の団体には普通交付税が交付されます。

4 市債

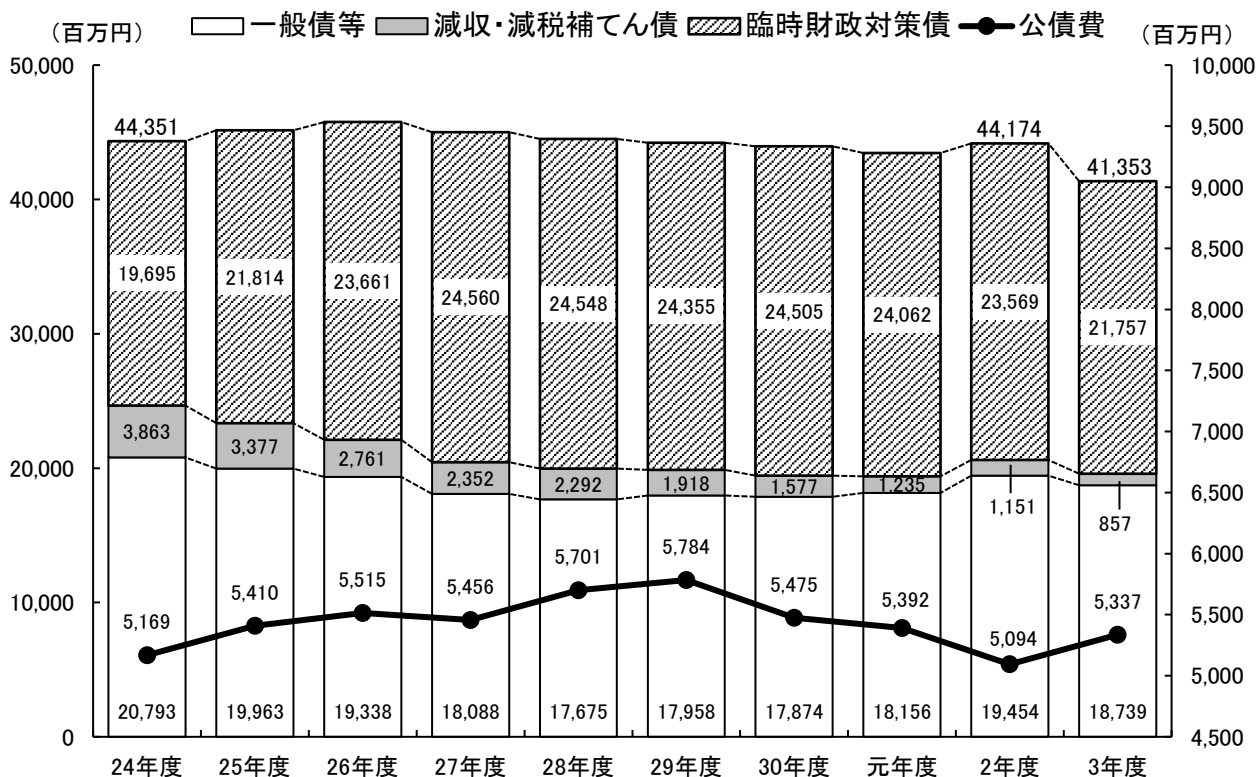
- (1) 市債現在高は、発行額の減少などの影響により、前年度から2,821百万円減の41,353百万円となった
(3年度:41,353百万円、2年度:44,174百万円)
- (2) 臨時財政対策債の現在高は、前年度から1,812百万円減の21,757百万円となり、市債現在高に占める割合は、前年度から0.8ポイント減少し、52.6%となった
(3年度:21,757百万円、2年度:23,569百万円)
- (3) 公債費は、前年度から243百万円増の5,337百万円となった
(3年度:5,337百万円、2年度:5,094百万円)

<市債>

市債とは、本市が資金調達のために負担する債務で、次の役割を担い、その返済が一会計年度を超えて行われるものです。

①財政支出の年度間調整 ②世代間の負担の公平化 ③一般財源の補完

■ 市債現在高の推移 ■

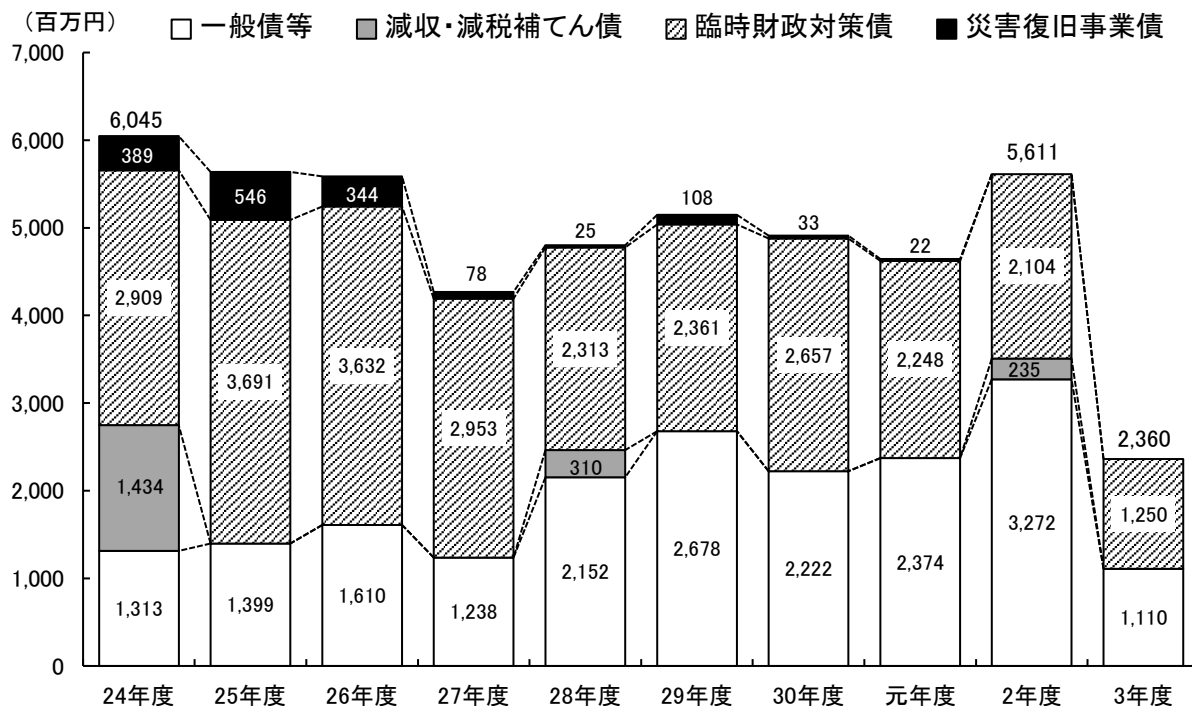


市債現在高は、発行額の減少などの影響により、前年度から2,821百万円減の41,353百万円となりました。

<臨時財政対策債>

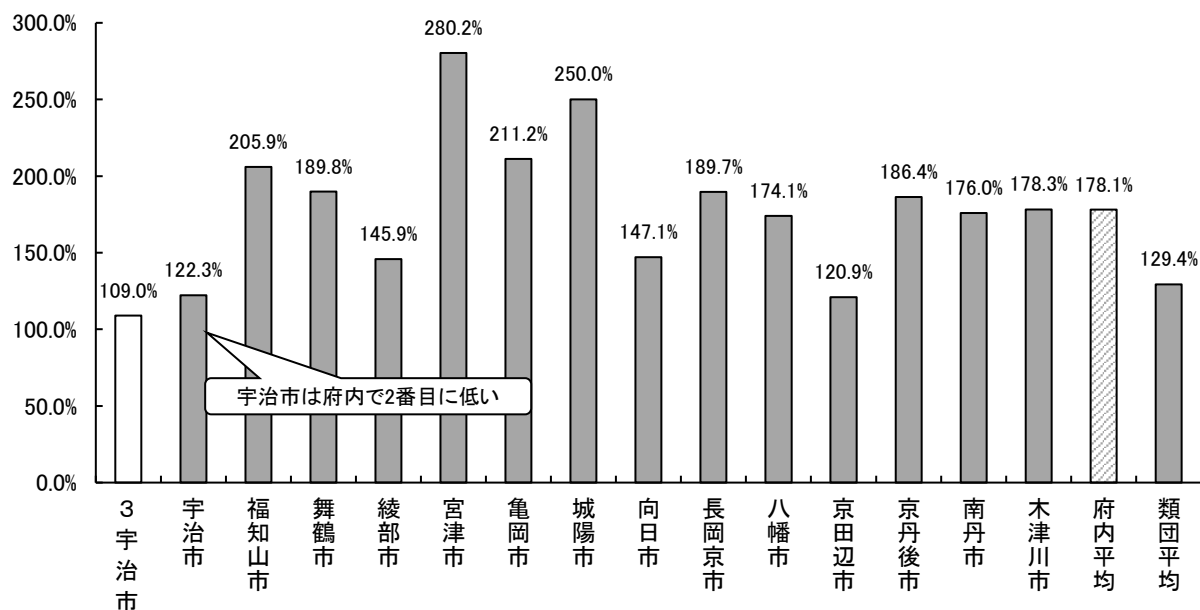
臨時財政対策債は、従来地方交付税により交付されていた地方財政の財源不足の補てんについて、その一部を市債に振り替えられたもので、通常の市債と異なり一般財源として扱います。平成13年度から発行が認められており、元利償還金の100%が後年度の地方交付税を算定する際に用いられる基準財政需要額に算入されます。

市債発行額の推移



臨時財政対策債は前年度比40.6%減の1,250百万円となり、一般債等の減少の影響もあり、市債発行額は、前年度比57.9%減の2,360百万円となりました。

【令和2年度 標準財政規模に対する市債現在高の割合】 (府内14市および類団平均との比較)



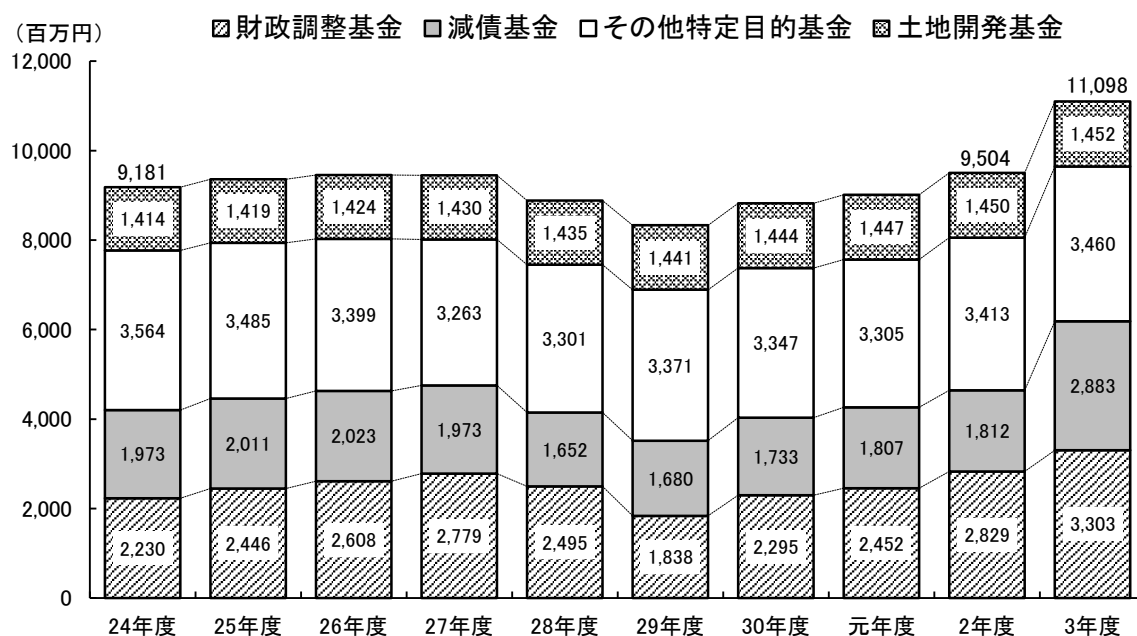
標準財政規模に対する市債現在高の割合は、宇治市は府内で2番目に低い水準となりました。
引き続き市債の適正化を図っていく必要があります。

標準財政規模…地方公共団体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう一般財源の規模

5 基金

- (1) 基金現在高は、前年度から1,594百万円増の11,098百万円となった
(3年度:11,098百万円、2年度:9,504百万円)
- (2) 経済状況の変動などによる財源不足に備えるための財政調整基金は、前年度から474百万円増の3,303百万円となった
(3年度:3,303百万円、2年度:2,829百万円)
- (3) 減債基金は、地方交付税の追加交付分の積み立てなどの影響により、1,071百万円増の2,883百万円となった
(3年度:2,883百万円、2年度:1,812百万円)

■ 基金現在高の推移 ■



<基金>

基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるため、もしくは定額の資金を運用するために設けられるものです。

<財政調整基金>

経済状況の変動などによる年度間の財源調整を行うために積み立てられている基金です。

<減債基金>

市債の償還を計画的に行うために積み立てられている基金です。

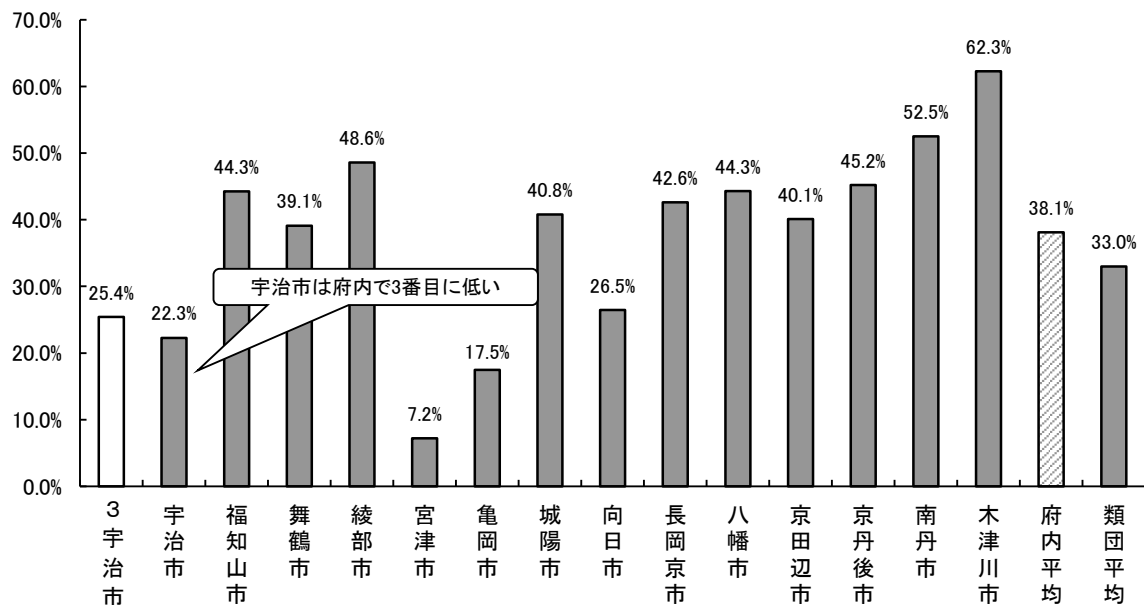
<特定目的基金>

条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、もしくは定額の資金を運用するために設けられる資金または財産です。

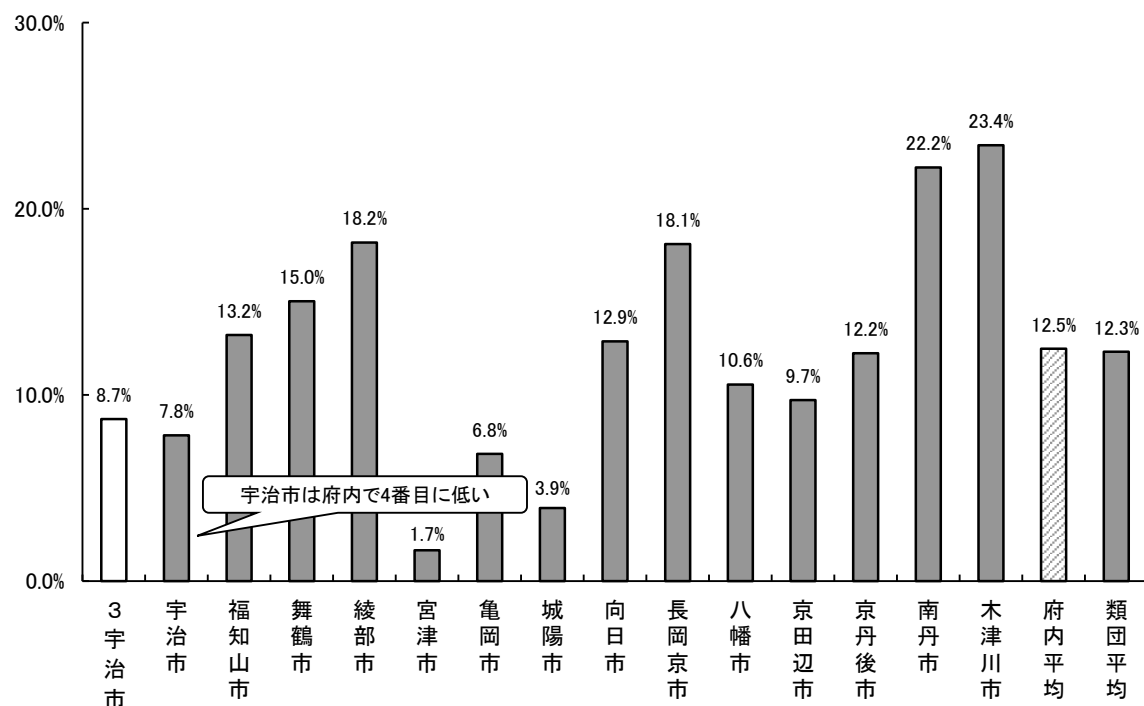
具体的には、公共施設などの建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対応のための基金などがあります。

【令和2年度 標準財政規模に対する基金現在高の割合】
（府内14市および類団平均との比較）

※土地開発基金を除く



【令和2年度 標準財政規模に対する財政調整基金現在高の割合】
（府内14市および類団平均との比較）



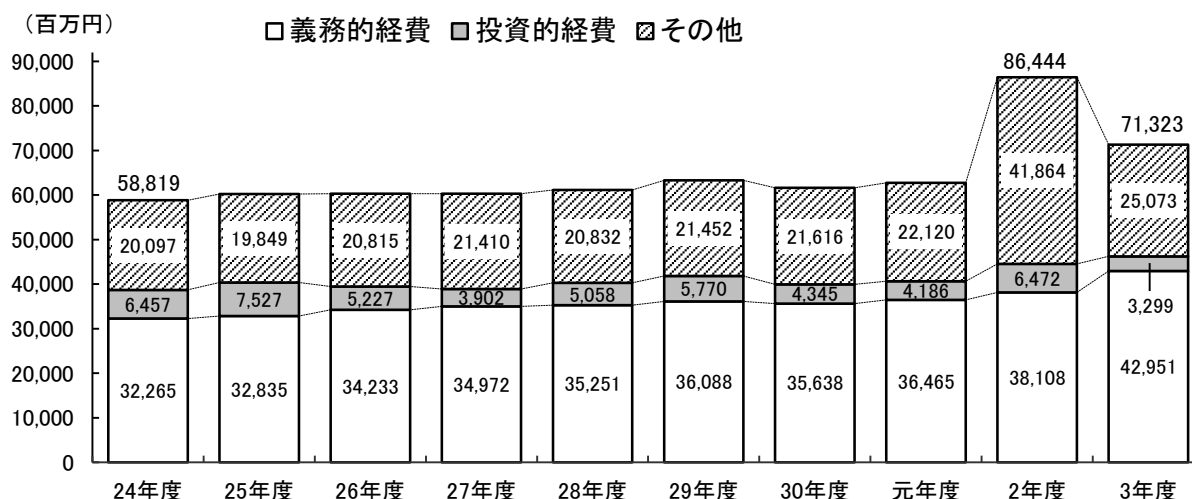
標準財政規模に対する財政調整基金現在高の割合が高ければ、経済状況の変化などに対する対応力があるといえます。本市は、府内14市と比較すると4番目に低い水準となります。厳しい財政状況の中ですが、基金の確保が必要です。

標準財政規模…地方公共団体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう一般財源の規模

6 義務的経費（人件費・扶助費・公債費）

- (1) 義務的経費は、新型コロナウイルス感染症の対応策として実施した子育て世帯臨時特別給付金給付事業費や住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費が扶助費に計上されたことなどの影響により、前年度比12.7%増の42,951百万円となった
- (2) 義務的経費の歳出に占める割合は、義務的経費の増加や前年度の特別定額給付金給付事業費などの影響により、歳出総額が減少したため、前年度から16.1ポイント増加し、60.2%となった
(3年度:60.2%、2年度:44.1%)

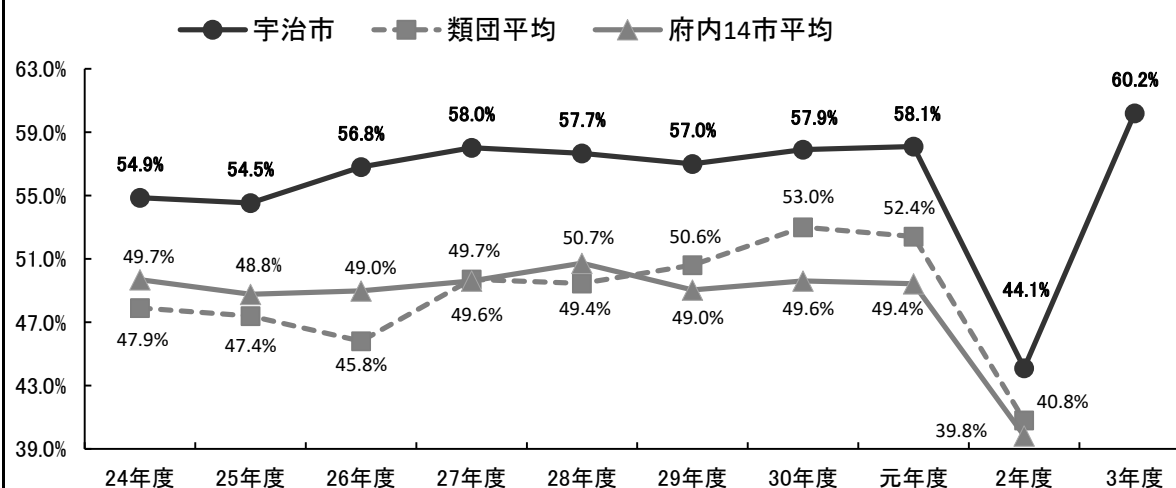
■ 歳出全体に占める義務的経費の推移 ■



<義務的経費>

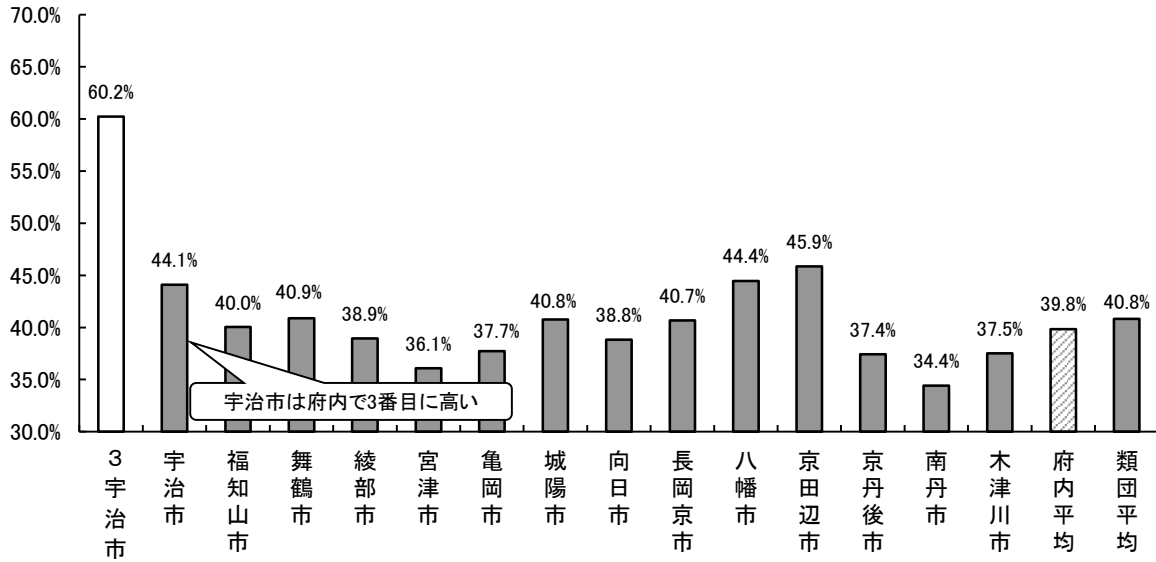
義務的経費は職員給などの人件費、生活保護や高齢者、障害福祉などの扶助費、市債の元利償還金などの公債費からなっており、支出が義務付けられ、任意に削減できない硬直性の強い経費です。

【歳出に占める義務的経費の割合の推移】（府内14市平均および類団平均との比較）

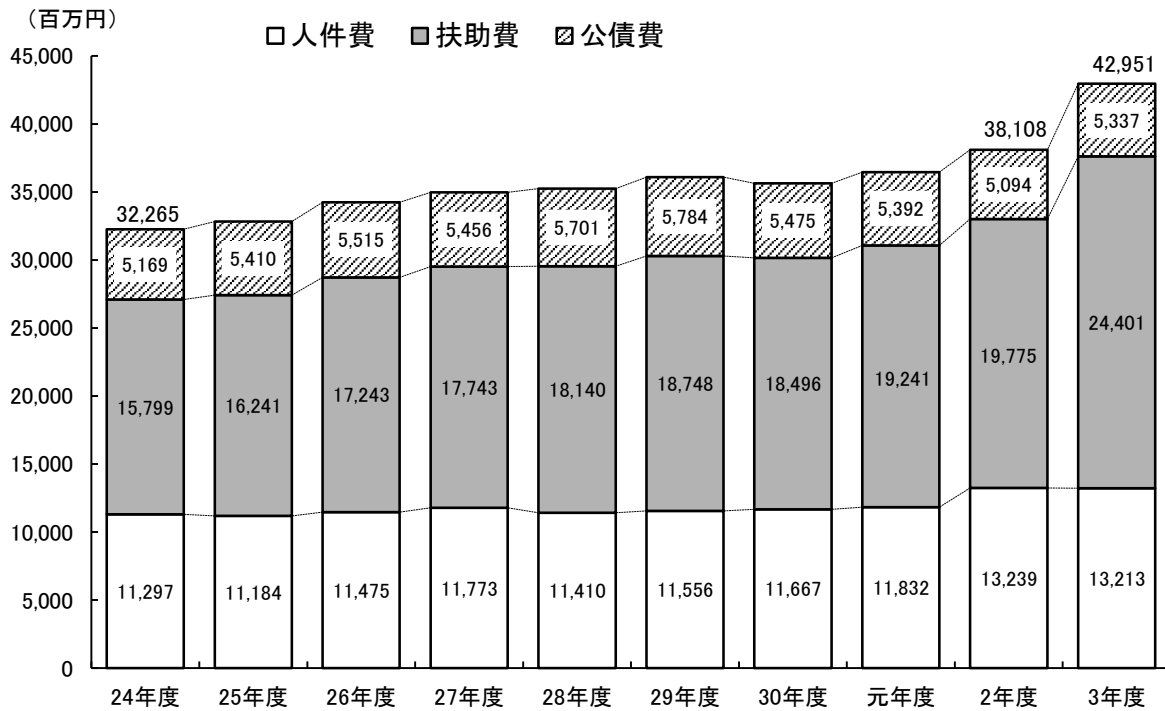


令和3年度の歳出に占める義務的経費の割合は、16.1ポイント増加し、60.2%となりました。府内14市平均および類団平均と比べると高い水準で推移しており、今後も注意が必要です。

【令和2年度 歳出に占める義務的経費の割合】
（府内14市および類団平均との比較）



■ 義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の推移 ■

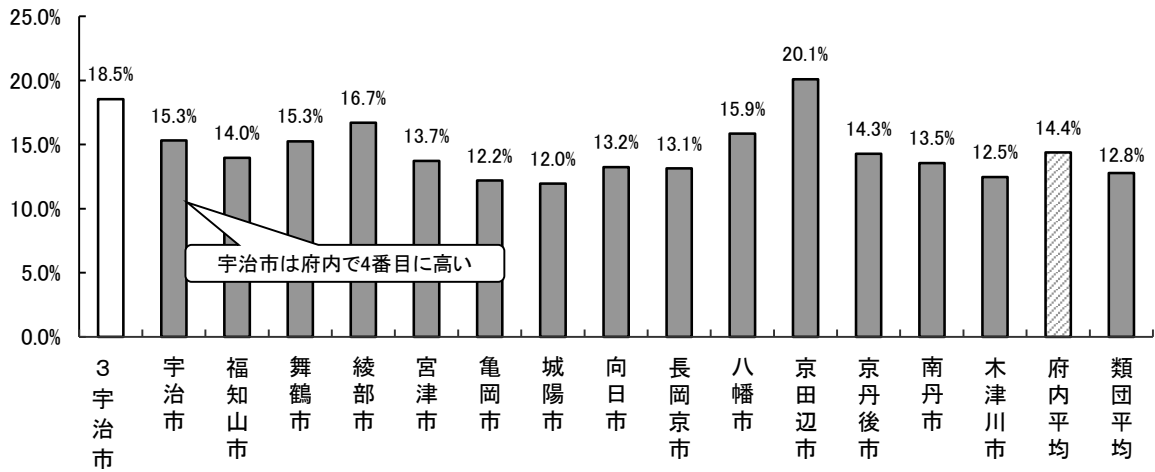


人件費は、前年度比0.2%減の13,213百万円となりました。

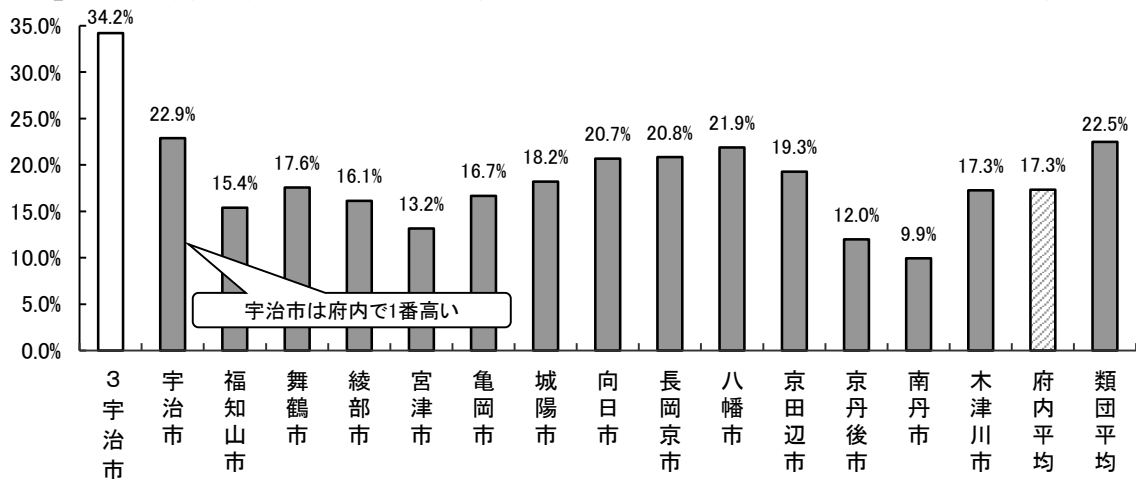
扶助費は、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費や住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費などの影響により、前年度比23.4%増の24,401百万円となりました。

公債費は、前年度比4.8%増の5,337百万円となりました。

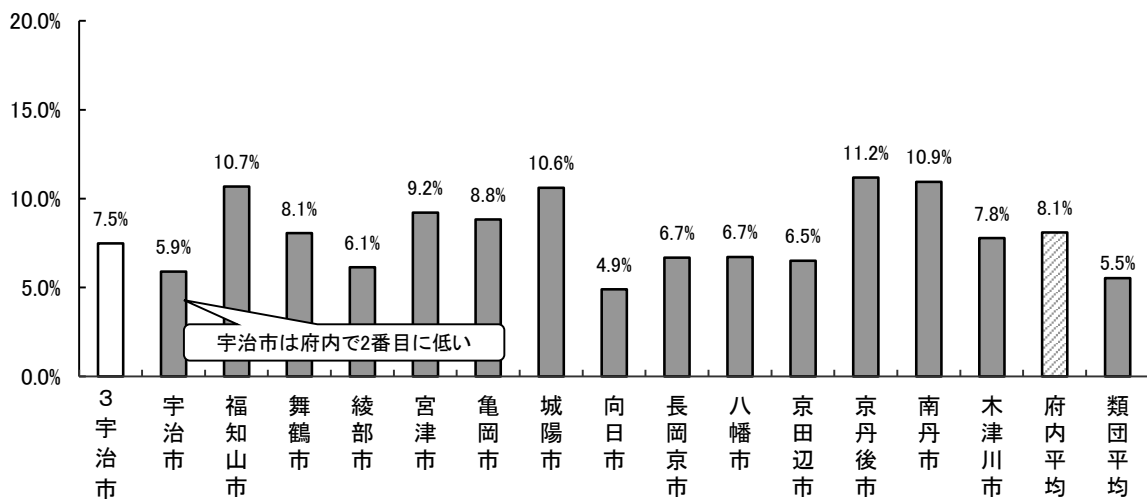
【令和2年度 歳出に占める人件費の割合】（府内14市および類団平均との比較）



【令和2年度 歳出に占める扶助費の割合】（府内14市および類団平均との比較）

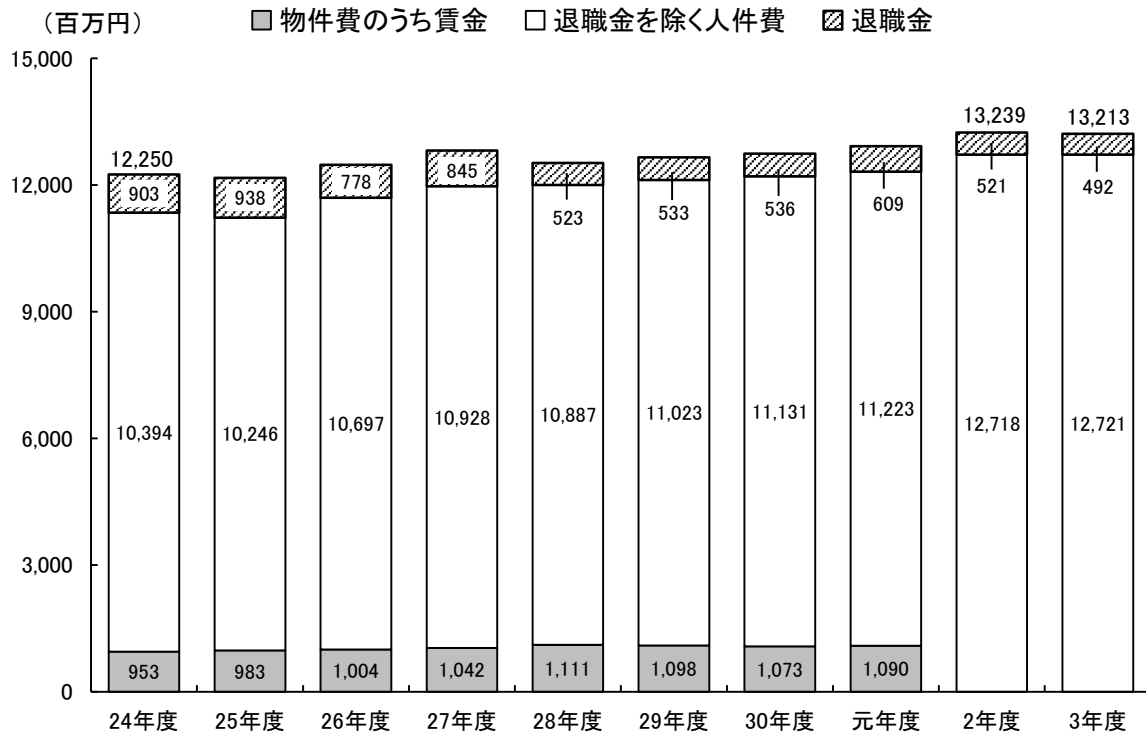


【令和2年度 歳出に占める公債費の割合】（府内14市および類団平均との比較）



※ 四捨五入の影響により、足し上がりの数値が前頁と一致しない場合があります。

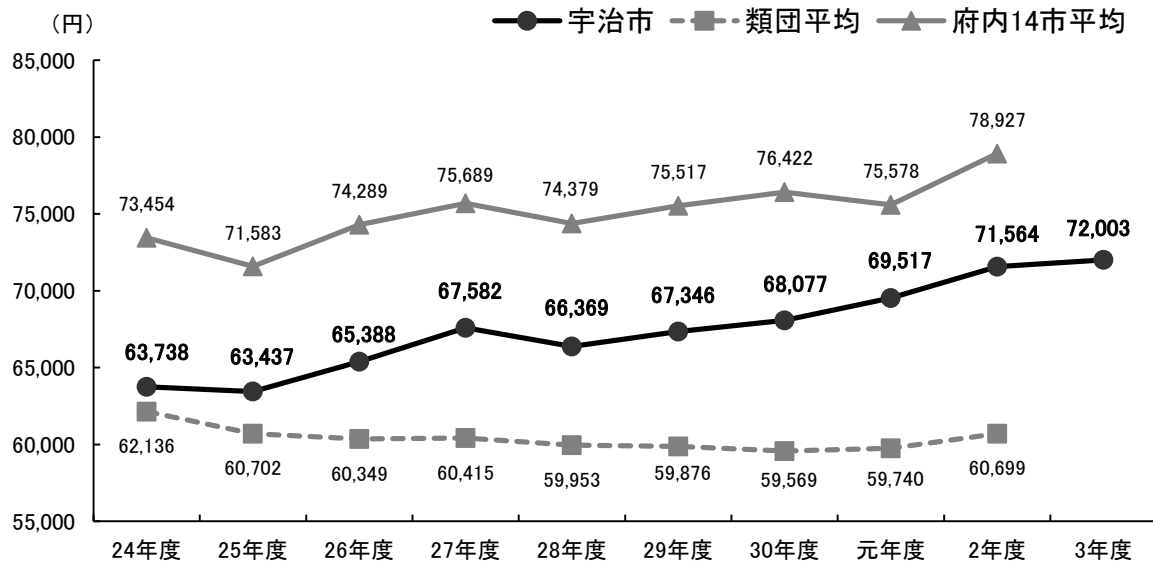
■ 人件費等の推移 ■



令和2年度の会計年度任用職員制度導入により、物件費のうち賃金は廃止され、人件費に計上されることとなりました。

退職金を除く人件費は、前年度から3百万円増の12,721百万円となり、人件費全体では、前年度から26百万円減の13,213百万円となりました。

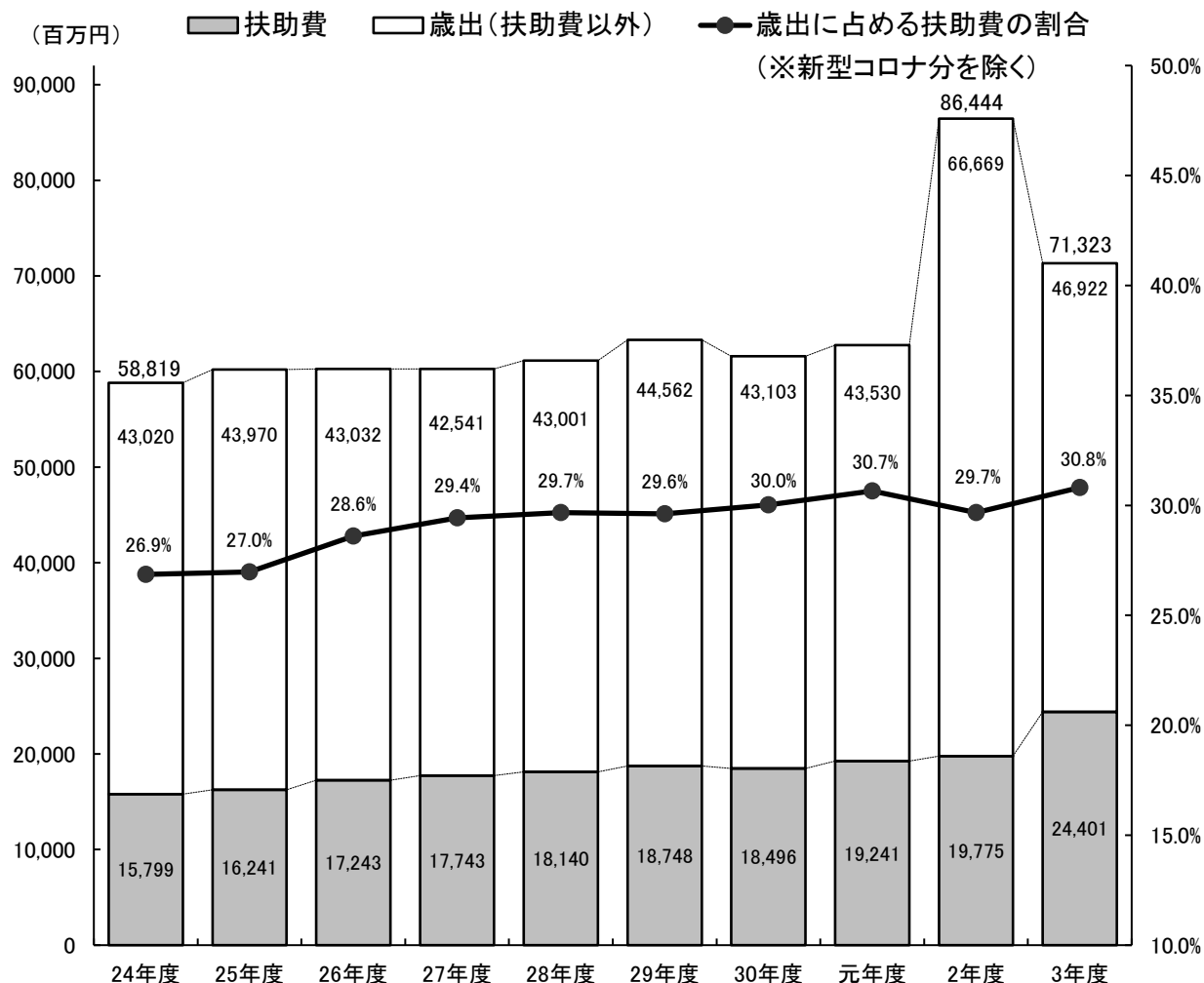
【市民一人あたりの人件費等の推移】 (府内14市平均および類団平均との比較)



7 扶助費

扶助費は、新型コロナウイルス感染症の対応策として実施した子育て世帯臨時特別給付金給付事業費や住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費が扶助費に計上されたことなどの影響により、前年度から4,626百万円増の24,401百万円となった

■ 歳出と扶助費の推移 ■



扶助費は、前年度比23.4%増の24,401百万円となり、歳出に占める扶助費の割合は前年度から1.1ポイント増加し、30.8%となりました。

また、新型コロナウイルス感染症の対応策として実施した子育て世帯臨時特別給付金給付事業費や住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費を除くと、前年度から28百万円増の19,803百万円となりました。

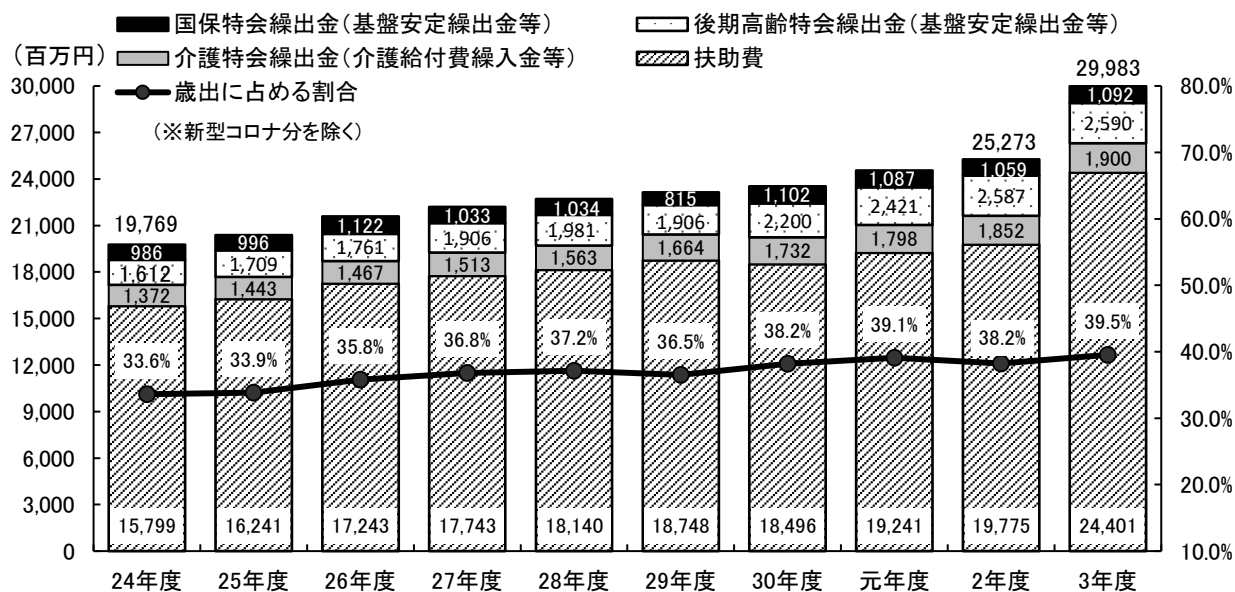
歳出に占める扶助費は、高い割合で推移しており、財政を硬直化させる大きな要因のひとつとなっています。

<扶助費>

社会保障制度の一環として、各種の法令(生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など)や市独自の制度に基づいて、障害者、高齢者、児童などへの福祉サービスの提供に直接必要な経費です。

※「新型コロナ分」とは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国・府支出金を活用して実施した事業費をいいます。

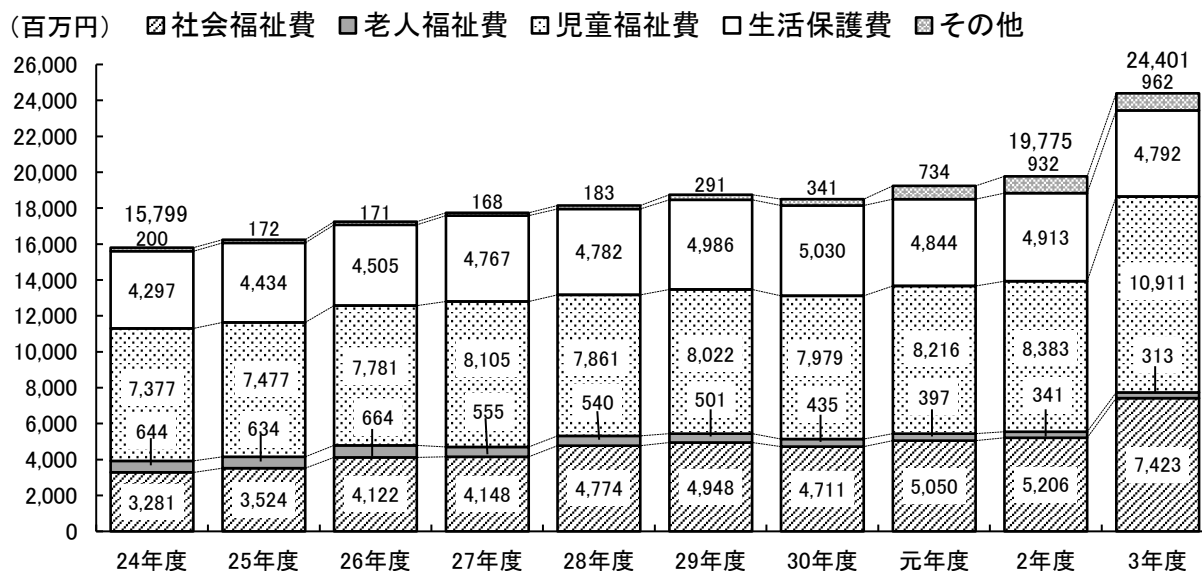
■ 扶助費と国保特会・介護特会・後期高齢特会繰出金の合計の推移 ■



平成24年度の19,769百万円に対し、令和3年度は約1.5倍の29,983百万円となりました。
また、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費や住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費を除くと、約1.3倍の25,385百万円となりました。

※「新型コロナ分」とは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国・府支出金を活用して実施した事業費をいいます。

■ 扶助費（目的別）の推移 ■



社会福祉費は、障害者介護給付費、障害者訓練等給付費、福祉医療費支給費などの社会福祉などのための経費であり、前年度比42.6%増の7,423百万円となりました。

また、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費を除くと、前年度から244百万円増の5,450百万円となりました。

老人福祉費は、重度心身障害老人健康管理費、老人医療費支給費、老人保護措置費などの高齢者福祉のための経費であり、前年度比8.2%減の313百万円となりました。

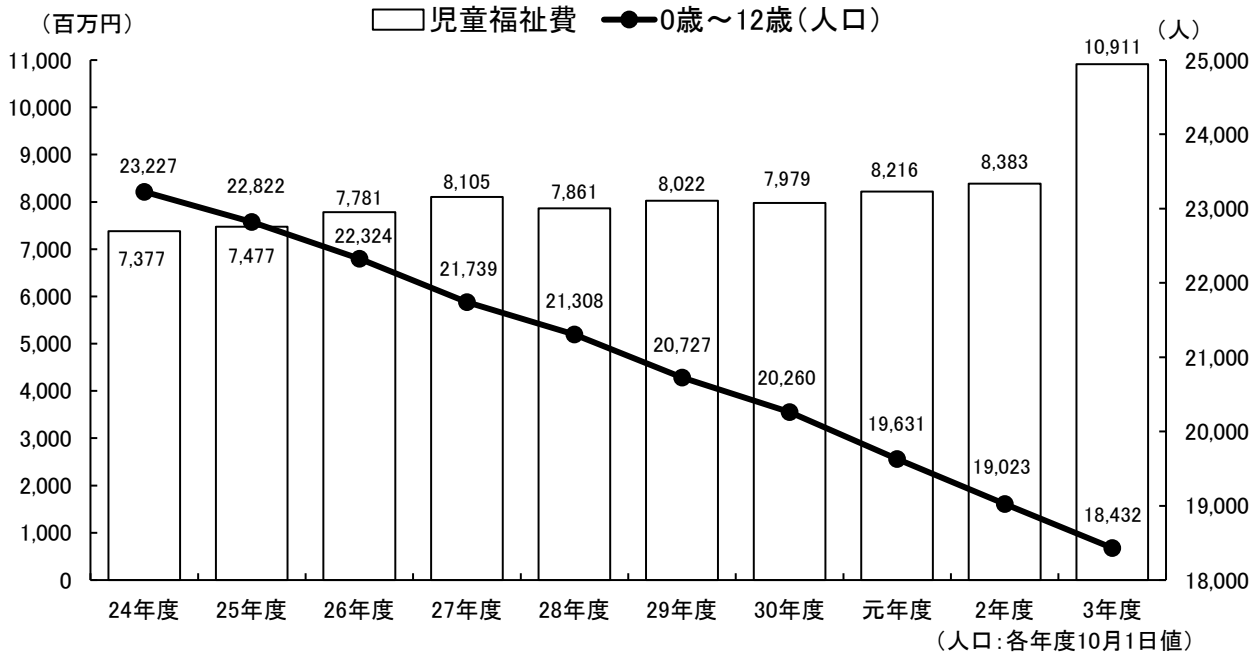
児童福祉費は、児童手当費、民間保育所等運営費、児童扶養手当費などの児童福祉のための経費であり、前年度比30.2%増の10,911百万円となりました。

また、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費を除くと、前年度から97百万円減の8,286百万円となりました。

生活保護費は、生活扶助、住宅扶助、医療扶助などの生活保護のための経費であり、前年度比2.5%減の4,792百万円となりました。

児童福祉費

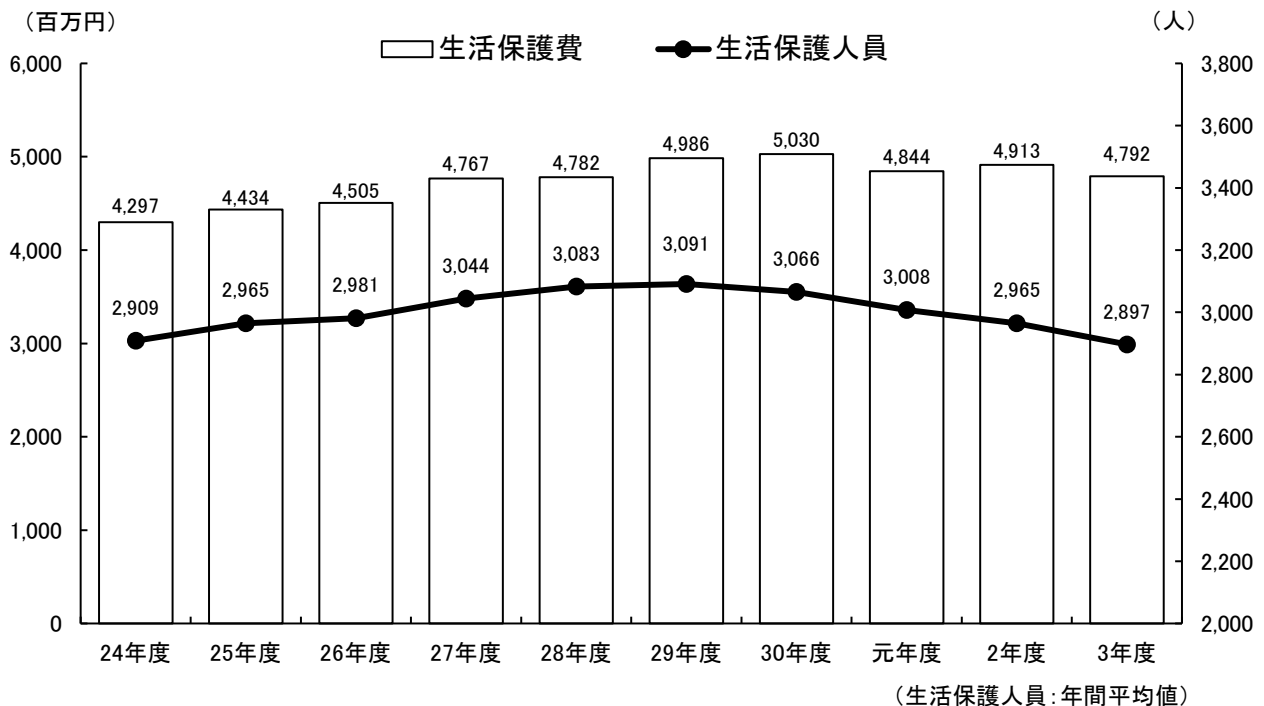
■ 児童福祉費および0歳～12歳の人口の推移 ■



0歳～12歳の人口は、平成20年度以降年々減少し続け、令和3年度は前年度から591人少ない18,432人となったものの、令和3年度の児童福祉費は、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費などの影響により、前年度比30.2%増の10,911百万円となりました。

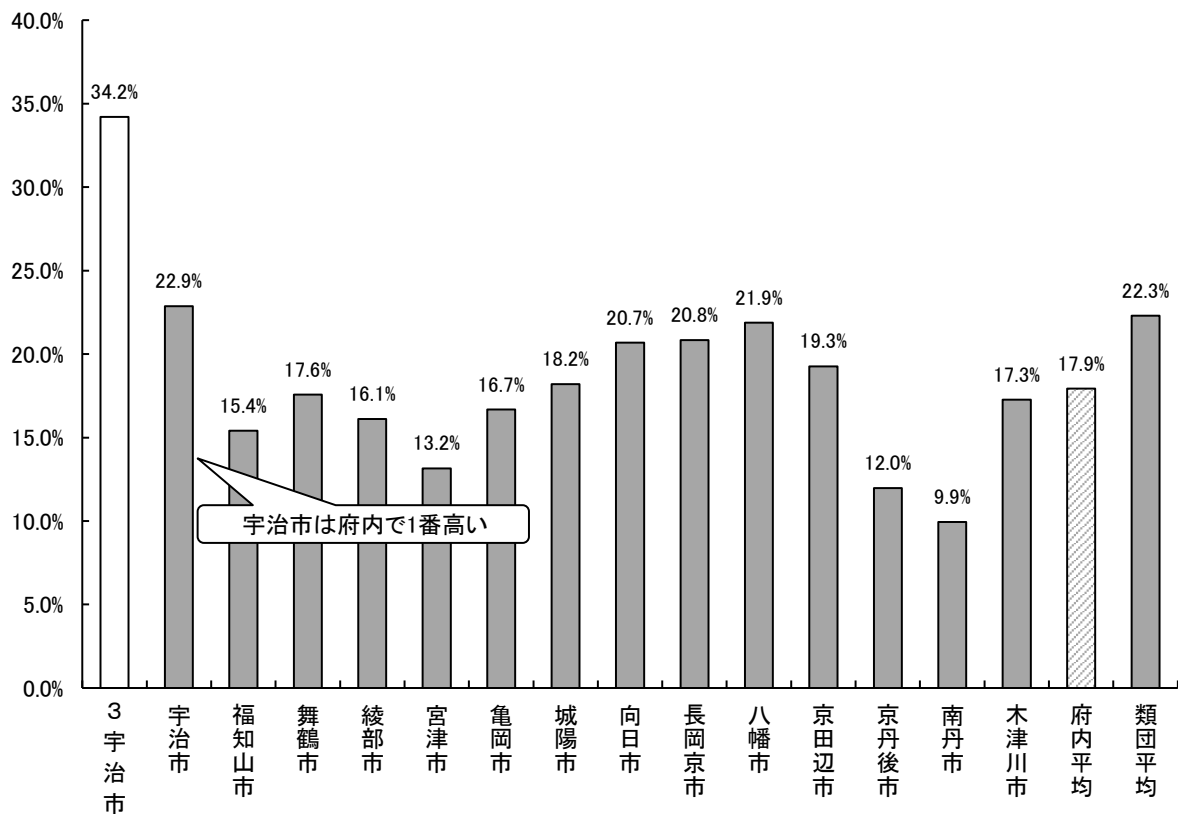
生活保護費

■ 生活保護費および生活保護人員の推移 ■

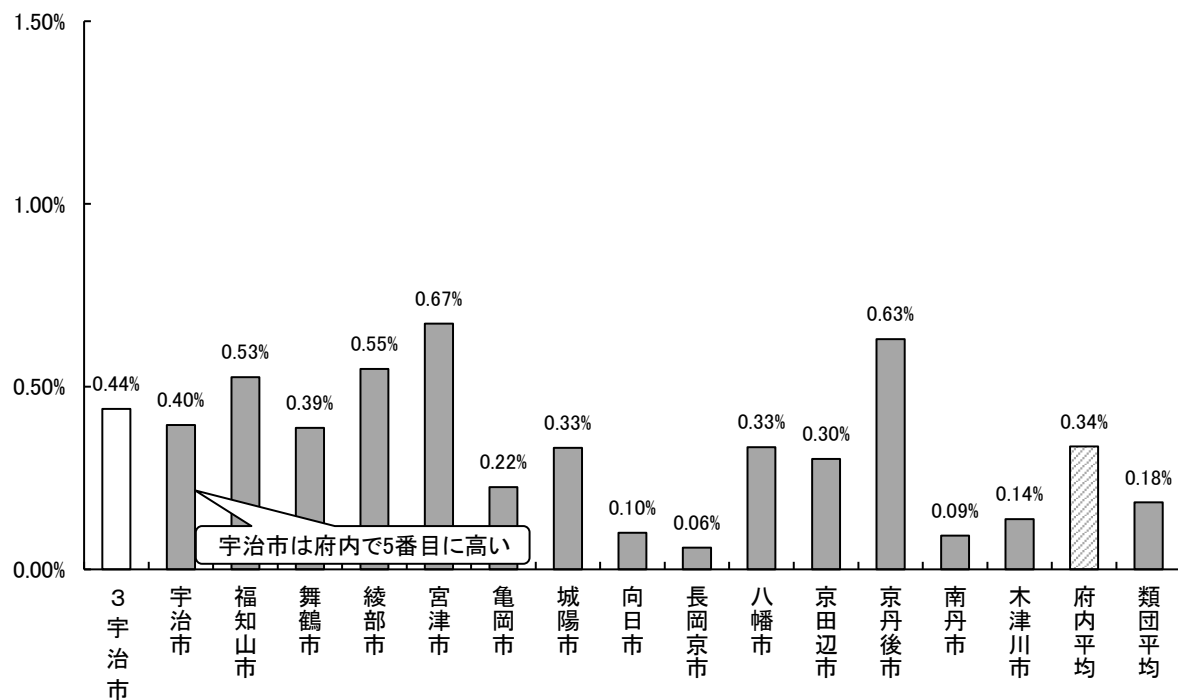


令和3年度の生活保護人員は2,897人となり、4年連続で減少しています。
また、生活保護費は前年度から121百万円減の4,792百万円となりました。

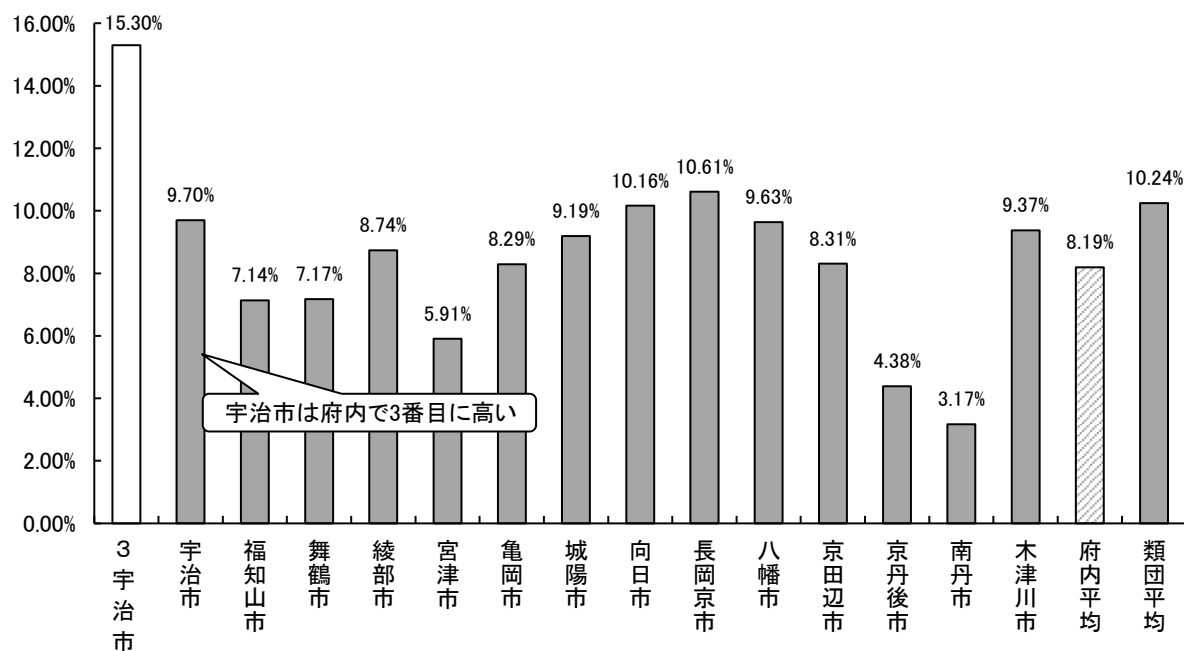
【令和2年度 歳出に占める扶助費の割合】
（府内14市および類団平均との比較）



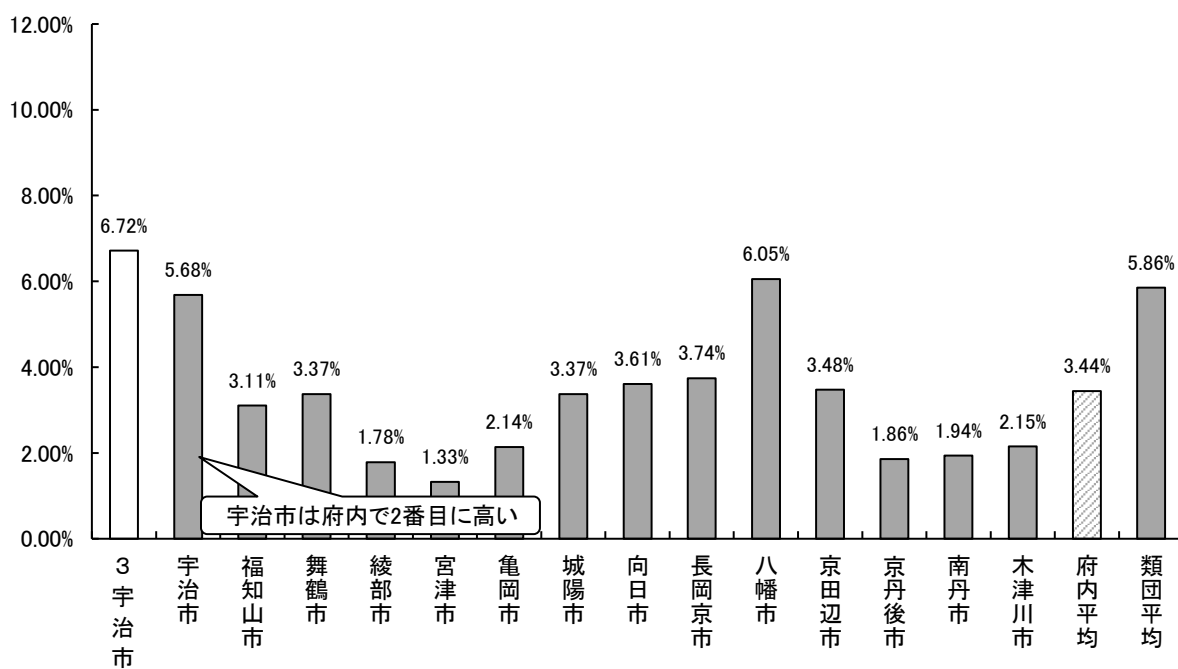
【令和2年度 歳出に占める扶助費のうち老人福祉費の割合】
（府内14市および類団平均との比較）



【令和2年度 歳出に占める扶助費のうち児童福祉費の割合】
（府内14市および類団平均との比較）



【令和2年度 歳出に占める扶助費のうち生活保護費の割合】
（府内14市および類団平均との比較）



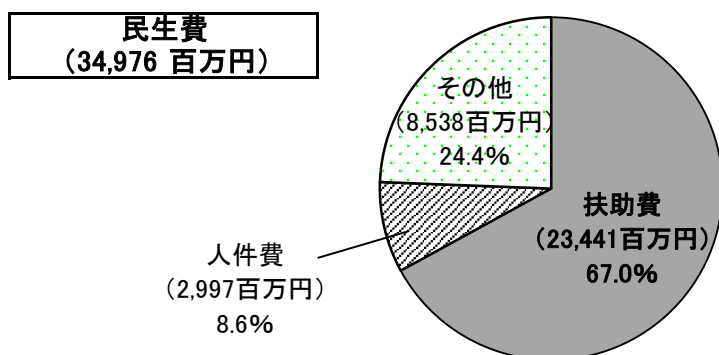
歳出に占める老人福祉費・児童福祉費・生活保護費の割合を、府内14市などと比較するとすべて高い水準となっており、今後も扶助費のあり方を検討していく必要があると考えられます。

<扶助費と民生費>

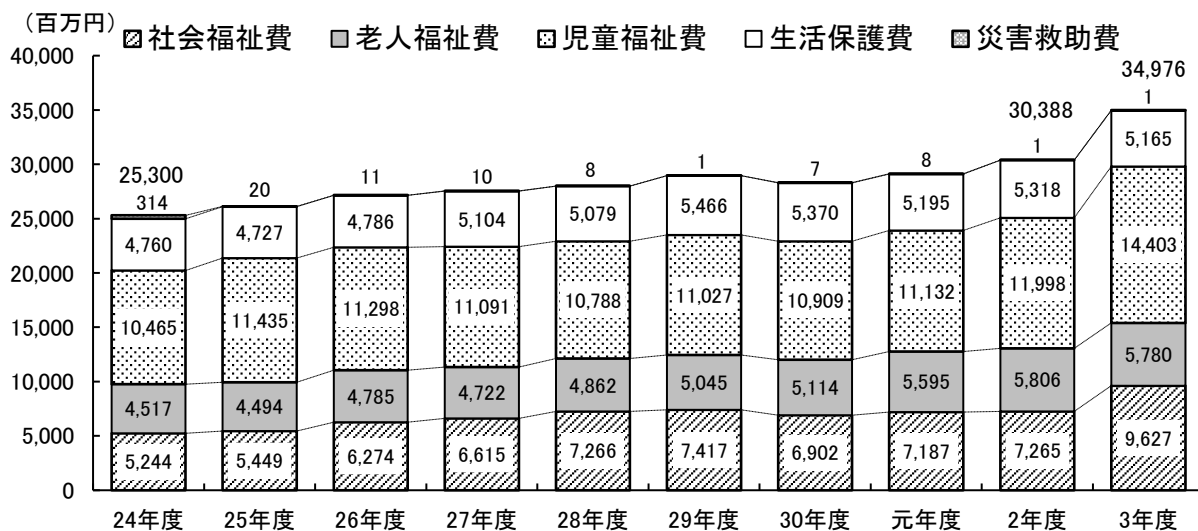
扶助費は、社会保障制度の一環として、各種法令や市独自の制度に基づいて行う福祉サービスの提供に直接必要な経費です。

民生費は、行政の目的別に分類した経費であり、社会福祉の充実を目的に使われた経費で、扶助費だけではなく、人件費や、保育所・地域福祉センターなどの福祉施設の整備や運営などの経費も含まれています。

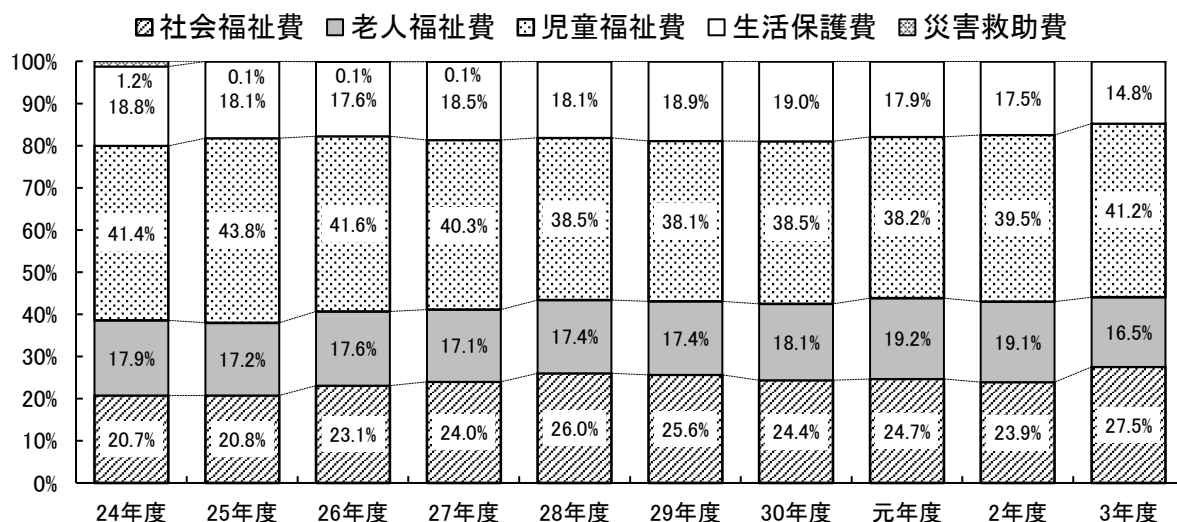
■ 令和3年度民生費に占める扶助費の割合 ■



■ 民生費（目的別）の推移 ■



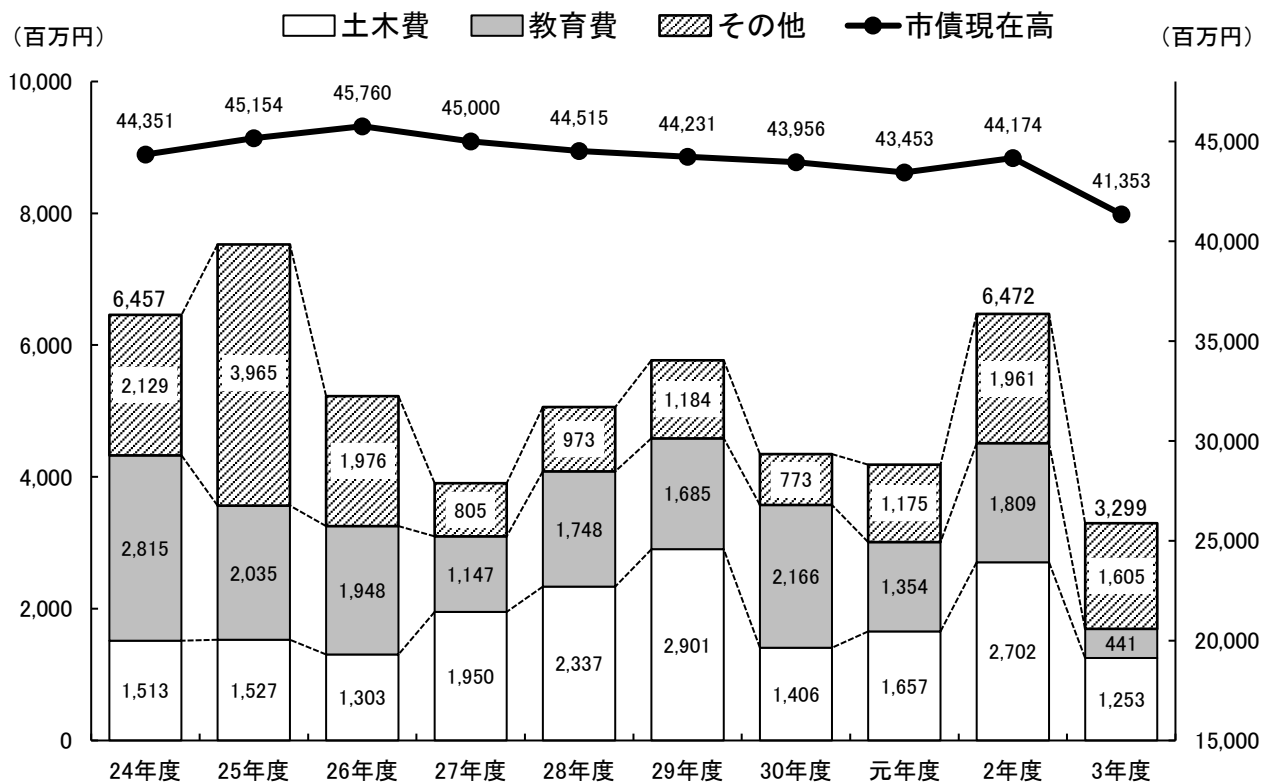
■ 民生費（目的別）に占める内訳の割合の推移 ■



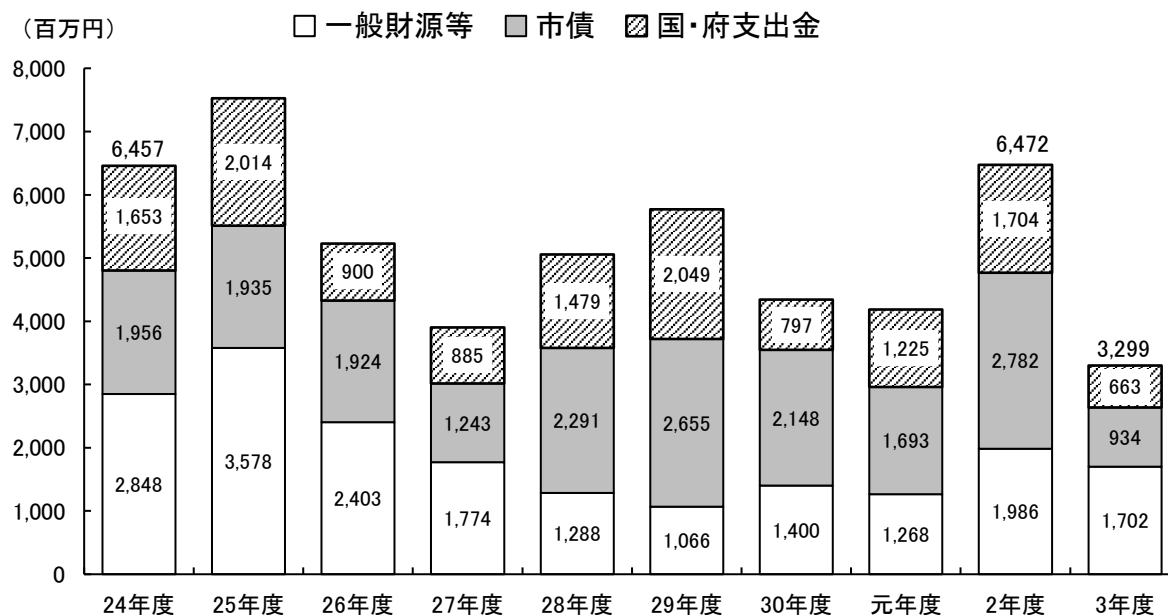
8 投資的経費

投資的経費は、前年度のお茶と宇治のまち歴史公園交流ゾーンの整備や小中学校大規模改造事業費などの影響により、前年度比49.0%減の3,299百万円となった
(3年度:3,299百万円、2年度:6,472百万円)

■ 投資的経費の推移 ■



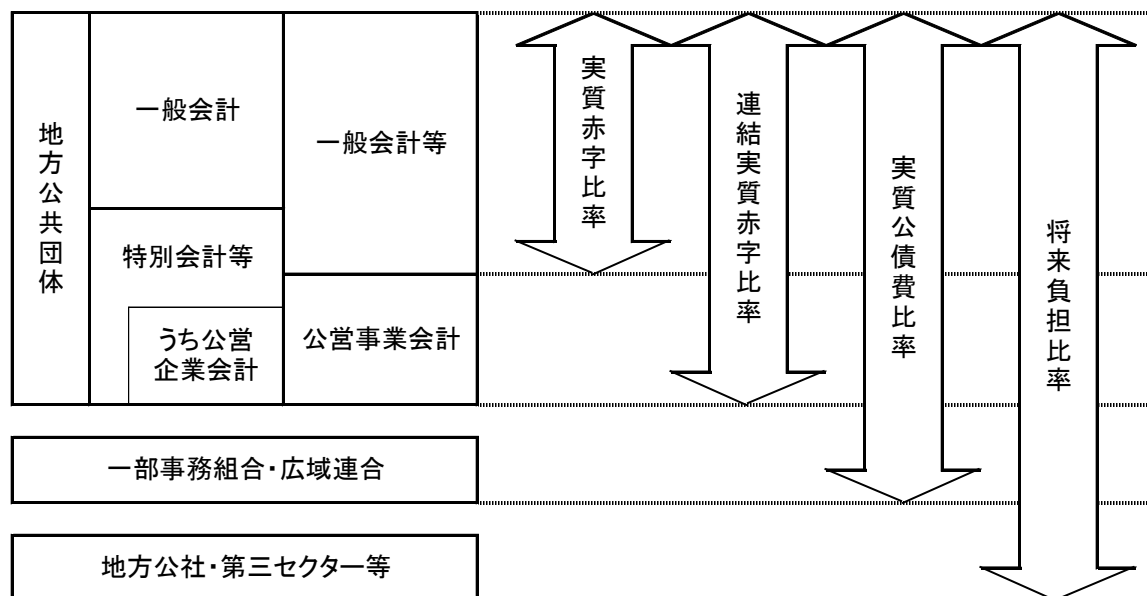
■ 投資的経費の財源内訳 ■



9 健全化判断比率（令和2年度）

- (1) 実質赤字比率と連結実質赤字比率は、黒字のため算定されなかった
- (2) 実質公債費比率については、0.6%となった
- (3) 将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回り、算定されなかった

■ 健全化判断比率の対象となる会計の範囲 ■



<実質赤字比率>

一般会計等が黒字か赤字かを判断する指標です（一般会計等の赤字の標準財政規模に対する比率）。

<連結実質赤字比率>

一般会計だけでなく、国民健康保険や下水道、水道事業などすべての特別会計を対象として赤字を判断する指標です（全会計の赤字の標準財政規模に対する比率）。

<実質公債費比率>

市債の元利償還金等の一般会計等に対する負担を判断する指標です（一般会計等が、負担しなければならない元利償還金等の標準財政規模に対する比率）。

<将来負担比率>

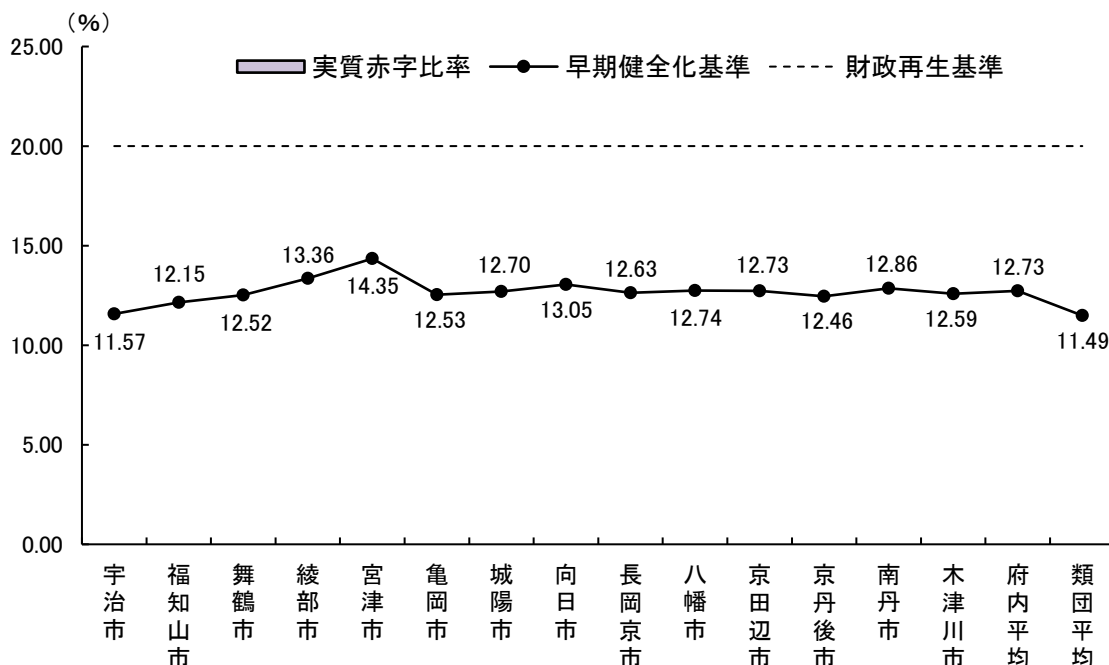
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の一般会計等に対する負担を判断する指標です（一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率）。

<早期健全化基準と財政再生基準>

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

また、再生判断比率（健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければなりません。

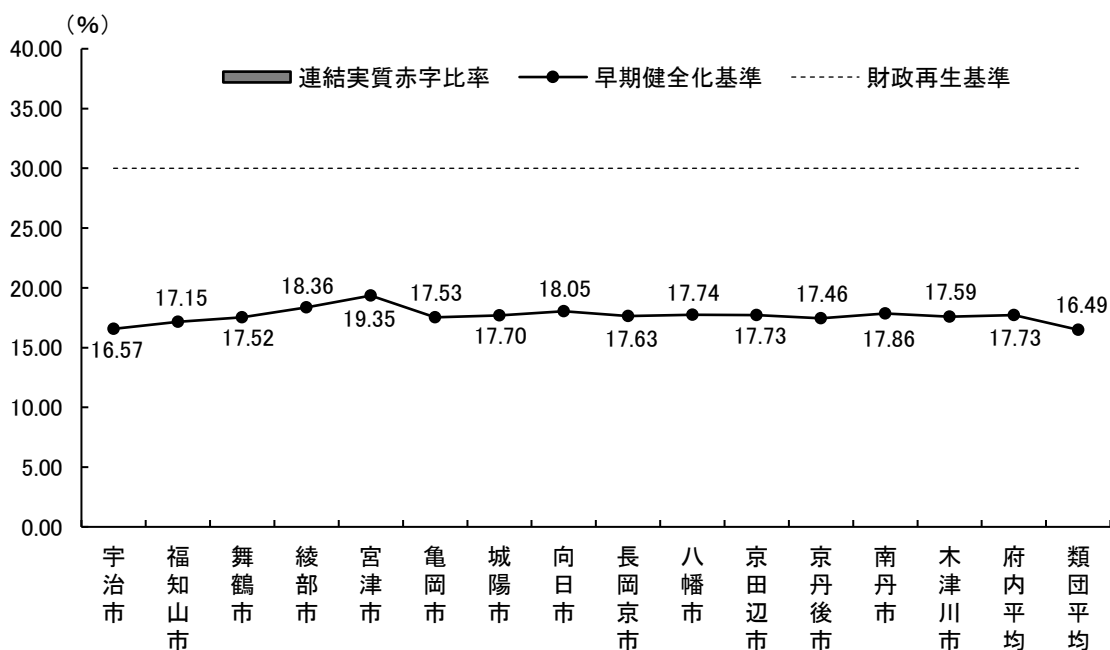
【令和2年度 実質赤字比率】（府内14市および類団平均との比較）



令和2年度の宇治市の早期健全化基準は11.57%となりましたが、黒字のため、実質赤字比率は算定されませんでした。

財政再生基準は、20%となっており、早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じ11.25%～15%となっています。

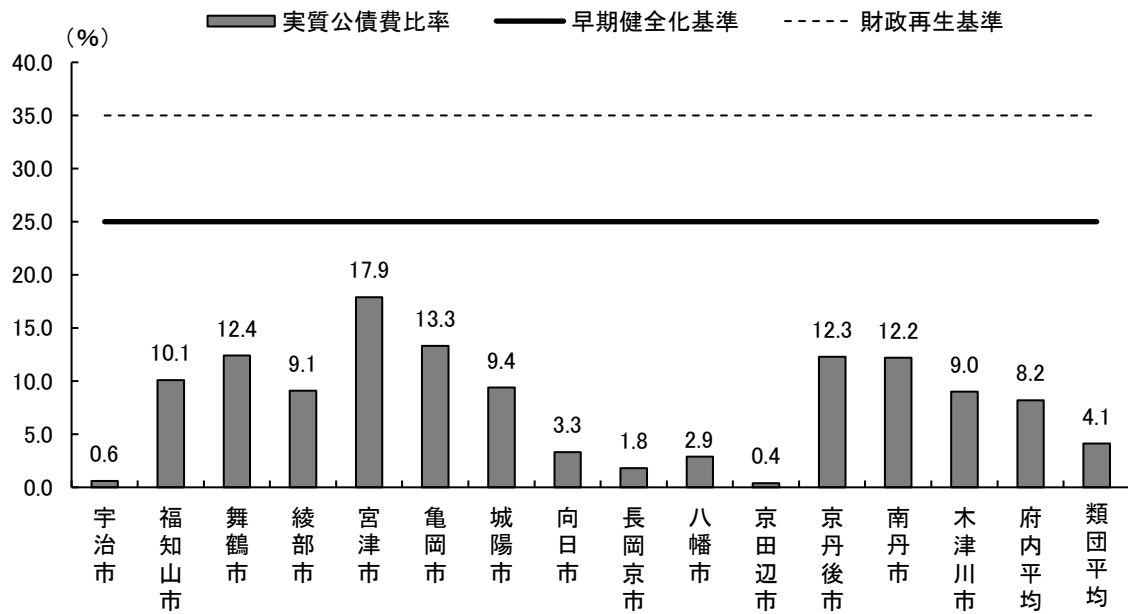
【令和2年度 連結実質赤字比率】（府内14市および類団平均との比較）



令和2年度の宇治市の早期健全化基準は16.57%となりましたが、黒字のため、連結実質赤字比率は算定されませんでした。

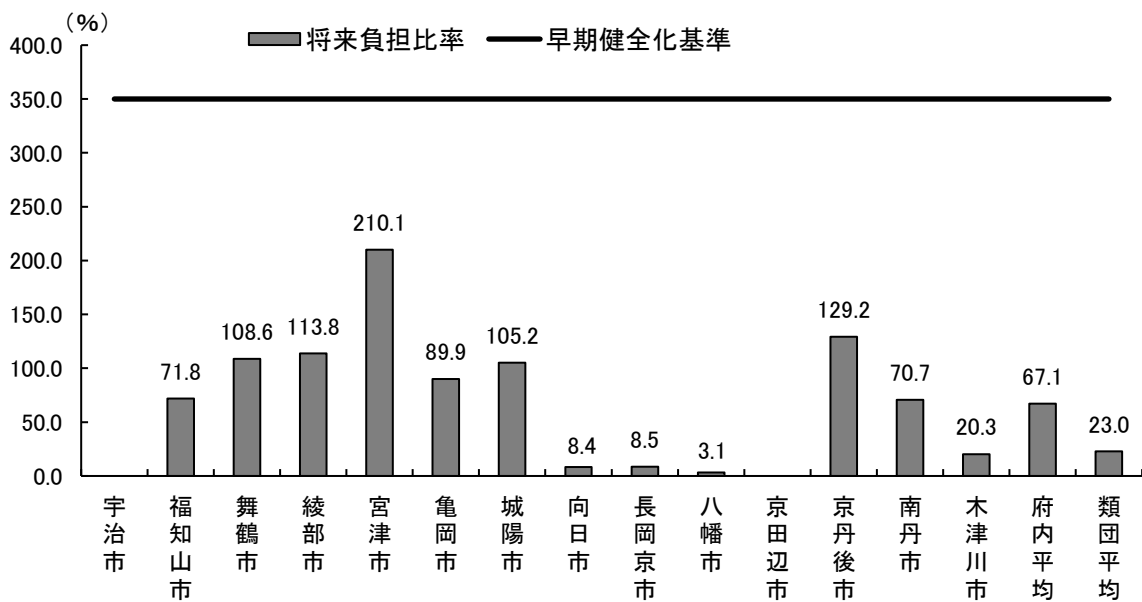
財政再生基準は、30%となっており、早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じ16.25%～20%となっています。

【令和2年度 実質公債費比率】（府内14市および類団平均との比較）



令和2年度の宇治市の実質公債費比率は0.6%となりました。
財政再生基準は、35%となっており、早期健全化基準については、25%となっています。

【令和2年度 将来負担比率】（府内14市および類団平均との比較）



令和2年度の宇治市の将来負担比率は充当可能財源等が将来負担額を上回り、算定されませんでした。
早期健全化基準は、350%となっています。
なお、将来負担比率には、財政再生基準の設定はありません。

(参考) 令和3年度 健全化判断比率等(速報値)

令和3年度の健全化判断比率等については、あくまで速報値であり、関係機関による精査の結果、確定値と差異が生じる場合があります。

【健全化判断比率】

健全化判断比率	本市 数値	早期健全 化基準	財政再生 基準	説明
実質赤字比率	—	11.51%	20.00%	一般会計等が黒字か赤字を判断する指標(一般会計等の赤字の標準財政規模に対する比率)
連結実質赤字比率	—	16.51%	30.00%	一般会計だけでなく、国民健康保険や下水道、水道事業などすべての特別会計を対象として、赤字を判断する指標(全会計の赤字の標準財政規模に対する比率)
実質公債費比率	0.0%	25.0%	35.0%	市債の元利償還金等の一般会計等に対する負担を判断する指標(一般会計等が、負担しなければならない元利償還金等の標準財政規模に対する比率)
将来負担比率	—	350.0%		一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の一般会計等に対する負担を判断する指標(一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率)

※ 実質赤字比率と連結実質赤字比率は、黒字のため「—」で表示している。

※ 将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回り、算定されなかったため「—」で表示している。

【資金不足比率】

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
公共下水道事業会計	—	20.0%

※ 資金不足比率は、各会計で不足額が生じていないため「—」で表示している。

宇治市の家計簿

普通会計の歳入・歳出決算額を1/10,000にして、一般家庭に例えると・・・

収 入		724 万円	【前年度比 149 万円減】
給与などの収入		598 万円 【前年度比 138 万円減】	市の基本的な収入となる市税や譲与税、交付金、使用料、手数料、国府支出金などです。
預貯金の引き出し		2 万円 【前年度比 1 万円増】	基金からの取崩し額です。
親からの仕送り		91 万円 【前年度比 19 万円増】	一定の方法により算出した額で、歳入が歳出より少ないために国から交付される地方交付税です。
借り入れ	家・車購入のため	11 万円 【前年度比 23 万円減】	道路や河川の整備、市営住宅、小学校大規模改修などの費用の借金です。
	生活資金のため	13 万円 【前年度比 9 万円減】	国が配分する地方交付税の資金がないため、不足分を国と市で半分ずつ借金しています。
前年度からの繰越金		9 万円 【前年度比 1 万円増】	

支 出		713 万円	【前年度比 151 万円減】
生活費など		313 万円 【前年度比 147 万円減】	光熱水費をはじめ、人件費や扶助費、維持補修費などです。
子どもの教育費など		192 万円 【前年度比 19 万円増】	教育費と、民生費のうちの児童福祉費です。
保険料・下水道費用		81 万円 【前年度比 6 万円減】	一般会計から特別会計（国民健康保険、介護保険）、水道・公共下水道事業会計への繰出金等です。
預貯金の積立		18 万円 【前年度比 12 万円増】	基金への積立額です。
家や車の購入		33 万円 【前年度比 31 万円減】	道路や河川の整備、市営住宅、施設等大規模改修などの費用です。
貸付金など		23 万円 【前年度 同額】	貸付事業（宇治市中小企業低利融資事業、土地開発公社への貸付金など）の費用です。毎年度末には返還されます。
ローンの返済		53 万円 【前年度比 2 万円増】	これまで借金した分の元利金払いです。

預 貯 金 と 借 金 の 状 況		
預貯金残高	111 万円 【前年度比 16 万円増】	年度末の基金現在高です。
借金残高	414 万円 【前年度比 28 万円減】	年度末の市債現在高です。

特別職報酬等審議会
令和4年度 資料集

目次

項目	開始 ページ
○ 令和3年度答申書	1
○ 令和3年度答申に際しての意見具申	3
○ 令和4年人事院給与勧告の骨子	6
○ 一般職員の給与改定率等及び国公指定職俸給表の推移	8
○ 特別職の給料月額及び議員の報酬額並びに特別職の退職手当額の推移	9
○ 特別職と一般職最高者との給与月額比較及び年間給与額の推移	10
○ 議員の年間報酬額の推移	10
○ 市議会の本会議及び各委員会の開催状況	11
○ 消費者物価指数及び財政指数に係る用語解説	12
○ 歳入歳出決算額調 普通会計及び一般会計(平成29年度～令和3年度比較)	13
○ 健全化判断比率等について	15
○ 類似団体の各市の財政状況(令和2年度普通会計決算)その1～4	17
○ 府内の各市の財政状況(令和2年度普通会計決算)その1～2	21
○ 類似団体の各市の状況(特別職及び議員)	23
○ 府内の各市の状況(特別職及び議員)	29
○ 類似団体の主要項目の順位(人口、職員数、議員実数)	31
○ 類似団体の主要項目の順位(ラスパイレス指数、財政力指数、経常収支比率)	32
○ 類似団体の主要項目の順位(個人市民税について)	33
○ 類似団体の主要項目の順位(議長、副議長、議員の報酬月額)	34
○ 類似団体の主要項目の順位(市長の4年任期内収入)	35
○ 類似団体の主要項目の順位(副市長の4年任期内収入)	37
○ 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入)	39
○ 特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について	41
○ 宇治市附属機関設置条例(抜粋)	42
○ 宇治市特別職報酬等審議会規則	43
○ 地方自治法(抜粋)	44
○ 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(抜粋)	45
○ 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋)	47
○ 宇治市議会基本条例(抜粋)	49
○ 宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(抜粋)	55

令和3年11月10日

宇治市長 松村 淳子 様

宇治市特別職報酬等審議会
会長 小長谷 敦子



宇治市議会議員の議員報酬の額並びに宇治市長、
副市長及び教育長の給料の額について（答申）

令和3年9月14日付3宇市人第532号にて諮問を受けた標記の件について、審議を重ね慎重に検討しました結果、全委員の一致をもって下記の額が妥当との結論に達しましたので、ここに答申をいたします。

記

区 分	報酬等月額（円）
議長	635,000
副議長	585,000
議員	535,000
市長	1,075,000
副市長	895,000
教育長	785,000

※上記の額は、それぞれの報酬又は給料を定める
条例の本則の額と同額です。

審議経過等について

本審議会は、市議会議員、市長、副市長及び教育長（以下「市議会議員及び特別職」という。）の職務と職責、他都市の状況、一般職の給与の動向等を総合的に考慮するという基本的な考え方にに基づき、審議にあたっております。その上で、本年におきましても、本市の財政状況や今後の見通し、府内各市及び類似団体等における財政指標等の状況や任期内収入を見据え、さらに、これまでの市議会議員の議員報酬の額並びに特別職の給料の額の改定状況や、今後の市政運営の方向性などの各種の関係資料等を基に検討し、厳正かつ公正な見地から議論を重ね、この度、一定の結論に至りました。

市議会議員及び特別職は、ますます複雑多様化する市民ニーズに迅速な対応が求められ、限られた財源の中で、質の高い政策や市民サービスを実行することにより、安全・安心なまちづくりはもとより、より豊かな地域社会や満足度の高い市政運営が求められるなどの重責を負われているところです。

そうした中、市議会議員及び特別職の報酬等の額は、類似団体等と比較しても概ね適正な水準であること、本年の人事院勧告では国の指定職の給料の改定が行われないこと等から、報酬等を積極的に改定するような環境にないと考えているところです。

このような検討の結果、市議会議員の議員報酬の額並びに特別職の給料の額は、据え置くことが妥当であると判断いたしました。

終わりに、新型コロナウイルス感染症が市民生活に大きな影響を与える中であって、市議会議員及び特別職の職務や職責は、さらに重要性を増しているところであります。今後もより一層職務に精励され、経費削減のための内部改革に取り組まれますとともに、人口減少社会においても持続的に発展する魅力あるまちづくりを進められることを期待いたします。

令和3年11月10日

宇治市長 松村 淳子 様

宇治市特別職報酬等審議会
会長 小長谷 敦子



答申に際しての意見具申

宇治市特別職報酬等審議会において、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額と併せて、諸手当も含めた年間の収入及び任期内の総収入の面から検討しました結果、全委員の一致をもって下記のとおり結論となりましたので、意見具申をいたします。

記

令和3年度以降に支給する期末手当について

市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当については、本年の人事院勧告等を踏まえ、年間3.25月分が妥当と考えるところです。

※ 本年の答申と本意見具申を踏まえた改定を行った場合、諸手当（期末手当及び退職手当）も含めた年間の総収入及び任期内の総収入は以下の通りとなります。（市長、副市長及び教育長については、市長１０％、副市長８％、教育長７％の給料月額の前減額措置があるものとして算定しています。）

A 年間の総収入（報酬(又は給料)月額×１２月＋期末手当）

区分	改定後	現行	差額
議長	10,302,874	10,385,424	△82,550
副議長	9,491,624	9,567,674	△76,050
議員	8,680,374	8,749,924	△69,550
市長	16,151,874	16,291,624	△139,750
副市長	13,662,174	13,778,524	△116,350
教育長	12,077,224	12,179,274	△102,050

B 任期内の総収入（A×任期＋退職手当(市長・副市長・教育長のみ)）

区分	任期	改定後	現行	差額
議長	４年	41,211,496	41,541,696	△330,200
副議長		37,966,496	38,270,696	△304,200
議員		34,721,496	34,999,696	△278,200
市長		81,377,496	81,936,496	△559,000
副市長		64,672,696	65,138,096	△465,400
教育長	３年	41,530,422	41,836,572	△306,150

C 任期１年あたりの総収入（B÷任期）

区分	改定後	現行	差額
議長	10,302,874	10,385,424	△82,550
副議長	9,491,624	9,567,674	△76,050
議員	8,680,374	8,749,924	△69,550
市長	20,344,374	20,484,124	△139,750
副市長	16,168,174	16,284,524	△116,350
教育長	13,843,474	13,945,524	△102,050

審議経過等について

本審議会におきまして、報酬等の月額のみならず、諸手当も含めた年収及び任期内総収入という観点において、市議会議員、市長、副市長及び教育長（以下「市議会議員及び特別職」という。）に支給する諸手当につきましても、慎重に検討いたしました。その際、人事院勧告や京都府の人事委員会勧告を参考に、類似団体との比較などを行い、議論をいたしました。

審議にあたっては、人事院勧告等において示される方向性はひとつの基準としつつ、本市の財政状況や今後の市政運営の見通し等を踏まえた検討を行ったところです。

本市の財政状況としては、市税収入等の減少があったものの、地方消費税交付金の増加や財政健全化推進プランにおける一定の取り組み効果などにより、令和2年度決算における経常収支比率は、前年度から0.3ポイント減の96.1%となりました。しかしながら、依然として90%を超える水準にあり、財政構造の硬直化は継続しており、財政状況は依然として厳しいものとなっています。

議論の中では、将来に向けた必要な投資や抜本的な歳入確保に対する取り組みが十分に行われているのか、現在、第6次総合計画が策定中であり、令和4年度以降の具体的な施策展開が見えてこない中で、市政運営の評価を行うのは難しい等の意見もあったものの、職員定員や給与等の適正管理、新型コロナウイルス感染症対策や子育て支援施策などの行政施策を実施するための積極的な予算措置を図る等、市民ニーズに応じた行財政運営に努められており、現段階ではこれまでどおり人事院勧告等を踏まえた改定を行うことが適当であると考えます。

人事院勧告では、国の指定職について、期末手当の支給割合を0.1月引き下げて、年間3.25月とする勧告がなされました。上記の議論の結果を踏まえるとともに、これまでの改定状況を考慮して、市議会議員及び特別職の期末手当につきましては年間3.25月に改定し、実施時期につきましては令和3年度からの実施が適当であると判断します。

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 本年の給与勧告のポイント

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率83.2%）

〈月 例 給〉公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

- 民間給与との較差 921円 (0.23%)

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕

〔改定の内訳：俸給 818円 はね返り分(注)103円〕 (注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の平均支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

2 給与改定の内容と考え方

〈月 例 給〉

- 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

（平均改定率：全体 0.3%[1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし]）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月 (支給済み)	1.20月 (改定なし)
勤勉手当	0.95月 (支給済み)	1.05月 (現行0.95月)
5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

※事務局追記 (令和4年人事院勧告本文の内容に基づき作成)
(指定職俸給表適用職員の場合の支給月数)

〈実施時期〉

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

現行 3.25月 → R4人勧 3.3月

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	0.625月 (支給済)	0.625月 (改定なし)
勤勉手当	1.0月 (支給済)	1.05月 (現行1.0月)
5年度 期末手当	0.625月	0.625月
勤勉手当	1.025月	1.025月

3 その他の取組

(1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

(2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請

→

【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

一般職員の給与改定率等の推移

年度	給与改定率			宇治市	
	国家公務員(%)	人事院勧告率(%)	宇治市職員(%)	ラスパイレス指数	職員定昇率(%)
R3	－	－	－	101.4	1.7
R2	－	－	－	101.6	1.7
R元	0.10	0.09	0.1	102.1	1.8
H30	0.20	0.16	0.18	102.7	1.8

国公指定職俸給表の推移

号俸	H24年度以降 俸給月額	H27年度以降 俸給月額※1	H27年度以降 俸給月額※2	官職
1	720,000	705,000	706,000	三号俸以下に掲げる官職以外の官職（一号俸又は二号俸のうち、官職ごとに指令で定める号俸）
2	776,000	760,000	761,000	三号俸以下に掲げる官職以外の官職（一号俸又は二号俸のうち、官職ごとに指令で定める号俸）
3	834,000	817,000	818,000	外局の次長(国家行政組織法第十八条第三項の規定によるものをいう。)、試験所、研究所、病院又は療養所の長(前三項に掲げるものを除く。)その他の官職で、指令で定めるもの
4	912,000	894,000	895,000	内部部局(国家行政組織法第七条第一項の官房及び局をいう。の)の長、試験所、研究所、病院又は療養所の長(前二項に掲げるものを除く。)その他の官職で、指令で定めるもの
5	984,000	964,000	965,000	試験所、研究所、病院又は療養所の長(前項に掲げるものを除く。)その他の官職で、指令で定めるもの
6	1,055,000	1,034,000	1,035,000	外局(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第三項の庁をいう。以下同じ。の)の長官、会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、省名審議官、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、原子力規制庁長官、経済社会総合研究所長
7	1,129,000	1,106,000	1,107,000	警視總監、国税庁長官、海上保安庁長官
8	1,198,000	1,174,000	1,175,000	事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官、最高裁判所事務総長

※1 H26人事院勧告でH27年度4月以降の改定として勧告されたもの

※2 H27人事院勧告でH27年度4月に遡及して改定を勧告されたもの

特別職の給料月額推移(実支給額)

		市長		副市長		教育長	
		支給額(円)	伸び率(%)	支給額(円)	伸び率(%)	支給額(円)	伸び率(%)
現在	H30.4.1	967,500	△ 5.3	823,400	△ 3.2	730,050	△ 2.1
	H29.2.1	1,021,250	△ 4.1	850,250	△ 3.9	745,750	△ 3.8
	H21.12.1	1,065,000	2.9	885,000	2.9	775,000	2.6
	H15.12.1	1,035,000	△ 3.3	860,000	△ 3.4	755,000	△ 3.2
	H15.1.1	1,070,000	△ 3.6	890,000	△ 3.3	780,000	△ 3.7

※H21.12～特別職地域手当廃止。1万円を減額。

※H29.2～特別職一律5%減額。※H30.4～市長10%、副市長8%、教育長7%減額。

議員の報酬額の推移

		議長		副議長		議員	
		支給額(円)	伸び率(%)	支給額(円)	伸び率(%)	支給額(円)	伸び率(%)
現在	H15.12.1	635,000	△ 2.3	585,000	△ 2.5	535,000	△ 2.7
	H15.1.1	650,000	△ 3.0	600,000	△ 3.2	550,000	△ 3.5
	H9.12.1	670,000	3.1	620,000	3.3	570,000	3.6

特別職の退職手当額の推移

		市長		副市長		教育長	
		給料月額(円)	支給割合(月)	給料月額(円)	支給割合(月)	給料月額(円)	支給割合(月)
		退職手当額(円)	伸び率(%)	退職手当額(円)	伸び率(%)	退職手当額(円)	伸び率(%)
現在	H29.10.12	1,075,000	390/100	895,000	280/100	785,000	225/100
		16,770,000	0.0	10,024,000	0.0	5,298,750	△ 25.0
	H29.2.1	1,075,000	390/100	895,000	280/100	785,000	225/100
		16,770,000	0.9	10,024,000	1.1	7,065,000	1.3
	H23.4.1	1,065,000	390/100	885,000	280/100	775,000	225/100
		16,614,000	△ 13.3	9,912,000	△ 17.6	6,975,000	△ 21.1
	H21.12.1	1,065,000	450/100	885,000	340/100	775,000	285/100
		19,170,000	2.9	12,036,000	2.9	8,835,000	2.6
	H19.1.1	1,035,000	450/100	860,000	340/100	755,000	285/100
		18,630,000	0.0	11,696,000	△ 10.5	8,607,000	△ 8.1
	H15.12.1	1,035,000	450/100	860,000	380/100	755,000	310/100
		18,630,000	△ 3.3	13,072,000	△ 3.4	9,362,000	△ 3.2

特別職と一般職最高者との給与月額比較(実支給額)

(円)	市長	副市長	教育長	一般職最高者
合計	967,500	823,400	730,050	599,169
給料	967,500	823,400	730,050	461,525
地域手当	－	－	－	35,244
管理職手当	－	－	－	102,400

特別職と一般職最高者の年間給与額の推移

(円)	市長	副市長	教育長	一般職最高者
R4年度 計(見込)	16,151,874	13,662,174	12,077,224	10,134,298
給与(12ヶ月)	11,610,000	9,880,800	8,760,600	7,190,028
期末手当	4,541,874	3,781,374	3,316,624	2,944,270
R3年度 計	16,151,874	13,662,174	12,077,224	10,126,672
給与(12ヶ月)	11,610,000	9,880,800	8,760,600	7,211,844
期末手当	4,541,874	3,781,374	3,316,624	2,914,828
R2年度 計	16,291,624	13,778,524	12,179,274	10,320,928
給与(12ヶ月)	11,610,000	9,880,800	8,760,600	7,288,200
期末手当	4,681,624	3,897,724	3,418,674	3,032,728

※期末手当支給割合はR2年度において6月1.7月、12月1.65月(合計3.35月)、R3年度において6月1.675月、12月1.575月(合計3.25月)、R4年度(見込)において6月1.625月、12月1.625月(合計3.25月)であり、それぞれ円未満端数切捨後の支給額を合計している。

議員の年間報酬額の推移

(円)	議長	副議長	議員
R4年度 計(見込)	10,302,874	9,491,624	8,680,374
報酬(12ヶ月)	7,620,000	7,020,000	6,420,000
期末手当	2,682,874	2,471,624	2,260,374
R3年度 計	10,302,874	9,491,624	8,680,374
報酬(12ヶ月)	7,620,000	7,020,000	6,420,000
期末手当	2,682,874	2,471,624	2,260,374
R2年度 計	10,385,424	9,567,674	8,749,924
報酬(12ヶ月)	7,620,000	7,020,000	6,420,000
期末手当	2,765,424	2,547,674	2,329,924

※期末手当支給割合はR2年度において6月1.7月、12月1.65月(合計3.35月)、R3年度において6月1.675月、12月1.575月(合計3.25月)、R4年度(見込)において6月1.625月、12月1.625月(合計3.25月)であり、それぞれ円未満端数切捨後の支給額を合計している。

市議会の本会議及び各委員会の開催状況

		H29年	H30年	R元年	R2年	R3年
本会議の会議日数 ()内は会期日数	3月	7	8	8	8	7
		(39)	(38)	(37)	(40)	(37)
	6月	7	7	7	6	6
		(32)	(27)	(27)	(23)	(23)
	9月	7	7	7	7	6
		(23)	(29)	(24)	(28)	(27)
	12月	7	7	7	8	7
		(26)	(24)	(23)	(31)	(25)
	臨時会	1	なし	1	3	1
		(1)		(2)	(3)	(1)
	計	29	29	30	32	27
		(111)	(118)	(113)	(125)	(113)
常任委員会の開催回数	総務	12	10	11	12	12
	市民環境	15	10	10	13	15
	建設水道	16	19	12	12	15
	文教福祉	21	21	13	20	20
特別委員会 ()内は所属回数	予算	8	9	8	8	10
		(14)	(16)	(15)	(17)	(16)
	決算	8	8	8	8	8
		(12)	(13)	(12)	(17)	(12)

消費者物価指数 消費者物価指数は、全国の世帯が購入する各種の商品（財やサービス）の価格の平均的な変動を測定したもの。すなわち、ある時点の世帯の消費構造を基準に、これと同等のものを購入した場合に必要な費用がどのように変動したかを指数値で表している。

R2年＝100	京都市	全国
R4年4月	101.7	101.5
R3年	99.9	99.8
R2年	100	100
R元年	99.9	100

※R3年8月にR2年基準への切替えが実施された。

財政用語解説

○実質収支額

当該年度に属すべき**収入と支出との実質的な差額**である。純剰余又は純損失を意味し、実質収支に示される黒字又は赤字は当該団体の財政運営の状況を判断する重要なポイントとなる。しかし、実質収支の黒字幅は大きければよいというものではなく、後年度の財政調整にとどめておくことも必要である。**標準財政規模の3%～5%程度(実質収支比率)**が望ましいとも考えられる。

$$\text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源} = \text{実質収支}$$

○標準財政規模

地方公共団体の一般財源（市がどの経費にも自由に充当することのできる財源）の標準規模を示すものである。

$$\text{標準税収入額等} + \text{普通交付税額} = \text{標準財政規模}$$

○経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する比率として使われる。人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税を中心とする経常的な収入たる一般財源がどの程度充当されているかをみる指標である。

$$\text{経常経費充当一般財源の額} \div \text{経常一般財源の額} \times 100 (\%) = \text{経常収支比率}$$

○人件費比率

人件費は、報酬、給料、職員手当等、通常勤労の対価として支払われる一切の経費をいう。人件費比率は、**経常収支比率の中の人件費の占める比率**である。人件費比率が大きければ大きいだけ財政運営の硬直化の要因となる。

$$\text{人件費充当一般財源の額} \div \text{経常一般財源の額} \times 100 (\%) = \text{人件費比率}$$

○公債費比率

公債費とは、地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金、一時借入金利子。公債費比率が高いほど債務額が大きく財政の硬直化を示している。

$$\text{元利償還金} \div \text{標準財政規模} \times 100 (\%) = \text{公債費比率}$$

○財政力指数

財政の強弱は、標準的な行政を行うために必要な一般財源に対する税収入の割合によって示される。この財政力を測る方法として財政力指数があり、**率が高いほど財政能力がある**。

$$\text{基準財政収入額} \div \text{基準財政需要額} \times 100 (\%) = \text{財政力指数}$$

歳入歳出決算額調(普通会計)

(千円)		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度(見込)
1	歳入総額	63,771,423	62,070,855	63,527,046	87,287,467	72,379,983
2	歳出総額	63,310,327	61,599,097	62,771,041	86,444,508	71,322,746
3	形式収支(1-2)	461,096	471,758	756,005	842,959	1,057,237
4	繰越財源	275,930	186,471	240,470	173,859	224,431
5	実質収支(3-4)	185,166	285,287	515,535	669,100	832,806
6	単年度収支	△ 52,271	100,121	230,248	153,565	163,706
7	積立金	2,595	452,646	152,307	371,492	471,263
8	繰上償還金	0	8,914	0	10,301	523,700
9	基金繰入	670,000	0	0	0	0
10	実質単年度収支	△ 719,676	561,681	382,555	535,358	1,158,669
11	標準税収入額	25,355,301	25,474,867	26,382,403	27,217,731	26,236,744
12	普通交付税	6,743,373	6,784,731	7,002,655	6,811,350	8,730,073
13	特別交付税	341,158	329,258	351,388	346,424	373,293
14	標準財政規模	34,679,499	34,917,116	35,633,479	36,132,661	37,942,730
15	財政力指数 単年(3カ年)	0.747 (0.757)	0.746 (0.753)	0.746 (0.746)	0.758 (0.750)	0.704 (0.736)
16	公債費比率 単年(3カ年)	7.8 (8.1)	6.5 (7.5)	6.0 (6.8)	5.0 (5.8)	4.0 (5.0)
17	起債制限比率 単年(3カ年)	6.5 (6.5)	5.5 (6.3)	5.1 (5.7)	4.1 (4.9)	3.3 (4.2)
18	経常収支比率 (臨財除く)	98.9 (106.0)	95.8 (103.4)	96.4 (102.7)	96.1 (102.3)	92.0 (95.1)

※「14」については臨時財政対策債発行可能額を含む。

歳入歳出決算額調(一般会計)

(千円)		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度(見込)
1	歳入総額	63,993,792	62,676,330	63,732,483	87,359,686	72,574,723
2	歳出総額	63,532,696	62,204,572	62,976,478	86,516,727	71,517,486
3	形式収支(1-2)	461,096	471,758	756,005	842,959	1,057,237
4	繰越財源	275,930	186,471	240,470	173,859	224,432
5	実質収支(3-4)	185,166	285,287	515,535	669,100	832,805
6	単年度収支	△ 52,271	100,121	230,248	153,565	163,705
7	積立金	13,372	456,746	156,950	377,200	473,341
8	繰上償還金	0	0	0	10,301	523,700
9	基金繰入	670,000	0	0	0	0
10	実質単年度収支	△ 708,899	556,867	387,198	541,066	1,160,746

歳入歳出決算額調

			H29年度		H30年度		R元年度		R2年度		R3年度(見込)	
1	年度末住基		187,901		187,138		185,878		184,995		183,510	
2	年度末住基前年比		△ 0.4		△ 0.4		△ 0.7		△ 0.5		△ 0.8	
3	世帯数		83,204		83,731		84,182		84,694		84,767	
4	世帯数前年比		0.7		0.6		0.5		0.6		0.1	
5	団体類型		Ⅳ-3		Ⅳ-3		Ⅳ-3		Ⅳ-3		Ⅳ-3	
6	交付税種地		Ⅰ-5		Ⅰ-5		Ⅰ-5		Ⅰ-5		Ⅰ-5	
7	ラスパイレス指数		103.6		102.7		102.1		101.6		101.4	
8	普通会計職員数		1,252		1,256		1,259		1,257		1,262	
9	住基人口/職員数		150.1		149.0		147.6		147.2		145.4	
10	給料月額		331,370		316,508		317,054		323,053		325,771	
11	給料月額前年比		4.9		△ 4.5		0.2		1.9		0.8	
12	市債現在高		44,230,663		43,955,626		43,453,398		44,173,805		41,353,066	
13	市債現在高/経常一財		133.6		130.2		126.5		128.3		110.9	
14	債務負担現在高		2,406,273		4,262,971		4,083,309		3,676,414		6,360,028	
15	基金現在高		8,330,162		8,819,462		9,011,243		9,503,708		11,097,170	
16	財調基金現在高		1,838,307		2,295,053		2,452,003		2,829,203		3,302,544	
17	一般財源 （左 総額/右 充当率）	人件	27.4	29.2	27.3	28.5	27.7	28.9	29.0	32.1	28.2	30.3
18		扶助	14.8	16.0	14.8	15.7	15.9	16.5	13.7	15.4	13.9	15.2
19		公債	14.4	15.6	13.5	14.3	13.1	14.0	11.7	13.2	12.3	12.1
20		物件	12.2	12.5	12.6	12.3	12.1	11.9	10.7	9.9	9.7	10.1
21		補助	14.1	10.9	12.8	10.5	12.1	9.9	14.8	10.1	14.1	9.8
22		繰出	11.5	12.4	11.6	12.3	12.4	13.1	12.0	13.4	15.2	12.9
23		普建	2.2		3.0		2.7		4.4		3.3	
24		他	3.4	2.4	4.5	2.2	4.0	2.1	3.6	2.0	3.2	1.6
25		義務	56.6	60.8	56.0	58.5	56.7	59.4	54.5	60.7	54.4	57.6
26	一般財源		38,898,493		39,335,205		39,707,247		42,079,726		43,274,846	
27	一般財源/歳入		61.0		63.4		62.5		48.2		59.8	
28	経常一財		33,097,813		33,771,223		34,339,402		34,427,532		37,285,700	
29	経常一財/一財		85.1		85.9		86.5		81.8		86.2	

※住民基本台帳関係年報の調査基準日変更に伴い、住民基本台帳人口については、H26年度より、1月1日現在の住民基本台帳に登録されている人口を記載している。

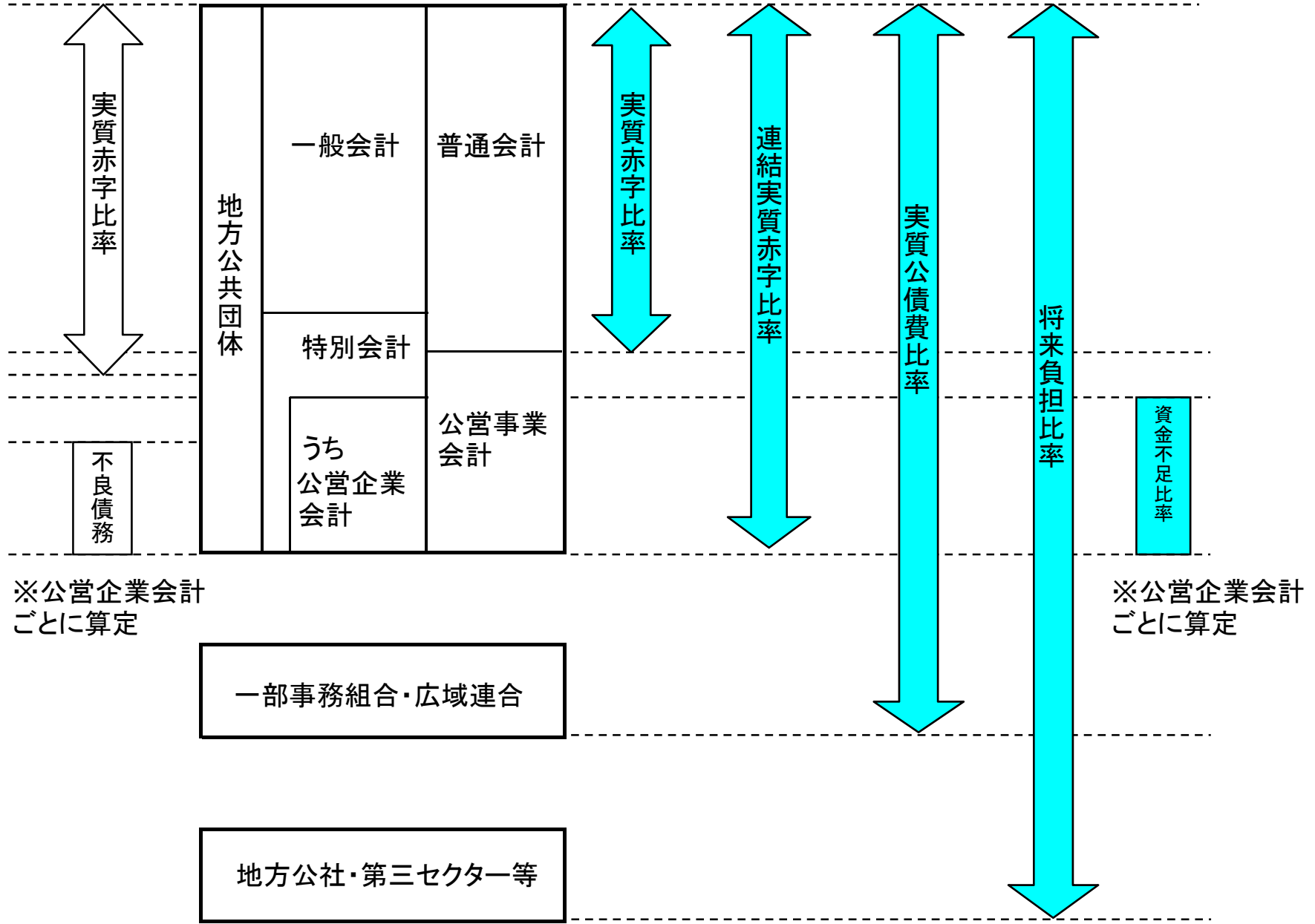
※類似団体とは、人口及び産業構造が、類似している地方自治体を典型的に区分し、同一の類型に入っている団体のことをいう。「5」の団体類型がそれにあたる。

※Ⅳ-3の類型は人口15万人以上で第2次・第3次産業が90%以上、かつ第3次産業が65%以上を占める団体の類型である。

健全化判断比率等の対象について

(現行制度)

(地方公共団体財政健全化法)



健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

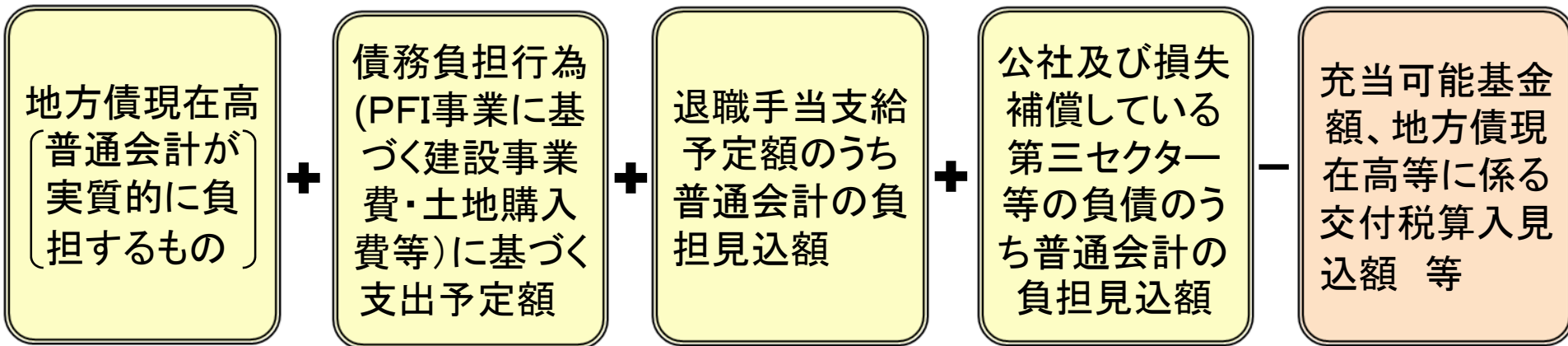
$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業)＝(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額
 資金の不足額(法非適用企業)＝(繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高)－解消可能資金不足額
 - ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
 - ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：事業の規模(法適用企業)＝営業収益の額－受託工事収益の額
 事業の規模(法非適用企業)＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額
 - ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
 - ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

将来負担比率の概要について



標準財政規模 — 元利償還金等に係る
交付税算入額

類似団体の各市の財政状況（R2年度普通会計決算）その1

	都道府県	市	住基人口 R3.1.1(人)	歳入総額 (千円)	歳出総額 (千円)	実質収支 額(千円)	歳出に占め る人件費 (%)	議会費の状況	
								決算(千円)	歳出総額に 対する割合
1	京都府	宇治市	184,995	87,287,467	86,444,508	669,100	32.1	430,738	0.5
2	北海道	釧路市	165,667	117,656,013	116,996,919	626,122	22.3	397,635	0.3
3		苫小牧市	170,205	102,996,755	101,574,598	1,165,076	21.6	389,325	0.4
4	埼玉県	新座市	166,208	76,790,691	73,329,639	3,281,076	22.1	301,760	0.4
5		久喜市	152,506	70,974,439	68,505,800	1,724,430	19.2	354,244	0.5
6	千葉県	市川市	491,764	221,597,209	215,916,018	3,830,120	30.8	765,668	0.4
7		松戸市	498,457	214,011,388	207,271,089	5,890,117	27.9	802,806	0.4
8		野田市	154,140	72,824,764	70,496,309	1,436,819	26.0	336,518	0.5
9		佐倉市	173,619	71,677,224	68,920,018	1,632,338	26.5	397,777	0.6
10		習志野市	175,197	82,779,349	80,319,035	2,212,961	33.2	444,512	0.6
11		流山市	200,309	91,691,256	88,172,958	2,156,350	22.9	392,894	0.4
12		八千代市	202,176	81,055,078	78,331,463	2,014,574	28.4	385,685	0.5
13		浦安市	169,918	92,203,103	89,216,515	1,941,016	27.0	330,658	0.4
14	東京都	立川市	184,577	105,528,468	98,966,907	5,336,176	22.0	441,943	0.4
15		府中市	260,255	138,747,871	134,834,493	3,832,738	17.4	499,087	0.4
16		町田市	429,152	222,652,994	216,708,988	4,152,844	24.6	637,684	0.3
17		小平市	195,543	93,306,036	89,851,930	3,154,077	21.8	455,618	0.5
18		東村山市	151,575	77,061,217	74,149,134	2,654,251	22.9	341,839	0.5
19		西東京市	206,047	102,230,680	99,594,471	1,865,829	23.4	443,208	0.4
20	神奈川県	鎌倉市	177,053	82,872,466	79,215,669	3,225,014	31.4	387,632	0.5
21		藤沢市	439,416	206,570,914	200,717,027	4,962,098	30.0	638,724	0.3
22		秦野市	160,415	70,218,366	68,103,169	1,755,185	29.5	325,627	0.5
23	三重県	津市	276,072	144,732,857	141,824,700	2,398,246	29.7	551,356	0.4
24	大阪府	和泉市	185,181	87,462,195	87,019,284	283,747	24.3	384,459	0.4
25	兵庫県	伊丹市	203,509	104,259,224	102,532,971	1,172,828	26.1	480,097	0.5
26		川西市	156,204	72,022,270	71,146,204	756,274	28.3	410,213	0.6
27	山口県	宇部市	163,112	87,500,948	85,275,019	1,545,606	22.7	379,015	0.4
28		山口市	190,663	112,234,502	110,918,714	787,121	29.0	430,541	0.4
29	徳島県	徳島市	252,093	130,283,914	129,013,470	756,722	29.1	488,425	0.4
平均			225,380	111,076,885	108,116,104	2,317,892	25.9	449,162	0.4

※R3年度決算は各市の議会の議決前の為、R2年度決算額を記載している。

類似団体の各市の財政状況（R2年度普通会計決算）その2

	都道府県	市	標準財政規模(千円)	経常収支比率(%)	財政力指数	財政健全化判断比率			
						実質赤字比率(%)	連結実質赤字比率	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
1	京都府	宇治市	36,132,661	96.1	0.75	-	-	0.6	-
2	北海道	釧路市	49,360,230	95.5	0.45	-	-	11.0	70.5
3		苫小牧市	40,325,061	89.2	0.79	-	-	6.5	65.2
4	埼玉県	新座市	30,418,297	96.1	0.92	-	-	5.4	50.9
5		久喜市	31,301,335	89.5	0.86	-	-	5.7	5.5
6	千葉県	市川市	91,676,215	90.8	1.09	-	-	1.7	-
7		松戸市	90,471,061	93.7	0.90	-	-	1.0	2.4
8		野田市	31,210,506	93.2	0.86	-	-	4.6	20.0
9		佐倉市	30,859,706	94.8	0.93	-	-	1.4	-
10		習志野市	33,586,294	97.7	0.95	-	-	8.0	35.3
11		流山市	34,129,636	88.0	0.95	-	-	1.0	30.4
12		八千代市	34,606,764	95.6	0.95	-	-	6.2	15.3
13		浦安市	47,033,749	89.6	1.52	-	-	7.8	38.5
14	東京都	立川市	41,923,685	87.8	1.17	-	-	1.8	-
15		府中市	56,311,257	85.1	1.22	-	-	3.0	-
16		町田市	80,743,860	91.9	0.97	-	-	0.5	-
17		小平市	36,910,096	91.0	0.97	-	-	2.0	-
18		東村山市	29,864,604	93.1	0.80	-	-	2.3	-
19		西東京市	39,829,725	94.0	0.90	-	-	2.1	19.5
20	神奈川県	鎌倉市	37,621,530	99.8	1.09	-	-	1.1	-
21		藤沢市	87,347,528	95.5	1.08	-	-	3.2	41.9
22		秦野市	30,554,958	95.7	0.88	-	-	1.1	17.5
23	三重県	津市	68,327,285	97.5	0.71	-	-	4.9	47.1
24	大阪府	和泉市	35,567,312	96.2	0.75	-	-	6.7	-
25	兵庫県	伊丹市	42,999,931	93.2	0.83	-	-	5.1	-
26		川西市	31,834,487	95.7	0.71	-	-	9.3	101.4
27	山口県	宇部市	36,690,853	93.8	0.73	-	-	3.1	24.6
28		山口市	47,046,702	94.6	0.64	-	-	5.4	56.0
29	徳島県	徳島市	55,594,987	95.2	0.82	-	-	6.0	63.4
平均			46,216,563	93.4	0.90	-	-	4.1	39.2

※R3年度決算は各市の議会の議決前の為、R2年度決算額を記載している。

類似団体の各市の財政状況（R2年度普通会計決算）その3

	都道府県	市	歳入総額 (千円)	地方税		個人市民税 (千円)	法人市民税 (千円)	固定資産税 (千円)	都市計画税 (千円)
				地方税 (千円)	歳入に占める割合(%)				
1	京都府	宇治市	87,287,467	24,090,098	27.6	10,071,432	1,463,566	9,636,616	1,679,107
2	北海道	釧路市	117,656,013	20,753,265	17.6	7,495,190	1,589,431	8,318,295	1,344,548
3		苫小牧市	102,996,755	27,984,891	27.2	8,419,937	1,918,448	13,605,465	1,939,801
4	埼玉県	新座市	76,790,691	24,957,263	32.5	10,644,285	1,145,684	10,541,356	1,451,731
5		久喜市	70,974,439	23,134,014	32.6	8,744,560	1,478,959	10,623,086	1,009,270
6	千葉県	市川市	221,597,209	86,562,771	39.1	40,810,963	3,210,580	30,814,816	6,879,772
7		松戸市	214,011,388	70,433,573	32.9	33,580,609	3,170,593	25,078,233	4,258,966
8		野田市	72,824,764	22,951,368	31.5	8,246,145	1,450,137	10,716,134	1,069,380
9		佐倉市	71,677,224	24,544,478	34.2	11,240,232	1,134,688	9,397,785	1,632,827
10		習志野市	82,779,349	28,603,252	34.6	13,022,728	1,305,293	10,962,828	2,319,319
11		流山市	91,691,256	30,370,264	33.1	14,783,788	872,498	11,271,460	2,377,791
12		八千代市	81,055,078	29,970,309	37.0	13,142,141	1,998,605	11,114,617	2,305,183
13		浦安市	92,203,103	36,669,247	39.8	17,679,378	1,346,437	16,684,753	—
14	東京都	立川市	105,528,468	39,756,787	37.7	13,620,443	3,760,317	17,877,666	3,119,754
15		府中市	138,747,871	52,036,887	37.5	20,534,635	4,302,819	22,331,005	3,375,808
16		町田市	222,652,994	69,256,764	31.1	31,158,282	3,022,731	26,691,236	4,860,668
17		小平市	93,306,036	31,076,467	33.3	14,503,541	1,029,256	12,196,805	2,382,841
18		東村山市	77,061,217	21,115,757	27.4	9,653,596	651,316	8,164,611	1,805,811
19		西東京市	102,230,680	32,632,113	31.9	15,598,242	1,188,004	12,216,683	2,535,757
20	神奈川県	鎌倉市	82,872,466	36,337,350	43.8	16,479,612	1,863,679	13,662,143	3,398,027
21		藤沢市	206,570,914	82,067,712	39.7	34,377,003	3,825,176	32,509,036	6,041,094
22		秦野市	70,218,366	22,750,467	32.4	9,245,863	894,000	9,701,121	1,619,155
23	三重県	津市	144,732,857	41,701,645	28.8	16,277,761	2,747,114	18,008,671	2,222,279
24	大阪府	和泉市	87,462,195	24,009,805	27.5	9,909,630	1,293,571	9,426,074	1,930,939
25	兵庫県	伊丹市	104,259,224	31,500,861	30.2	12,192,342	1,596,212	13,444,851	2,824,539
26		川西市	72,022,270	19,789,142	27.5	9,117,340	821,199	7,373,873	1,634,340
27	山口県	宇部市	87,500,948	24,063,978	27.5	8,635,997	1,670,894	10,660,079	1,613,619
28		山口市	112,234,502	27,059,746	24.1	10,192,205	2,286,753	11,301,751	1,526,574
29	徳島県	徳島市	130,283,914	41,194,821	31.6	14,357,567	4,174,153	17,515,555	2,734,432
平均			111,076,885	36,116,383	32.1	15,301,222	1,972,831	14,546,435	2,567,619

※R3年度決算は各市の議会の議決前の為、R2年度決算額を記載している。

類似団体の各市の財政状況（R2年度普通会計決算）その4

	都道府県	市	個人市民税			法人市民税		固定資産税		都市計画税	
			地方税に占める割合(%)	歳入に占める割合(%)	市民一人あたり(千円)	地方税に占める割合(%)	歳入に占める割合(%)	地方税に占める割合(%)	歳入に占める割合(%)	地方税に占める割合(%)	歳入に占める割合(%)
1	京都府	宇治市	41.8	11.5	54.4	6.1	1.7	40.0	11.0	7.0	1.9
2	北海道	釧路市	36.1	6.4	45.2	7.7	1.4	40.1	7.1	6.5	1.1
3		苫小牧市	30.1	8.2	49.5	6.9	1.9	48.6	13.2	6.9	1.9
4	埼玉県	新座市	42.7	13.9	64.0	4.6	1.5	42.2	13.7	5.8	1.9
5		久喜市	37.8	12.3	57.3	6.4	2.1	45.9	15.0	4.4	1.4
6	千葉県	市川市	47.1	18.4	83.0	3.7	1.4	35.6	13.9	7.9	3.1
7		松戸市	47.7	15.7	67.4	4.5	1.5	35.6	11.7	6.0	2.0
8		野田市	35.9	11.3	53.5	6.3	2.0	46.7	14.7	4.7	1.5
9		佐倉市	45.8	15.7	64.7	4.6	1.6	38.3	13.1	6.7	2.3
10		習志野市	45.5	15.7	74.3	4.6	1.6	38.3	13.2	8.1	2.8
11		流山市	48.7	16.1	73.8	2.9	1.0	37.1	12.3	7.8	2.6
12		八千代市	43.9	16.2	65.0	6.7	2.5	37.1	13.7	7.7	2.8
13		浦安市	48.2	19.2	104.0	3.7	1.5	45.5	18.1	—	—
14	東京都	立川市	34.3	12.9	73.8	9.5	3.6	45.0	16.9	7.8	3.0
15		府中市	39.5	14.8	78.9	8.3	3.1	42.9	16.1	6.5	2.4
16		町田市	45.0	14.0	72.6	4.4	1.4	38.5	12.0	7.0	2.2
17		小平市	46.7	15.5	74.2	3.3	1.1	39.2	13.1	7.7	2.6
18		東村山市	45.7	12.5	63.7	3.1	0.8	38.7	10.6	8.6	2.3
19		西東京市	47.8	15.3	75.7	3.6	1.2	37.4	12.0	7.8	2.5
20	神奈川県	鎌倉市	45.4	19.9	93.1	5.1	2.2	37.6	16.5	9.4	4.1
21		藤沢市	41.9	16.6	78.2	4.7	1.9	39.6	15.7	7.4	2.9
22		秦野市	40.6	13.2	57.6	3.9	1.3	42.6	13.8	7.1	2.3
23	三重県	津市	39.0	11.2	59.0	6.6	1.9	43.2	12.4	5.3	1.5
24	大阪府	和泉市	41.3	11.3	53.5	5.4	1.5	39.3	10.8	8.0	2.2
25	兵庫県	伊丹市	38.7	11.7	59.9	5.1	1.5	42.7	12.9	9.0	2.7
26		川西市	46.1	12.7	58.4	4.1	1.1	37.3	10.2	8.3	2.3
27	山口県	宇部市	35.9	9.9	52.9	6.9	1.9	44.3	12.2	6.7	1.8
28		山口市	37.7	9.1	53.5	8.5	2.0	41.8	10.1	5.6	1.4
29	徳島県	徳島市	34.9	11.0	57.0	10.1	3.2	42.5	13.4	6.6	2.1
平均			41.8	13.5	66.1	5.6	1.8	40.8	13.1	7.1	2.3

※R3年度決算は各市の議会の議決前の為、R2年度決算額を記載している。

府内の各市の財政状況（R2年度普通会計決算）その1

	市	住基人口 R3.1.1(人)	歳入総額 (千円)	歳出総額 (千円)	実質収支 額(千円)	歳出に占 める人件 費(%)	議会費の状況		標準財政 規模(千円)	経常収 支比率 (%)	財政力 指数	財政健全化比率			
							議会費の 決算(千円)	歳出総額 に対する 割合(%)				実質赤 字比率 (%)	連結実 質赤字 比率(%)	実質公 債費比 率(%)	将来負 担比率 (%)
1	宇治市	184,995	87,287,467	86,444,508	669,100	32.1	430,738	0.5	36,132,661	96.1	0.75	-	-	0.6	-
2	京都市	1,400,720	1,070,394,828	1,062,840,572	△ 316,816	35.5	1,994,401	0.2	405,033,797	99.7	0.81	0.1	-	11.4	193.4
3	福知山市	77,061	54,145,167	52,790,585	1,051,412	25.3	279,404	0.5	24,054,345	92.2	0.54	-	-	10.1	71.8
4	舞鶴市	80,910	45,358,634	44,705,082	302,299	29.4	314,890	0.7	19,563,542	95.1	0.67	-	-	12.4	108.6
5	綾部市	32,851	20,589,483	20,525,429	38,748	30.7	173,051	0.8	9,837,425	93.5	0.51	-	-	9.1	113.8
6	宮津市	17,397	14,154,898	14,006,762	130,652	26.1	130,049	0.9	6,206,195	97.3	0.42	-	-	17.9	210.1
7	亀岡市	87,847	47,324,802	46,528,736	745,791	24.5	282,407	0.6	19,288,469	94.4	0.60	-	-	13.3	89.9
8	城陽市	75,734	38,809,048	38,570,794	73,111	24.4	244,604	0.6	16,100,365	97.0	0.67	-	-	9.4	105.2
9	向日市	57,316	29,255,622	28,348,117	751,432	27.7	228,929	0.8	12,064,187	97.2	0.73	-	-	3.3	8.4
10	長岡京市	81,061	40,890,004	38,998,521	1,552,713	26.2	294,406	0.8	17,339,996	94.4	0.82	-	-	1.8	8.5
11	八幡市	70,398	37,426,430	36,396,618	883,098	33.8	280,756	0.8	15,574,245	99.0	0.72	-	-	2.9	3.1
12	京田辺市	70,513	34,207,661	33,068,796	740,758	36.2	222,796	0.7	15,615,128	93.6	0.80	-	-	0.4	-
13	京丹後市	53,674	42,608,033	41,601,337	879,585	24.2	237,559	0.6	20,382,297	94.3	0.30	-	-	12.3	129.2
14	南丹市	31,074	29,834,172	28,749,995	593,459	25.0	203,374	0.7	13,991,176	93.6	0.31	-	-	12.2	70.7
15	木津川市	79,038	38,649,818	37,906,419	543,986	22.7	194,274	0.5	18,088,823	91.6	0.64	-	-	9.0	20.3
平均		160,039	108,729,071	107,432,151	575,955	28.3	367,443	0.6	43,284,843	95.3	0.62	0.1	-	8.4	87.2
京都市除く平均		71,419	40,038,660	39,188,693	639,725	27.7	251,231	0.7	17,445,632	95.0	0.61	-	-	8.2	78.3

府内の各市の財政状況（R2年度普通会計決算）その2

	市	地方税 (千円)	歳入に 占める 割合 (%)	個人市民税				法人市民税			固定資産税			都市計画税		
				(千円)	地方税 に占め る割合 (%)	歳入に 占める 割合 (%)	市民一 人あたり (千円)	(千円)	地方税 に占め る割合 (%)	歳入に 占める 割合 (%)	(千円)	地方税 に占め る割合 (%)	歳入に 占める 割合 (%)	(千円)	地方税 に占め る割合 (%)	歳入に 占める 割合 (%)
1	宇治市	24,090,098	27.6	10,071,432	41.8	11.5	54.4	1,463,566	6.1	1.7	9,636,616	40.0	11.0	1,679,107	7.0	1.9
2	京都市	295,943,361	27.6	117,204,901	39.6	10.9	83.7	26,760,536	9.0	2.5	108,732,207	36.7	10.2	24,127,959	8.2	2.3
3	福知山市	11,462,908	21.2	3,797,136	33.1	7.0	49.3	1,089,157	9.5	2.0	5,500,838	48.0	10.2	247,978	2.2	0.5
4	舞鶴市	11,618,109	25.6	4,090,763	35.2	9.0	50.6	480,276	4.1	1.1	6,168,158	53.1	13.6	－	－	－
5	綾部市	4,425,254	21.5	1,358,846	30.7	6.6	41.4	304,632	6.9	1.5	2,352,614	53.2	11.4	77,223	1.7	0.4
6	宮津市	2,503,494	17.7	708,168	28.3	5.0	40.7	172,805	6.9	1.2	1,367,988	54.6	9.7	73,369	2.9	0.5
7	亀岡市	10,039,756	21.2	4,104,664	40.9	8.7	46.7	486,257	4.8	1.0	4,432,354	44.1	9.4	215,787	2.1	0.5
8	城陽市	9,024,688	23.3	3,624,560	40.2	9.3	47.9	386,093	4.3	1.0	3,786,976	42.0	9.8	638,898	7.1	1.6
9	向日市	7,860,278	26.9	3,457,113	44.0	11.8	60.3	286,236	3.6	1.0	3,145,204	40.0	10.8	616,062	7.8	2.1
10	長岡京市	12,775,054	31.2	5,232,025	41.0	12.8	64.5	986,836	7.7	2.4	5,119,053	40.1	12.5	976,768	7.6	2.4
11	八幡市	9,419,353	25.2	3,610,018	38.3	9.6	51.3	541,599	5.7	1.4	3,849,795	40.9	10.3	812,914	8.6	2.2
12	京田辺市	11,467,164	33.5	4,271,080	37.2	12.5	60.6	693,862	6.1	2.0	5,137,232	44.8	15.0	917,358	8.0	2.7
13	京丹後市	5,135,661	12.1	1,973,108	38.4	4.6	36.8	214,126	4.2	0.5	2,401,255	46.8	5.6	－	－	－
14	南丹市	4,055,196	13.6	1,231,946	30.4	4.1	39.6	197,653	4.9	0.7	2,243,561	55.3	7.5	104,637	2.6	0.4
15	木津川市	10,260,837	26.5	4,227,047	41.2	10.9	53.5	440,266	4.3	1.1	4,660,489	45.4	12.1	438,895	4.3	1.1
平均		28,672,081	23.6	11,264,187	37.4	9.0	52.1	2,300,260	5.9	1.4	11,235,623	45.7	10.6	2,378,997	5.4	1.4
京都市除く平均		9,581,275	23.4	3,696,993	37.2	8.8	49.8	553,097	5.7	1.3	4,271,581	46.3	10.6	566,583	5.2	1.4

類似団体の各市の状況（特別職の給料月額）

	都道府県	市	人口 (人) R4.4.1現在	職員数 (人) (R4.4)	ラスパ イレス 指数 (R3)	給料月額(円)						
						本則の給料月額			減額 措置	減額措置反映後の給料月額		
						市長	副市長	教育長		市長	副市長	教育長
1	京都府	宇治市	182,841	1,422	101.4	1,075,000	895,000	785,000	有	967,500	823,400	730,050
2	北海道	釧路市	161,855	2,494	99.9	1,035,000	835,000	725,000	－	1,035,000	835,000	725,000
3		苫小牧市	168,993	1,913	98.4	980,000	800,000	680,000	－	980,000	800,000	680,000
4	埼玉県	新座市	165,741	868	99.7	918,000	767,000	702,000	－	918,000	767,000	702,000
5		久喜市	151,203	956	96.9	957,000	805,000	737,000	－	957,000	805,000	737,000
6	千葉県	市川市	491,545	3,126	101.5	1,016,000	837,000	744,000	－	1,016,000	837,000	744,000
7		松戸市	497,089	4,261	101.1	1,050,000	860,000	760,000	－	1,050,000	860,000	760,000
8		野田市	153,529	1,066	99.0	972,000	831,000	750,000	－	972,000	831,000	750,000
9		佐倉市	171,747	1,021	98.7	940,000	800,000	720,000	有	846,000	760,000	720,000
10		習志野市	175,076	1,457	101.7	950,000	810,000	730,000	－	950,000	810,000	730,000
11		流山市	205,439	1,162	103.0	926,500	800,000	741,300	－	926,500	800,000	741,300
12		八千代市	203,524	1,321	101.4	946,000	804,000	737,000	－	946,000	804,000	737,000
13		浦安市	169,259	1,374	101.5	1,000,000	830,000	750,000	－	1,000,000	830,000	750,000
14	東京都	立川市	185,201	1,072	98.6	1,041,000	901,000	799,000	－	1,041,000	901,000	799,000
15		府中市	260,144	1,331	99.2	1,080,000	930,000	830,000	－	1,080,000	930,000	830,000
16		町田市	430,803	2,921	99.3	1,060,000	900,000	820,000	－	1,060,000	900,000	820,000
17		小平市	195,014	948	101.0	1,050,000	900,000	810,000	－	1,050,000	900,000	810,000
18		東村山市	151,666	795	100.4	943,000	801,000	740,000	－	943,000	801,000	740,000
19		西東京市	205,726	1,012	99.5	970,000	860,000	763,000	－	970,000	860,000	763,000
20	神奈川県	鎌倉市	177,022	1,331	99.2	961,000	814,000	716,000	－	961,000	814,000	716,000
21		藤沢市	442,892	3,859	101.2	1,064,000	893,000	766,000	－	1,064,000	893,000	766,000
22		秦野市	159,675	1,086	102.0	938,000	768,000	684,000	－	938,000	768,000	684,000
23	三重県	津市	272,875	2,595	99.5	1,130,000	870,000	740,000	－	1,130,000	870,000	740,000
24	大阪府	和泉市	184,185	1,149	97.7	990,000	850,000	760,000	－	990,000	850,000	760,000
25	兵庫県	伊丹市	202,505	2,190	100.0	1,036,000	857,000	725,000	有	953,120	822,720	725,000
26		川西市	155,625	1,105	97.2	982,000	796,000	695,000	有	834,700	716,400	660,250
27	山口県	宇部市	161,184	1,226	100.0	940,000	755,000	684,000	－	940,000	755,000	684,000
28		山口市	188,436	1,711	99.6	990,000	810,000	712,000	－	990,000	810,000	712,000
29	徳島県	徳島市	249,962	2,728	99.2	1,118,000	896,000	740,000	－	1,118,000	896,000	740,000
平均			224,854	1,707	99.9	1,002,017	837,069	742,941	－	987,132	829,294	739,848

類似団体の各市の状況（特別職の期末手当・年収）

	都道府県	市	期末手当		地域 手当 (%)	年収(円)		
			支給月数	加算率(%)		市長	副市長	教育長
1	京都府	宇治市	3.25	30	0.0	16,151,874	13,662,174	12,077,224
2	北海道	釧路市	3.25	45	0.0	17,297,436	13,954,936	12,116,562
3		苫小牧市	4.30	15	0.0	16,606,100	13,556,000	11,522,600
4	埼玉県	新座市	3.25	20	10.0	16,055,820	13,414,830	12,277,980
5		久喜市	4.30	20	0.0	16,422,120	13,813,800	12,646,920
6	千葉県	市川市	4.45	20	12.0	19,731,532	16,255,208	14,449,074
7		松戸市	4.30	15	10.0	19,571,474	16,029,970	14,166,020
8		野田市	4.25	20	0.0	16,621,200	14,210,100	12,825,000
9		佐倉市	4.25	20	9.2	16,424,808	14,458,560	13,444,704
10		習志野市	4.30	20	0.0	16,302,000	13,899,600	12,526,800
11		流山市	4.25	20	7.3	16,999,694	14,678,640	13,601,587
12		八千代市	3.90	15	8.0	16,842,394	14,314,254	13,121,400
13		浦安市	4.30	20	12.0	19,219,200	15,951,936	14,414,400
14	東京都	立川市	4.25	20	0.0	17,801,100	15,407,100	13,662,900
15		府中市	4.45	20	0.0	18,727,200	16,126,200	14,392,200
16		町田市	4.45	20	0.0	18,380,400	15,606,000	14,218,800
17		小平市	3.65	20	0.0	17,199,000	14,742,000	13,267,800
18		東村山市	3.95	20	0.0	15,785,820	13,408,740	12,387,600
19		西東京市	4.45	20	0.0	16,819,800	14,912,400	13,230,420
20	神奈川県	鎌倉市	3.45	20	10.0	17,061,594	14,451,756	12,711,864
21		藤沢市	3.05	40	10.0	19,042,408	15,982,020	13,709,102
22		秦野市	4.10	20	6.0	16,823,216	13,774,232	12,267,676
23	三重県	津市	4.30	20	0.0	19,390,800	14,929,200	12,698,400
24	大阪府	和泉市	4.30	20	6.0	18,007,704	15,461,160	13,824,096
25	兵庫県	伊丹市	3.25	45	10.0	17,444,478	15,057,832	13,269,312
26		川西市	4.25	0	10.0	14,920,262	12,805,650	11,801,968
27	山口県	宇部市	4.30	20	0.0	16,130,400	12,955,800	11,737,440
28		山口市	3.25	50	0.0	16,706,250	13,668,750	12,015,000
29	徳島県	徳島市	3.15	20	0.0	17,642,040	14,138,880	11,677,200
平均			3.96	23	4.2	17,314,763	14,538,887	12,967,657

類似団体の各市の状況（特別職の退職手当）

	都道府県	市	退職手当（教育長は任期3年。市長、副市長は任期4年。）							
			算定基礎 給料	算定式	支給率			支給額(円)		
					市長	副市長	教育長	市長	副市長	教育長
1	京都府	宇治市	本則	年	390/100	280/100	225/100	16,770,000	10,024,000	5,298,750
2	北海道	釧路市	本則	年	467.7/100	374/100	273/100	19,362,780	12,491,600	5,937,750
3		苫小牧市	本則	年	480/100	400/100	280/100	18,816,000	12,800,000	5,712,000
4	埼玉県	新座市	本則	月	483/100	289.8/100	276/100	17,735,760	8,891,064	5,812,560
5		久喜市	本則	月	483/100	289.8/100	276/100	18,489,240	9,331,560	6,102,360
6	千葉県	市川市	本則	月	540/100	348/100	228/100	21,945,600	11,651,040	5,088,960
7		松戸市	本則	月	564/100	312/100	228/100	23,688,000	10,732,800	5,198,400
8		野田市	本則	月	540/100	300/100	240/100	20,995,200	9,972,000	5,400,000
9		佐倉市	本則	月	420/100	300/100	240/100	15,792,000	9,600,000	5,184,000
10		習志野市	本則	月	540/100	300/100	240/100	20,520,000	9,720,000	5,256,000
11		流山市	本則	月	420/100	300/100	240/100	15,565,200	9,600,000	5,337,360
12		八千代市	本則	月	420/100	300/100	240/100	15,892,800	9,648,000	5,306,400
13		浦安市	本則	月	420/100	300/100	240/100	16,800,000	9,960,000	5,400,000
14	東京都	立川市	本則	年	350/100	300/100	200/100	14,574,000	10,812,000	4,794,000
15		府中市	本則	年	350/100	300/100	200/100	15,120,000	11,160,000	4,980,000
16		町田市	本則	年	341/100	287/100	200/100	14,458,400	10,332,000	4,920,000
17		小平市	本則	年	400/100	300/100	250/100	16,800,000	10,800,000	6,075,000
18		東村山市	本則	年	310/100	270/100	180/100	11,693,200	8,650,800	3,996,000
19		西東京市	本則	年	350/100	300/100	250/100	13,580,000	10,320,000	5,722,500
20	神奈川県	鎌倉市	本則	年	400/100	320/100	240/100	15,376,000	10,419,200	5,155,200
21		藤沢市	本則	月	384/100	276/100	216/100	16,343,040	9,858,720	4,963,680
22		秦野市	本則	年	400/100	300/100	200/100	15,008,000	9,216,000	4,104,000
23	三重県	津市	本則	月	660/100	420/100	300/100	29,832,000	14,616,000	6,660,000
24	大阪府	和泉市	本則	月	516/100	336/100	240/100	20,433,600	11,424,000	5,472,000
25	兵庫県	伊丹市	減額後	月	480/100	288/100	216/100	18,299,904	9,477,734	4,698,000
26		川西市	本則	月	480/100	288/100	216/100	18,854,400	9,169,920	4,503,600
27	山口県	宇部市	本則	月	500/100	400/100	83.7/100	18,800,000	12,080,000	1,717,524
28		山口市	本則	月	648/100	432/100	324/100	25,660,800	13,996,800	6,920,640
29	徳島県	徳島市	本則	月	481/100	384.8/100	192.4/100	25,253,384	16,791,040	6,129,420
平均			-	-	455.8/100	320.5/100	232.2/100	18,360,666	10,811,941	5,236,073

※支給率は年率にそろえている。

類似団体の各市の状況（議員の報酬月額）

	都道府県	市	人口(人) R4.4.1現在	職員数 (人) (R4.4)	議員定数(人)		報酬月額(円)			
					条例定数	実数	議長	副議長	議員	減額措置
1	京都府	宇治市	182,841	1,422	28	28	635,000	585,000	535,000	－
2	北海道	釧路市	161,855	2,494	26	26	600,000	540,000	490,000	－
3		苫小牧市	168,993	1,913	28	28	520,000	480,000	440,000	－
4	埼玉県	新座市	165,741	868	26	26	463,000	420,000	400,000	－
5		久喜市	151,203	956	27	27	483,000	433,000	410,000	－
6	千葉県	市川市	491,545	3,126	42	42	724,000	652,000	604,000	－
7		松戸市	497,089	4,261	44	44	720,000	660,000	590,000	－
8		野田市	153,529	1,066	28	28	547,000	492,000	450,000	－
9		佐倉市	171,747	1,021	28	28	520,000	480,000	460,000	－
10		習志野市	175,076	1,457	30	30	540,000	500,000	480,000	－
11		流山市	205,439	1,162	28	28	547,900	488,100	458,250	－
12		八千代市	203,524	1,321	28	28	520,000	480,000	460,000	－
13		浦安市	169,259	1,374	21	20	630,000	560,000	520,000	－
14	東京都	立川市	185,201	1,072	28	28	662,000	599,000	555,000	－
15		府中市	260,144	1,331	30	26	650,000	570,000	550,000	－
16		町田市	430,803	2,921	36	36	640,000	580,000	550,000	－
17		小平市	195,014	948	28	26	650,000	580,000	550,000	－
18		東村山市	151,666	795	25	25	558,000	506,000	485,000	－
19		西東京市	205,726	1,012	28	28	614,000	549,000	517,000	－
20	神奈川県	鎌倉市	177,022	1,331	26	26	579,000	520,000	479,000	－
21		藤沢市	442,892	3,859	36	36	690,000	610,000	565,000	－
22		秦野市	159,675	1,086	24	24	556,000	484,000	444,000	－
23	三重県	津市	272,875	2,595	34	34	670,000	610,000	550,000	－
24	大阪府	和泉市	184,185	1,149	24	24	660,000	630,000	600,000	－
25	兵庫県	伊丹市	202,505	2,190	28	28	720,000	646,000	584,000	－
26		川西市	155,625	1,105	26	26	701,000	629,000	570,000	－
27	山口県	宇部市	161,184	1,226	28	27	551,000	498,000	470,000	－
28		山口市	188,436	1,711	34	34	557,000	480,000	449,000	－
29	徳島県	徳島市	249,962	2,728	30	30	714,000	647,000	606,000	－
平均			224,854	1,707	29	29	607,652	548,555	511,078	－

類似団体の各市の状況（議員の期末手当・年収）

	都道府県	市	期末手当		年収(円)		
			支給月数	加算率(%)	議長	副議長	議員
1	京都府	宇治市	3.25	30	10,302,875	9,491,625	8,680,375
2	北海道	釧路市	3.25	45	10,027,500	9,024,750	8,189,125
3		苫小牧市	4.30	15	8,811,400	8,133,600	7,455,800
4	埼玉県	新座市	3.25	20	7,361,700	6,678,000	6,360,000
5		久喜市	4.30	20	8,288,280	7,430,280	7,035,600
6	千葉県	市川市	4.45	20	12,554,160	11,305,680	10,473,360
7		松戸市	4.30	15	12,200,400	11,183,700	9,997,550
8		野田市	4.25	20	9,353,700	8,413,200	7,695,000
9		佐倉市	4.25	20	8,892,000	8,208,000	7,865,999
10		習志野市	4.30	20	9,266,400	8,580,000	8,236,800
11		流山市	4.10	20	9,270,468	8,258,652	7,753,590
12		八千代市	3.90	15	8,572,200	7,912,800	7,583,100
13		浦安市	4.30	20	10,810,800	9,609,600	8,923,201
14	東京都	立川市	4.25	20	11,320,200	10,242,900	9,490,500
15		府中市	4.45	20	11,271,000	9,883,800	9,537,000
16		町田市	4.90	20	11,443,200	10,370,400	9,834,000
17		小平市	3.85	20	10,803,000	9,639,600	9,141,000
18		東村山市	4.15	0	9,011,700	8,171,900	7,832,750
19		西東京市	4.45	20	10,646,760	9,519,660	8,964,780
20	神奈川県	鎌倉市	4.30	20	9,935,640	8,923,200	8,219,640
21		藤沢市	3.40	45	11,681,700	10,327,300	9,565,450
22		秦野市	4.10	20	9,407,520	8,189,280	7,512,480
23	三重県	津市	3.90	20	11,175,600	10,174,800	9,174,000
24	大阪府	和泉市	4.30	20	11,325,600	10,810,800	10,296,000
25	兵庫県	伊丹市	3.25	45	12,033,000	10,796,275	9,760,100
26		川西市	4.30	6	11,607,158	10,414,982	9,438,060
27	山口県	宇部市	3.25	20	8,760,900	7,918,200	7,473,000
28		山口市	3.25	20	8,856,300	7,632,000	7,139,100
29	徳島県	徳島市	3.10	20	11,224,080	10,170,840	9,526,320
平均			3.98	21	10,214,319	9,221,235	8,591,506

類似団体の各市の状況（特別職・議員の任期内収入）

任期：教育長3年。その他4年。（万円）

	都道府県	市	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
1	京都府	宇治市	8,137.7	6,467.3	4,153.0	4,121.2	3,796.7	3,472.2
2	北海道	釧路市	8,855.3	6,831.1	4,228.7	4,011.0	3,609.9	3,275.7
3		苫小牧市	8,524.0	6,702.4	4,028.0	3,524.6	3,253.4	2,982.3
4	埼玉県	新座市	8,195.9	6,255.0	4,264.7	2,944.7	2,671.2	2,544.0
5		久喜市	8,417.8	6,458.7	4,404.3	3,315.3	2,972.1	2,814.2
6	千葉県	市川市	10,087.2	7,667.2	4,843.6	5,021.7	4,522.3	4,189.3
7		松戸市	10,197.4	7,485.3	4,769.6	4,880.2	4,473.5	3,999.0
8		野田市	8,748.0	6,681.2	4,387.5	3,741.5	3,365.3	3,078.0
9		佐倉市	8,149.1	6,743.4	4,551.8	3,556.8	3,283.2	3,146.4
10		習志野市	8,572.8	6,531.8	4,283.6	3,706.6	3,432.0	3,294.7
11		流山市	8,356.4	6,831.5	4,614.2	3,708.2	3,303.5	3,101.4
12		八千代市	8,326.2	6,690.5	4,467.1	3,428.9	3,165.1	3,033.2
13		浦安市	9,367.7	7,376.8	4,864.3	4,324.3	3,843.8	3,569.3
14	東京都	立川市	8,577.8	7,244.0	4,578.3	4,528.1	4,097.2	3,796.2
15		府中市	9,002.9	7,566.5	4,815.7	4,508.4	3,953.5	3,814.8
16		町田市	8,798.0	7,275.6	4,757.6	4,577.3	4,148.2	3,933.6
17		小平市	8,559.6	6,976.8	4,587.8	4,321.2	3,855.8	3,656.4
18		東村山市	7,483.6	6,228.6	4,115.9	3,604.7	3,268.8	3,133.1
19		西東京市	8,085.9	6,997.0	4,541.4	4,258.7	3,807.9	3,585.9
20	神奈川県	鎌倉市	8,362.2	6,822.6	4,329.1	3,974.3	3,569.3	3,287.9
21		藤沢市	9,251.3	7,378.7	4,609.1	4,672.7	4,130.9	3,826.2
22		秦野市	8,230.1	6,431.3	4,090.7	3,763.0	3,275.7	3,005.0
23	三重県	津市	10,739.5	7,433.3	4,475.5	4,470.2	4,069.9	3,669.6
24	大阪府	和泉市	9,246.4	7,326.9	4,694.4	4,530.2	4,324.3	4,118.4
25	兵庫県	伊丹市	8,807.8	6,970.9	4,450.6	4,813.2	4,318.5	3,904.0
26		川西市	7,853.5	6,039.3	3,991.0	4,642.9	4,166.0	3,775.2
27	山口県	宇部市	8,332.2	6,390.3	3,693.0	3,504.4	3,167.3	2,989.2
28		山口市	9,248.6	6,867.2	4,296.6	3,542.5	3,052.8	2,855.6
29	徳島県	徳島市	9,582.2	7,334.7	4,116.1	4,489.6	4,068.3	3,810.5
平均			8,762.0	6,896.7	4,413.9	4,085.7	3,688.5	3,436.6

府内の各市の状況（特別職の給料月額・期末手当・年収・退職手当・任期内収入）

	市	給料月額(円)							期末手当		地域 手当 (%)	年収(千円)			退職手当(千円)			任期内収入(千円)・順位					
		本則の給料月額			減額 措置	減額措置反映後の給料月額			支給 月数	加算率 (%)		市長	副市長	教育長	市長	副市長	教育長	市長(4年)		副市長(4年)		教育長(3年)	
		市長	副市長	教育長		市長	副市長	教育長															
1	宇治市	1,075,000	895,000	785,000	有	967,500	823,400	730,050	3.25	30	0.0	16,152	13,662	12,077	16,770	10,024	5,299	81,378	6	64,672	2	41,530	2
2	京都市	1,390,000	1,100,000	573,100	有	973,000	935,000	538,714	3.25(4.30)※1	45(43)	10.0	17,808	17,113	10,972	34,027	20,803	6,353	105,259	1	89,255	1	39,269	7
3	福知山市	935,000	760,000	685,000	－	935,000	760,000	685,000	3.25	15	0.0	14,715	11,961	10,780	15,259	8,026	4,439	74,119	11	55,870	11	36,779	11
4	舞鶴市	949,000	781,000	688,000	－	949,000	781,000	688,000	3.25	15	0.0	14,935	12,291	10,827	20,878	11,465	6,254	80,618	7	60,629	6	38,735	9
5	綾部市	880,000	720,000	640,000	－	880,000	720,000	640,000	3.25	15	0.0	13,849	11,331	10,072	18,656	9,072	5,184	74,052	12	54,396	12	35,400	12
6	宮津市	900,000	730,000	660,000	有	720,000	584,000	528,000	3.25	15	0.0	12,004	9,736	8,803	15,264	7,358	4,277	63,280	14	46,302	15	30,686	15
7	亀岡市	985,000	787,000	694,000	－	985,000	787,000	694,000	3.25	15	6.0	16,432	13,129	11,577	19,503	9,208	5,363	85,231	3	61,724	5	40,094	4
8	城陽市	946,000	780,000	701,000	－	946,000	780,000	701,000	3.25	15	3.0	15,334	12,644	11,363	20,055	9,828	5,678	81,391	5	60,404	7	39,767	5
9	向日市	874,000	722,000	651,000	－	874,000	722,000	651,000	3.25	30	6.0	15,031	12,417	11,196	18,529	9,097	5,273	78,653	9	58,765	9	38,861	8
10	長岡京市	930,000	770,000	686,000	有	901,600	746,400	665,000	3.25	15	12.0	16,010	13,255	11,809	21,638	10,450	5,985	85,678	2	63,470	3	41,412	3
11	八幡市	848,700	721,300	654,700	－	848,700	721,300	654,700	3.25	15	6.0	14,158	12,033	10,922	18,671	9,377	5,499	75,303	10	57,509	10	38,265	10
12	京田辺市	875,000	730,000	680,000	－	875,000	730,000	680,000	3.80	15	10.0	15,756	13,145	12,245	18,550	9,198	5,508	81,574	4	61,778	4	42,243	1
13	京丹後市	863,000	697,000	628,000	有	776,700	662,150	596,600	3.25	15	0.0	12,223	10,421	9,389	16,466	8,343	4,832	65,358	13	50,027	13	32,999	13
14	南丹市	736,000	647,800	579,200	－	736,000	647,800	579,200	3.25	15	0.0	11,583	10,195	9,115	15,603	8,162	4,692	61,935	15	48,942	14	32,037	14
15	木津川市	880,000	730,000	660,000	－	880,000	730,000	660,000	3.25	35	6.0	15,286	12,681	11,465	18,656	9,198	5,346	79,800	8	59,922	8	39,741	6
平均		937,780	771,407	664,333	－	883,167	742,003	646,084	3.29	20	4	14,752	12,401	10,841	19,235	9,974	5,332	78,242	－	59,578	－	37,855	－
京都市除く平均		905,479	747,936	670,850	－	876,750	728,218	653,754	3.29	19	4	14,533	12,064	10,831	18,178	9,200	5,259	76,312	－	57,458	－	37,754	－

※1…市長・副市長(3.25月)、教育長(4.3月)

府内の各市の状況（議員の報酬月額・期末手当・年収・任期内収入）

	市	議員定数 (人)		報酬月額(円)							期末手当		年収(千円)			退職手当(千円)			任期内収入(千円)・順位					
		条例 定数	実数	本則の報酬月額			減額 措置	減額措置反映後の報酬月額			支給 月数	加算 率 (%)	議長	副議長	議員	議長	副議長	議員	議長	副議長		議員		
				議長	副議長	議員		議長	副議長	議員														
1	宇治市	28	28	635,000	585,000	535,000	－	635,000	585,000	535,000	3.25	30	10,303	9,492	8,680	－	－	－	41,212	2	37,968	2	34,720	2
2	京都市	67	67	1,120,000	1,030,000	960,000	有	952,000	875,500	816,000	3.25	45	16,702	15,360	14,316	－	－	－	66,808	1	61,440	1	57,264	1
3	福知山市	24	24	495,000	440,000	410,000	－	495,000	440,000	410,000	3.25	15	7,790	6,925	6,452	－	－	－	31,160	9	27,700	8	25,808	8
4	舞鶴市	26	26	570,000	480,000	440,000	－	570,000	480,000	440,000	3.25	15	8,970	7,554	6,925	－	－	－	35,880	3	30,216	7	27,700	6
5	綾部市	18	18	450,000	400,000	365,000	－	450,000	400,000	365,000	3.25	15	7,082	6,295	5,744	－	－	－	28,328	13	25,180	12	22,976	12
6	宮津市	14	13	430,000	370,000	350,000	－	430,000	370,000	350,000	3.25	15	6,767	5,823	5,508	－	－	－	27,068	14	23,292	15	22,032	14
7	亀岡市	24	24	560,000	490,000	440,000	－	560,000	490,000	440,000	3.25	15	8,813	7,711	6,925	－	－	－	35,252	4	30,844	5	27,700	6
8	城陽市	20	20	560,000	495,000	445,000	－	560,000	495,000	445,000	3.25	15	8,813	7,790	7,003	－	－	－	35,252	4	31,160	4	28,012	5
9	向日市	20	20	475,000	440,000	400,000	－	475,000	440,000	400,000	3.25	15	7,475	6,925	6,295	－	－	－	29,900	10	27,700	8	25,180	9
10	長岡京市	22	22	520,000	490,000	450,000	－	520,000	490,000	450,000	3.25	15	8,184	7,711	7,082	－	－	－	32,736	7	30,844	5	28,328	4
11	八幡市	21	21	550,000	500,000	470,000	－	550,000	500,000	470,000	3.25	15	8,656	7,869	7,397	－	－	－	34,624	6	31,476	3	29,588	3
12	京田辺市	20	20	515,000	430,000	400,000	－	515,000	430,000	400,000	3.25	15	8,105	6,767	6,295	－	－	－	32,420	8	27,068	10	25,180	9
13	京丹後市	20	20	430,000	380,000	360,000	－	430,000	380,000	360,000	3.25	15	6,767	5,980	5,666	－	－	－	27,068	14	23,920	13	22,664	13
14	南丹市	20	20	470,000	415,000	380,000	－	470,000	415,000	380,000	3.25	15	7,397	6,531	5,980	－	－	－	29,588	11	26,124	11	23,920	11
15	木津川市	20	20	470,000	380,000	350,000	－	470,000	380,000	350,000	3.25	15	7,397	5,980	5,508	－	－	－	29,588	11	23,920	13	22,032	14
平均		24	24	550,000	488,333	450,333	－	538,800	478,033	440,733	3.25	18	8,615	7,648	7,052	－	－	－	34,459	－	30,590	－	28,207	－
京都市除く平均		21	21	509,286	449,643	413,929	－	509,286	449,643	413,929	3.25	16	8,037	7,097	6,533	－	－	－	32,148	－	28,387	－	26,131	－

類似団体の主要項目の順位

順位	人口(人) R4.4.1現在			職員数(人) R4.4.1現在			議員定数 実数(人)			順位
1	千葉県	松戸市	497,089	千葉県	松戸市	4,261	千葉県	松戸市	44	1
2	千葉県	市川市	491,545	神奈川県	藤沢市	3,859	千葉県	市川市	42	2
3	神奈川県	藤沢市	442,892	千葉県	市川市	3,126	神奈川県	藤沢市	36	3
4	千葉県	町田市	430,803	千葉県	町田市	2,921	東京都	町田市	36	4
5	三重県	津市	272,875	徳島県	徳島市	2,728	三重県	津市	34	5
6	東京都	府中市	260,144	三重県	津市	2,595	山口県	山口市	34	6
7	徳島県	徳島市	249,962	北海道	釧路市	2,494	徳島県	徳島市	30	7
8	東京都	西東京市	205,726	兵庫県	伊丹市	2,190	千葉県	習志野市	30	8
9	千葉県	流山市	205,439	北海道	苫小牧市	1,913	兵庫県	伊丹市	28	9
10	千葉県	八千代市	203,524	山口県	山口市	1,711	北海道	苫小牧市	28	10
11	兵庫県	伊丹市	202,505	千葉県	習志野市	1,457	京都府	宇治市	28	11
12	東京都	小平市	195,014	京都府	宇治市	1,422	千葉県	八千代市	28	12
13	山口県	山口市	188,436	千葉県	浦安市	1,374	千葉県	流山市	28	13
14	東京都	立川市	185,201	東京都	府中市	1,331	東京都	立川市	28	14
15	大阪府	和泉市	184,185	神奈川県	鎌倉市	1,331	千葉県	野田市	28	15
16	京都府	宇治市	182,841	千葉県	八千代市	1,321	千葉県	佐倉市	28	16
17	神奈川県	鎌倉市	177,022	山口県	宇部市	1,226	東京都	西東京市	28	17
18	千葉県	習志野市	175,076	千葉県	流山市	1,162	山口県	宇部市	27	18
19	千葉県	佐倉市	171,747	大阪府	和泉市	1,149	埼玉県	久喜市	27	19
20	千葉県	浦安市	169,259	兵庫県	川西市	1,105	北海道	釧路市	26	20
21	北海道	苫小牧市	168,993	神奈川県	秦野市	1,086	東京都	府中市	26	21
22	埼玉県	新座市	165,741	東京都	立川市	1,072	神奈川県	鎌倉市	26	22
23	北海道	釧路市	161,855	千葉県	野田市	1,066	兵庫県	川西市	26	23
24	山口県	宇部市	161,184	千葉県	佐倉市	1,021	東京都	小平市	26	24
25	神奈川県	秦野市	159,675	東京都	西東京市	1,012	埼玉県	新座市	26	25
26	兵庫県	川西市	155,625	埼玉県	久喜市	956	東京都	東村山市	25	26
27	千葉県	野田市	153,529	東京都	小平市	948	大阪府	和泉市	24	27
28	東京都	東村山市	151,666	埼玉県	新座市	868	神奈川県	秦野市	24	28
29	埼玉県	久喜市	151,203	東京都	東村山市	795	千葉県	浦安市	20	29
	平均		224,853.7	平均		1,706.90	平均		29.0	
	宇治市を除く平均		226,354.1	宇治市を除く平均		1,720.32	宇治市を除く平均		29.0	

類似団体の主要項目の順位

順位	ラスパイレス指数(R3)			財政力指数 (1.0を超えれば地方交付税の不 交付団体になる。)			経常収支比率 (比率が高いほど財政の自由度 が少ない)			順位
1	千葉県	流山市	103.0	千葉県	浦安市	1.52	神奈川県	鎌倉市	99.8	1
2	神奈川県	秦野市	102.0	東京都	府中市	1.22	千葉県	習志野市	97.7	2
3	千葉県	習志野市	101.7	東京都	立川市	1.17	三重県	津市	97.5	3
4	千葉県	市川市	101.5	千葉県	市川市	1.09	大阪府	和泉市	96.2	4
5	千葉県	浦安市	101.5	神奈川県	鎌倉市	1.09	埼玉県	新座市	96.1	5
6	京都府	宇治市	101.4	神奈川県	藤沢市	1.08	京都府	宇治市	96.1	6
7	千葉県	八千代市	101.4	東京都	小平市	0.97	神奈川県	秦野市	95.7	7
8	神奈川県	藤沢市	101.2	東京都	町田市	0.97	兵庫県	川西市	95.7	8
9	千葉県	松戸市	101.1	千葉県	流山市	0.95	千葉県	八千代市	95.6	9
10	東京都	小平市	101.0	千葉県	習志野市	0.95	神奈川県	藤沢市	95.5	10
11	東京都	東村山市	100.4	千葉県	八千代市	0.95	北海道	釧路市	95.5	11
12	兵庫県	伊丹市	100.0	千葉県	佐倉市	0.93	徳島県	徳島市	95.2	12
13	山口県	宇部市	100.0	埼玉県	新座市	0.92	千葉県	佐倉市	94.8	13
14	北海道	釧路市	99.9	千葉県	松戸市	0.90	山口県	山口市	94.6	14
15	埼玉県	新座市	99.7	東京都	西東京市	0.90	東京都	西東京市	94.0	15
16	山口県	山口市	99.6	神奈川県	秦野市	0.88	山口県	宇部市	93.8	16
17	三重県	津市	99.5	千葉県	野田市	0.86	千葉県	松戸市	93.7	17
18	東京都	西東京市	99.5	埼玉県	久喜市	0.86	千葉県	野田市	93.2	18
19	東京都	町田市	99.3	兵庫県	伊丹市	0.83	兵庫県	伊丹市	93.2	19
20	徳島県	徳島市	99.2	徳島県	徳島市	0.82	東京都	東村山市	93.1	20
21	東京都	府中市	99.2	東京都	東村山市	0.80	東京都	町田市	91.9	21
22	神奈川県	鎌倉市	99.2	北海道	苫小牧市	0.79	東京都	小平市	91.0	22
23	千葉県	野田市	99.0	京都府	宇治市	0.75	千葉県	市川市	90.8	23
24	千葉県	佐倉市	98.7	大阪府	和泉市	0.75	千葉県	浦安市	89.6	24
25	東京都	立川市	98.6	山口県	宇部市	0.73	埼玉県	久喜市	89.5	25
26	北海道	苫小牧市	98.4	三重県	津市	0.71	北海道	苫小牧市	89.2	26
27	大阪府	和泉市	97.7	兵庫県	川西市	0.71	千葉県	流山市	88.0	27
28	兵庫県	川西市	97.2	山口県	山口市	0.64	東京都	立川市	87.8	28
29	埼玉県	久喜市	96.9	北海道	釧路市	0.45	東京都	府中市	85.1	29
	平均		99.8	平均		0.90	平均		93.4	
	宇治市を除く平均		99.9	宇治市を除く平均		0.91	宇治市を除く平均		93.4	

※宇治市は全国自治体別・公務員（一般職）年収ランキング(R2) 233位/1788団体中（東洋経済調べ）。

類似団体の主要項目の順位

順位	個人市民税 市民一人あたり(千円)			個人市民税 地方税に占める割合(%)			個人市民税 歳入に占める割合(%)			順位
1	千葉県	浦安市	104.0	千葉県	流山市	48.7	神奈川県	鎌倉市	19.9	1
2	神奈川県	鎌倉市	93.1	千葉県	浦安市	48.2	千葉県	浦安市	19.2	2
3	千葉県	市川市	83.0	東京都	西東京市	47.8	千葉県	市川市	18.4	3
4	東京都	府中市	78.9	千葉県	松戸市	47.7	神奈川県	藤沢市	16.6	4
5	神奈川県	藤沢市	78.2	千葉県	市川市	47.1	千葉県	八千代市	16.2	5
6	東京都	西東京市	75.7	東京都	小平市	46.7	千葉県	流山市	16.1	6
7	千葉県	習志野市	74.3	兵庫県	川西市	46.1	千葉県	習志野市	15.7	7
8	東京都	小平市	74.2	千葉県	佐倉市	45.8	千葉県	松戸市	15.7	8
9	千葉県	流山市	73.8	東京都	東村山市	45.7	千葉県	佐倉市	15.7	9
10	東京都	立川市	73.8	千葉県	習志野市	45.5	東京都	小平市	15.5	10
11	東京都	町田市	72.6	神奈川県	鎌倉市	45.4	東京都	西東京市	15.3	11
12	千葉県	松戸市	67.4	東京都	町田市	45.0	東京都	府中市	14.8	12
13	千葉県	八千代市	65.0	千葉県	八千代市	43.9	東京都	町田市	14.0	13
14	千葉県	佐倉市	64.7	埼玉県	新座市	42.7	埼玉県	新座市	13.9	14
15	埼玉県	新座市	64.0	神奈川県	藤沢市	41.9	埼玉県	秦野市	13.2	15
16	東京都	東村山市	63.7	京都府	宇治市	41.8	東京都	立川市	12.9	16
17	兵庫県	伊丹市	59.9	大阪府	和泉市	41.3	兵庫県	川西市	12.7	17
18	三重県	津市	59.0	神奈川県	秦野市	40.6	東京都	東村山市	12.5	18
19	兵庫県	川西市	58.4	東京都	府中市	39.5	埼玉県	久喜市	12.3	19
20	神奈川県	秦野市	57.6	三重県	津市	39.0	兵庫県	伊丹市	11.7	20
21	埼玉県	久喜市	57.3	兵庫県	伊丹市	38.7	京都府	宇治市	11.5	21
22	徳島県	徳島市	57.0	埼玉県	久喜市	37.8	大阪府	和泉市	11.3	22
23	京都府	宇治市	54.4	山口県	山口市	37.7	千葉県	野田市	11.3	23
24	大阪府	和泉市	53.5	北海道	釧路市	36.1	三重県	津市	11.2	24
25	千葉県	野田市	53.5	千葉県	野田市	35.9	徳島県	徳島市	11.0	25
26	山口県	山口市	53.5	山口県	宇部市	35.9	山口県	宇部市	9.9	26
27	山口県	宇部市	52.9	徳島県	徳島市	34.9	山口県	山口市	9.1	27
28	北海道	苫小牧市	49.5	東京都	立川市	34.3	北海道	苫小牧市	8.2	28
29	北海道	釧路市	45.2	北海道	苫小牧市	30.1	北海道	釧路市	6.4	29
	平均		66.1	平均		41.8	平均		13.5	
	宇治市を除く平均		66.6	宇治市を除く平均		41.8	宇治市を除く平均		13.6	

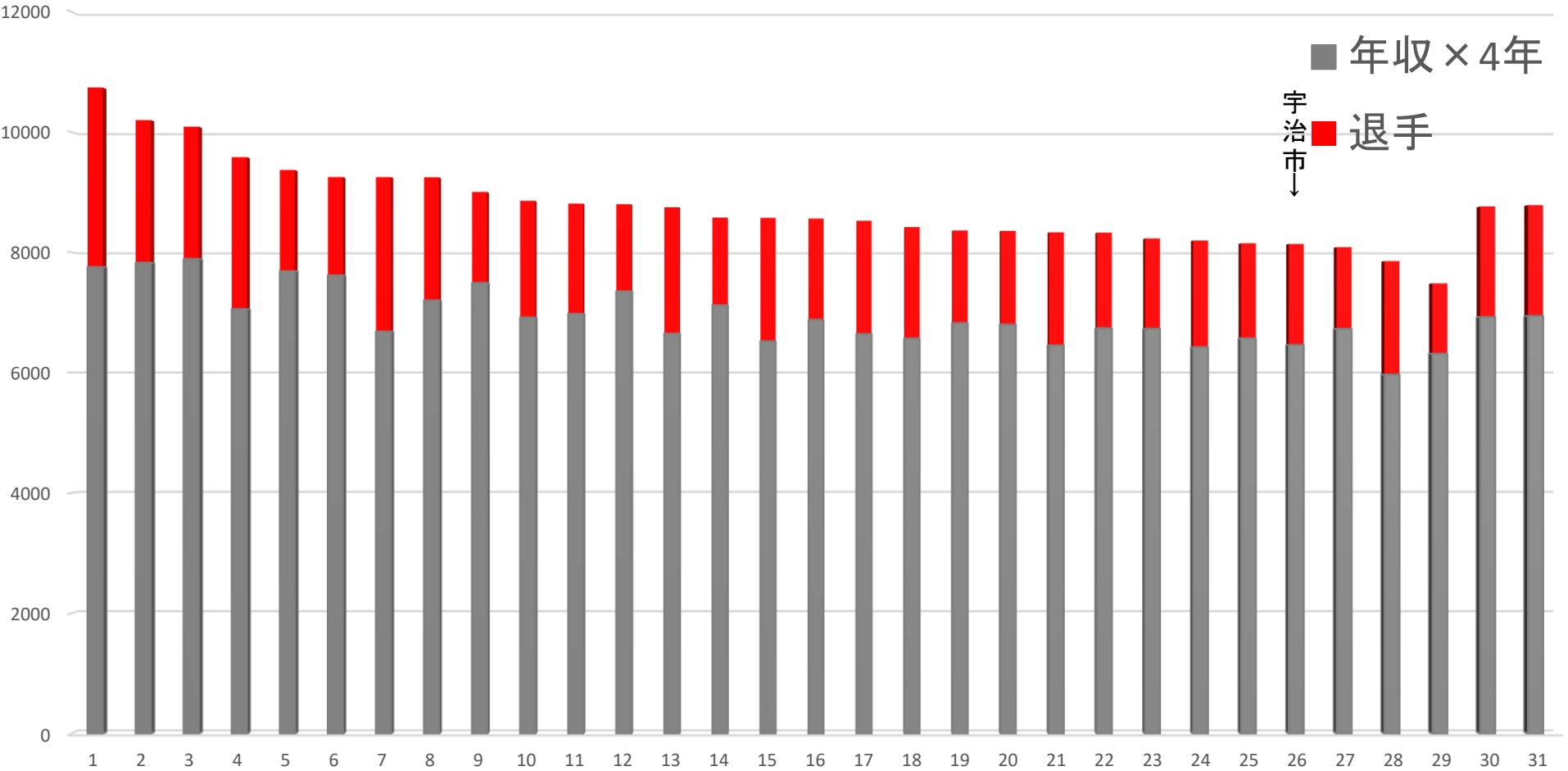
類似団体の主要項目の順位

順位	議長 報酬月額(万円)			副議長 報酬月額(万円)			議員 報酬月額(万円)			順位
1	千葉県	市川市	72.4	千葉県	松戸市	66.0	徳島県	徳島市	60.6	1
2	千葉県	松戸市	72.0	千葉県	市川市	65.2	千葉県	市川市	60.4	2
3	兵庫県	伊丹市	72.0	徳島県	徳島市	64.7	大阪府	和泉市	60.0	3
4	徳島県	徳島市	71.4	兵庫県	伊丹市	64.6	千葉県	松戸市	59.0	4
5	兵庫県	川西市	70.1	大阪府	和泉市	63.0	兵庫県	伊丹市	58.4	5
6	神奈川県	藤沢市	69.0	兵庫県	川西市	62.9	兵庫県	川西市	57.0	6
7	三重県	津市	67.0	神奈川県	藤沢市	61.0	神奈川県	藤沢市	56.5	7
8	東京都	立川市	66.2	三重県	津市	61.0	東京都	立川市	55.5	8
9	大阪府	和泉市	66.0	東京都	立川市	59.9	三重県	津市	55.0	9
10	東京都	小平市	65.0	京都府	宇治市	58.5	東京都	小平市	55.0	10
11	東京都	府中市	65.0	東京都	小平市	58.0	東京都	町田市	55.0	11
12	東京都	町田市	64.0	東京都	町田市	58.0	東京都	府中市	55.0	12
13	京都府	宇治市	63.5	東京都	府中市	57.0	京都府	宇治市	53.5	13
14	千葉県	浦安市	63.0	千葉県	浦安市	56.0	千葉県	浦安市	52.0	14
15	東京都	西東京市	61.4	東京都	西東京市	54.9	東京都	西東京市	51.7	15
16	北海道	釧路市	60.0	北海道	釧路市	54.0	北海道	釧路市	49.0	16
17	神奈川県	鎌倉市	57.9	神奈川県	鎌倉市	52.0	東京都	東村山市	48.5	17
18	東京都	東村山市	55.8	東京都	東村山市	50.6	千葉県	習志野市	48.0	18
19	山口県	山口市	55.7	千葉県	習志野市	50.0	神奈川県	鎌倉市	47.9	19
20	神奈川県	秦野市	55.6	山口県	宇部市	49.8	山口県	宇部市	47.0	20
21	山口県	宇部市	55.1	千葉県	野田市	49.2	千葉県	八千代市	46.0	21
22	千葉県	流山市	54.8	千葉県	流山市	48.8	千葉県	佐倉市	46.0	22
23	千葉県	野田市	54.7	神奈川県	秦野市	48.4	千葉県	流山市	45.8	23
24	千葉県	習志野市	54.0	山口県	山口市	48.0	千葉県	野田市	45.0	24
25	千葉県	八千代市	52.0	千葉県	八千代市	48.0	山口県	山口市	44.9	25
26	千葉県	佐倉市	52.0	千葉県	佐倉市	48.0	神奈川県	秦野市	44.4	26
27	北海道	苫小牧市	52.0	北海道	苫小牧市	48.0	北海道	苫小牧市	44.0	27
28	埼玉県	久喜市	48.3	埼玉県	久喜市	43.3	埼玉県	久喜市	41.0	28
29	埼玉県	新座市	46.3	埼玉県	新座市	42.0	埼玉県	新座市	40.0	29
	平均		60.8	平均		54.9	平均		51.1	
	宇治市を除く平均		60.7	宇治市を除く平均		54.7	宇治市を除く平均		51.0	

類似団体の主要項目の順位

順位	市長 年収(万円)			市長 退職手当(万円)			市長 任期4年総収入(万円)			順位
1	千葉県	市川市	1,973.2	三重県	津市	2,983.2	三重県	津市	10,739.5	1
2	千葉県	松戸市	1,957.1	山口県	山口市	2,566.1	千葉県	松戸市	10,197.4	2
3	三重県	津市	1,939.1	徳島県	徳島市	2,525.3	千葉県	市川市	10,087.2	3
4	千葉県	浦安市	1,921.9	千葉県	松戸市	2,368.8	徳島県	徳島市	9,582.2	4
5	神奈川県	藤沢市	1,904.2	千葉県	市川市	2,194.6	千葉県	浦安市	9,367.7	5
6	東京都	府中市	1,872.7	千葉県	野田市	2,099.5	神奈川県	藤沢市	9,251.3	6
7	東京都	町田市	1,838.0	千葉県	習志野市	2,052.0	山口県	山口市	9,248.6	7
8	大阪府	和泉市	1,800.8	大阪府	和泉市	2,043.4	大阪府	和泉市	9,246.4	8
9	東京都	立川市	1,780.1	北海道	釧路市	1,936.3	東京都	府中市	9,002.9	9
10	徳島県	徳島市	1,764.2	兵庫県	川西市	1,885.4	北海道	釧路市	8,855.3	10
11	兵庫県	伊丹市	1,744.4	北海道	苫小牧市	1,881.6	兵庫県	伊丹市	8,807.8	11
12	北海道	釧路市	1,729.7	山口県	宇部市	1,880.0	東京都	町田市	8,798.0	12
13	東京都	小平市	1,719.9	埼玉県	久喜市	1,848.9	千葉県	野田市	8,748.0	13
14	神奈川県	鎌倉市	1,706.2	兵庫県	伊丹市	1,830.0	東京都	立川市	8,577.8	14
15	千葉県	流山市	1,700.0	埼玉県	新座市	1,773.6	千葉県	習志野市	8,572.8	15
16	千葉県	八千代市	1,684.2	千葉県	浦安市	1,680.0	東京都	小平市	8,559.6	16
17	埼玉県	秦野市	1,682.3	東京都	小平市	1,680.0	北海道	苫小牧市	8,524.0	17
18	東京都	西東京市	1,682.0	京都府	宇治市	1,677.0	埼玉県	久喜市	8,417.8	18
19	山口県	山口市	1,670.6	神奈川県	藤沢市	1,634.3	神奈川県	鎌倉市	8,362.2	19
20	千葉県	野田市	1,662.1	千葉県	八千代市	1,589.3	千葉県	流山市	8,356.4	20
21	北海道	苫小牧市	1,660.6	千葉県	佐倉市	1,579.2	山口県	宇部市	8,332.2	21
22	千葉県	佐倉市	1,642.5	千葉県	流山市	1,556.5	千葉県	八千代市	8,326.2	22
23	埼玉県	久喜市	1,642.2	神奈川県	鎌倉市	1,537.6	埼玉県	秦野市	8,230.1	23
24	千葉県	習志野市	1,630.2	東京都	府中市	1,512.0	埼玉県	新座市	8,195.9	24
25	京都府	宇治市	1,615.2	埼玉県	秦野市	1,500.8	千葉県	佐倉市	8,149.1	25
26	山口県	宇部市	1,613.0	東京都	立川市	1,457.4	京都府	宇治市	8,137.7	26
27	埼玉県	新座市	1,605.6	東京都	町田市	1,445.8	東京都	西東京市	8,085.9	27
28	東京都	東村山市	1,578.6	東京都	西東京市	1,358.0	兵庫県	川西市	7,853.5	28
29	兵庫県	川西市	1,492.0	東京都	東村山市	1,169.3	東京都	東村山市	7,483.6	29
	平均		1,731.5	平均		1,836.1	平均		8,762.0	
	宇治市を除く平均		1,735.6	宇治市を除く平均		1,841.7	宇治市を除く平均		8,784.3	

市長の任期4年総収入比較

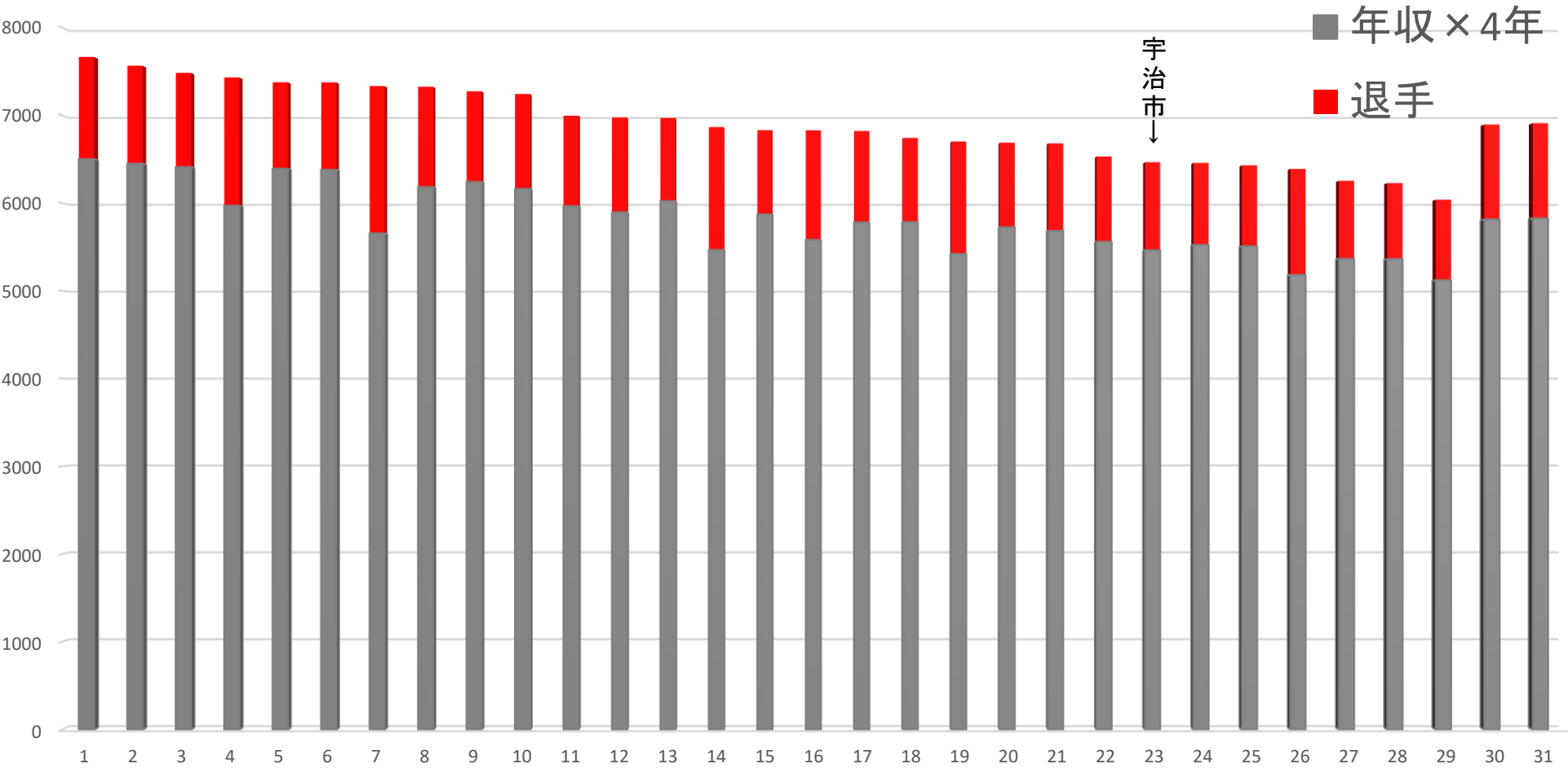


順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	三重県	千葉県	千葉県	徳島県	千葉県	神奈川県	山口県	大阪府	東京都	北海道	兵庫県	東京都	千葉県	東京都	千葉県	東京都	北海道	埼玉県	神奈川県	千葉県	神奈川県	千葉県	山口県	千葉県	千葉県	京都府	東京都	兵庫県	東京都		宇治市を除く平均
	津市	松戸市	市川市	徳島市	浦安市	藤沢市	山口市	和泉市	府中市	釧路市	伊丹市	町田市	野田市	立川市	習志野市	小平市	苫小牧市	久喜市	鎌倉市	流山市	鎌倉市	流山市	宇部市	八千代市	佐倉市	宇治市	西東京市	川西市	東村山市		宇治市を除く平均

類似団体の主要項目の順位

順位	副市長 年収(万円)			副市長 退職手当(万円)			副市長 任期4年総収入(万円)			順位
1	千葉県	市川市	1,625.5	徳島県	徳島市	1,679.1	千葉県	市川市	7,667.2	1
2	東京都	府中市	1,612.6	三重県	津市	1,461.6	東京都	府中市	7,566.5	2
3	千葉県	松戸市	1,603.0	山口県	山口市	1,399.7	千葉県	松戸市	7,485.3	3
4	神奈川県	藤沢市	1,598.2	北海道	苫小牧市	1,280.0	三重県	津市	7,433.3	4
5	千葉県	浦安市	1,595.2	北海道	釧路市	1,249.2	神奈川県	藤沢市	7,378.7	5
6	東京都	町田市	1,560.6	山口県	宇部市	1,208.0	千葉県	浦安市	7,376.8	6
7	大阪府	和泉市	1,546.1	千葉県	市川市	1,165.1	徳島県	徳島市	7,334.7	7
8	東京都	立川市	1,540.7	大阪府	和泉市	1,142.4	大阪府	和泉市	7,326.9	8
9	兵庫県	伊丹市	1,505.8	東京都	府中市	1,116.0	東京都	町田市	7,275.6	9
10	三重県	津市	1,492.9	東京都	立川市	1,081.2	東京都	立川市	7,244.0	10
11	東京都	西東京市	1,491.2	東京都	小平市	1,080.0	東京都	西東京市	6,997.0	11
12	東京都	小平市	1,474.2	千葉県	松戸市	1,073.3	東京都	小平市	6,976.8	12
13	千葉県	流山市	1,467.9	神奈川県	鎌倉市	1,041.9	兵庫県	伊丹市	6,970.9	13
14	千葉県	佐倉市	1,445.9	東京都	町田市	1,033.2	山口県	山口市	6,867.2	14
15	神奈川県	鎌倉市	1,445.2	東京都	西東京市	1,032.0	千葉県	流山市	6,831.5	15
16	千葉県	八千代市	1,431.4	京都府	宇治市	1,002.4	北海道	釧路市	6,831.1	16
17	千葉県	野田市	1,421.0	千葉県	野田市	997.2	神奈川県	鎌倉市	6,822.6	17
18	徳島県	徳島市	1,413.9	千葉県	浦安市	996.0	千葉県	佐倉市	6,743.4	18
19	北海道	釧路市	1,395.5	神奈川県	藤沢市	985.9	北海道	苫小牧市	6,702.4	19
20	千葉県	習志野市	1,390.0	千葉県	習志野市	972.0	千葉県	八千代市	6,690.5	20
21	埼玉県	久喜市	1,381.4	千葉県	八千代市	964.8	千葉県	野田市	6,681.2	21
22	神奈川県	秦野市	1,377.4	千葉県	流山市	960.0	千葉県	習志野市	6,531.8	22
23	山口県	山口市	1,366.9	千葉県	佐倉市	960.0	京都府	宇治市	6,467.3	23
24	京都府	宇治市	1,366.2	兵庫県	伊丹市	947.8	埼玉県	久喜市	6,458.7	24
25	北海道	苫小牧市	1,355.6	埼玉県	久喜市	933.2	神奈川県	秦野市	6,431.3	25
26	埼玉県	新座市	1,341.5	神奈川県	秦野市	921.6	山口県	宇部市	6,390.3	26
27	東京都	東村山市	1,340.9	兵庫県	川西市	917.0	埼玉県	新座市	6,255.0	27
28	山口県	宇部市	1,295.6	埼玉県	新座市	889.1	東京都	東村山市	6,228.6	28
29	兵庫県	川西市	1,280.6	東京都	東村山市	865.1	兵庫県	川西市	6,039.3	29
	平均		1,453.9	平均		1,081.2	平均		6,896.8	
	宇治市を除く平均		1,457.0	宇治市を除く平均		1,084.0	宇治市を除く平均		6,912.1	

副市長の任期4年総収入比較

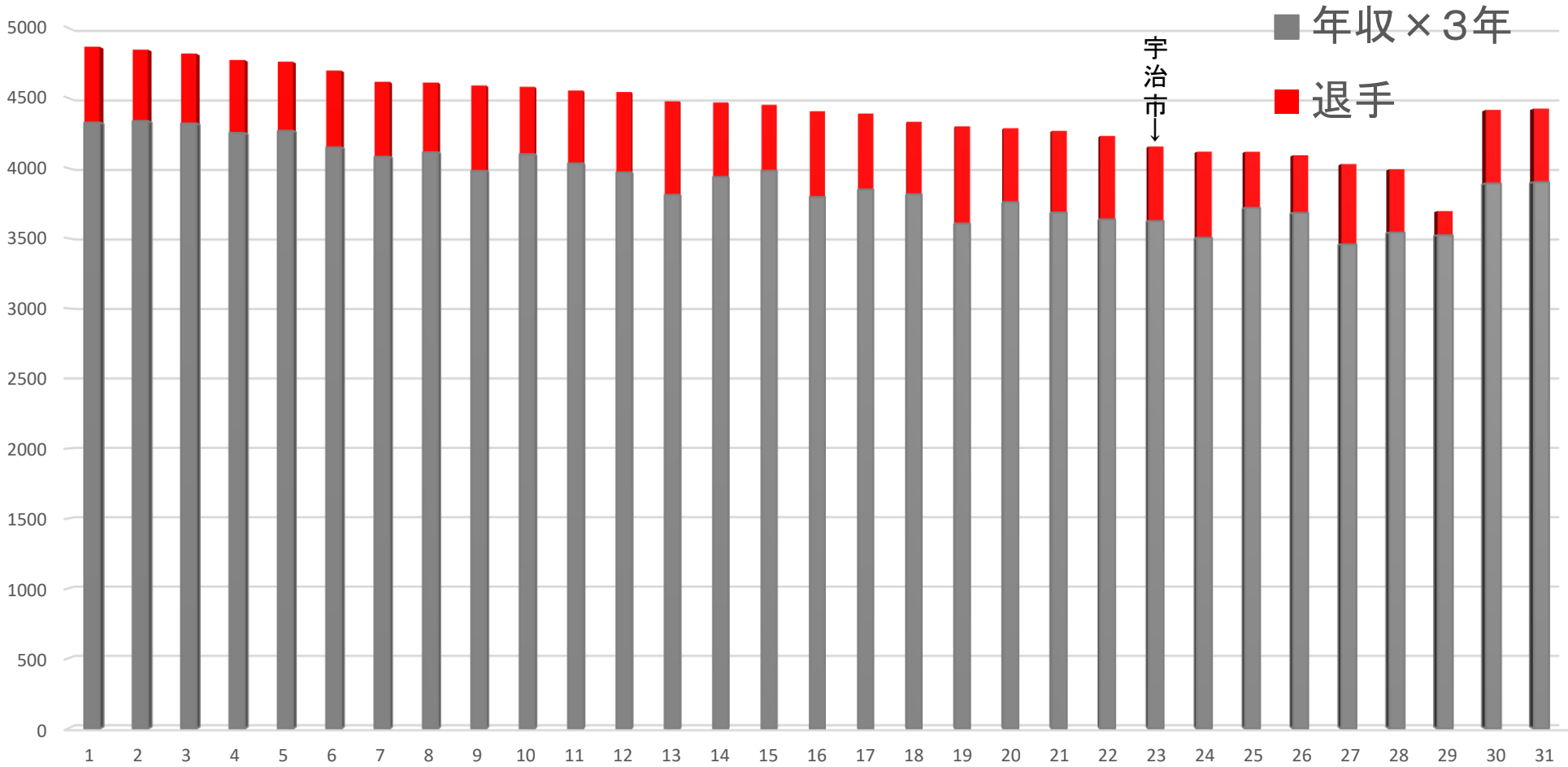


順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	千葉県	東京都	千葉県	三重県	神奈川県	千葉県	徳島県	大阪府	東京都	東京都	東京都	東京都	兵庫県	山口県	千葉県	北海道	神奈川県	千葉県	北海道	千葉県	千葉県	千葉県	京都府	埼玉県	神奈川県	山口県	埼玉県	東京都	兵庫県	平均	宇治市を除く平均
	市川市	府中市	松戸市	津市	藤沢市	浦安市	徳島市	和泉市	町田市	立川市	西東京市	小平市	伊丹市	山口市	流山市	釧路市	鎌倉市	佐倉市	苫小牧市	八千代市	野田市	習志野市	宇治市	久喜市	秦野市	宇部市	新座市	東村山市	川西市		

類似団体の主要項目の順位

順位	教育長 年収(万円)			教育長 退職手当(万円)			教育長 任期3年総収入(万円)			順位
1	千葉県	市川市	1,444.9	山口県	山口市	692.1	千葉県	浦安市	4,864.3	1
2	千葉県	浦安市	1,441.4	三重県	津市	666.0	千葉県	市川市	4,843.6	2
3	東京都	府中市	1,439.2	徳島県	徳島市	612.9	東京都	府中市	4,815.7	3
4	東京都	町田市	1,421.9	埼玉県	久喜市	610.2	千葉県	松戸市	4,769.6	4
5	千葉県	松戸市	1,416.6	東京都	小平市	607.5	東京都	町田市	4,757.6	5
6	大阪府	和泉市	1,382.4	北海道	釧路市	593.8	大阪府	和泉市	4,694.4	6
7	神奈川県	藤沢市	1,370.9	埼玉県	新座市	581.3	千葉県	流山市	4,614.2	7
8	東京都	立川市	1,366.3	東京都	西東京市	572.3	神奈川県	藤沢市	4,609.1	8
9	千葉県	流山市	1,360.2	北海道	苫小牧市	571.2	東京都	小平市	4,587.8	9
10	千葉県	佐倉市	1,344.5	大阪府	和泉市	547.2	東京都	立川市	4,578.3	10
11	兵庫県	伊丹市	1,326.9	千葉県	浦安市	540.0	千葉県	佐倉市	4,551.8	11
12	東京都	小平市	1,326.8	千葉県	野田市	540.0	東京都	西東京市	4,541.4	12
13	東京都	西東京市	1,323.0	千葉県	流山市	533.7	三重県	津市	4,475.5	13
14	千葉県	八千代市	1,312.1	千葉県	八千代市	530.6	千葉県	八千代市	4,467.1	14
15	千葉県	野田市	1,282.5	京都府	宇治市	529.9	兵庫県	伊丹市	4,450.6	15
16	神奈川県	鎌倉市	1,271.2	千葉県	習志野市	525.6	埼玉県	久喜市	4,404.3	16
17	三重県	津市	1,269.8	千葉県	松戸市	519.8	千葉県	野田市	4,387.5	17
18	埼玉県	久喜市	1,264.7	千葉県	佐倉市	518.4	神奈川県	鎌倉市	4,329.1	18
19	千葉県	習志野市	1,252.7	神奈川県	鎌倉市	515.5	山口県	山口市	4,296.6	19
20	東京都	東村山市	1,238.8	千葉県	市川市	508.9	千葉県	習志野市	4,283.6	20
21	埼玉県	新座市	1,227.8	東京都	府中市	498.0	埼玉県	新座市	4,264.7	21
22	神奈川県	秦野市	1,226.8	神奈川県	藤沢市	496.4	北海道	釧路市	4,228.7	22
23	北海道	釧路市	1,211.7	東京都	町田市	492.0	京都府	宇治市	4,153.0	23
24	京都府	宇治市	1,207.7	東京都	立川市	479.4	徳島県	徳島市	4,116.1	24
25	山口県	山口市	1,201.5	兵庫県	伊丹市	469.8	東京都	東村山市	4,115.9	25
26	兵庫県	川西市	1,180.2	兵庫県	川西市	450.4	神奈川県	秦野市	4,090.7	26
27	山口県	宇部市	1,173.7	神奈川県	秦野市	410.4	北海道	苫小牧市	4,028.0	27
28	徳島県	徳島市	1,167.7	東京都	東村山市	399.6	兵庫県	川西市	3,991.0	28
29	北海道	苫小牧市	1,152.3	山口県	宇部市	171.8	山口県	宇部市	3,693.0	29
	平均		1,296.8	平均		523.6	平均		4,413.9	
	宇治市を除く平均		1,299.9	宇治市を除く平均		523.4	宇治市を除く平均		4,423.2	

教育長の任期3年総収入比較



順位

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
千葉県	千葉県	東京都	千葉県	東京都	大阪府	千葉県	神奈川県	東京都	東京都	千葉県	東京都	三重県	千葉県	兵庫県	埼玉県	千葉県	神奈川県	山口県	千葉県	埼玉県	北海道	京都府	徳島県	東京都	神奈川県	北海道	兵庫県	山口県	平均	宇治市を除く平均
浦安市	市川市	府中市	松戸市	町田市	和泉市	流山市	藤沢市	小平市	立川市	佐倉市	西東京市	津市	八千代市	伊丹市	久喜市	野田市	鎌倉市	山口市	習志野市	新座市	釧路市	宇治市	徳島市	東村山市	秦野市	苫小牧市	川西市	宇部市		

特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について

○当審議会の設置について

「宇治市附属機関設置条例」

→執行機関(市長)の附属機関についての条例。組織、運営等は別に定める。

「宇治市特別職報酬等審議会規則」

→組織及び運営に関し必要な事項を定める。

○「地方自治法」の議員、特別職に関する条文

第二百三条

→議員に関する条文

第二百四条

→市長等に関する条文

第二百四条の二

→給与条例主義に関する条文

○特別職の給与について

「特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例」

→特別職の給料、通勤手当及び期末手当について定める。

※市長等の退職手当については、別に定めると明記(第6条)。

※この条例のいう特別職とは、1)市長 2)副市長 3)教育長である(第1条)。

「特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例」

→特別職の退職手当について定める。

○議員の報酬について

「宇治市議会基本条例」

→宇治市議会の基本となる事項を定める ※議員報酬を別の条例で定めると明記(第14条)

「宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」

→議員報酬、期末手当について定める。

○宇治市附属機関設置条例

昭和 28 年 10 月 31 日
条例第 32 号

第1条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により、
法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、執行機関の
附属機関を別表のとおり設置する。

第2条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、
附属機関が属する執行機関が別に定める。

(以下の附則等は省略)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
市長	宇治市土地買収評価委員会	土地買収に関する重要事項について市長の諮問に応じ、意見を答申する事務
	宇治市特別職報酬等審議会	宇治市議会議員の議員報酬の額並びに宇治市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例案を市長が議会に提出しようとするときに、あらかじめその議員報酬及び給料の額について市長の諮問に応じ、意見を答申する事務

以下、省略

○宇治市特別職報酬等審議会規則

昭和 40 年 2 月 15 日
規則第 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇治市附属機関設置条例(昭和 28 年宇治市条例第 32 号)第 2 条の規定に基づき、宇治市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員7名以内で組織する。

2 委員は、市の住民であって次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 市の区域内の公共的団体等の代表者

(2) 学識経験を有する者

(3) 前各号に掲げる者のほか、適当と思われる者

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市長公室人事課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続き、その他審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 46 年規則第 41 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 23 号)

この規則は、公布の日から施行する。

○地方自治法（抜粋）

（昭和二十二年四月十七日）

（法律第六十七号）

第一次吉田内閣

○議員に関する条文

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○市長等に関する条文

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○給与条例主義に関する条文

第二百四条の二 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第二百三条の二第一項の者及び前条第一項の者に支給することができない。

○特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（抜粋）

昭和31年12月19日

条例第31号

（目的）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる常勤の特別職の職員の給与について定めることを目的とする。

- （1） 市長
- （2） 副市長
- （3） 教育長

（市長等の給与）

第2条 前条に掲げる特別職の職員（以下「市長等」という。）の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

第3条 市長等の給料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1） 市長 月額1,075,000円
- （2） 副市長 月額895,000円
- （3） 教育長 月額785,000円

第4条 市長等の通勤手当の支給は、宇治市職員の給与に関する条例（昭和26年宇治市条例第23号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

第5条 期末手当は、市長等で6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対し、支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分

に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 100 分の 100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
- (4) 3 箇月未満 100 分の 30

3 前項に規定する在職期間の計算及び期末手当の支給制限、支給の一時差止めその他の支給方法は、一般職の職員の例による。

第 6 条 市長等の退職手当については、別に定めるところによる。

第 7 条 新たに市長等に就任した者には、その日から給与を支給する。ただし、退職し、又は罷免された地方公務員が即日市長等になったときは、その翌日から給与を支給する。

2 市長等が退職したときは、その日まで、死亡により退職したときは、その日の属する月まで給与を支給する。

3 前 2 項の規定により給与を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差引いた日数を基礎として日割によつて計算する。

第 8 条 市長等の給与の支給期日は、一般職の職員に支給する給与の例による。

附 則

(間の附則、省略)

18 平成 30 年 4 月 1 日から当分の間、支給されるべき市長等の給料の月額は、第 3 条各号の規定により支給されるべき額から、市長にあつてはその 100 分の 10 の額を、副市長にあつてはその 100 分の 8 の額を、教育長にあつてはその 100 分の 7 の額を減じて得た額とする。

19 前項の規定は、市長等の期末手当の額を算定する場合においては、適用しない。

(以下、省略)

○特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例（抜粋）

昭和61年3月31日

条例第6号

（趣旨）

第1条 この条例は、市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の退職手当に関する事項を定めるものとする。

（退職手当の支給）

第2条 市長等が任期満了による退職その他の退職（以下「退職」という。）をしたときは、その者の在職期間について、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し退職手当を支給する。ただし、その者の在職期間が6月未満であるときは、この限りでない。

（退職手当の額）

第3条 退職手当の額は、退職をした日における市長等の給料月額に、その者の在職期間1年につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1） 市長 100分の390

（2） 副市長 100分の280

（3） 教育長 100分の225

2 前項の規定は、市長等の在職期間に1年未満の端数がある場合又は在職期間が6月以上1年未満である場合における退職手当の額について準用する。この場合において、同項中「1年」とあるのは「1月」と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額を12で除して得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）」と読み替えるものとする。

（在職期間の計算）

第4条 市長等の在職期間は、市長等となつた日の属する月から退職をした日の属する月までとする。

2 前項の規定により計算した在職期間が4年を超えるときは、これを4年とする。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、市長等の退職手当については、一般職の職員の例による。この場合において、市長に係る宇治市職員の退職手当に関する条例（昭和26年宇治市条例第42号）第11条第2号に規定する退職手当管理機関は、市長とする。

附 則

(間の附則、省略)

(平成30年4月1日以後における退職手当の額を算定する場合における給料月額の特例)

6 平成30年4月1日から当分の間、第3条に規定する市長等の給料月額は、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例附則第18項の規定にかかわらず、同条例第3条各号の規定により定められる額とする。

(以下、省略)

○宇治市議会基本条例

平成 23 年 3 月 31 日

条例第 8 号

改正 平成 25 年 2 月 26 日 条例第 18 号

平成 27 年 3 月 31 日 条例第 19 号

平成 30 年 10 月 17 日 条例第 56 号

目次

前文

第 1 章 目的（第 1 条）

第 2 章 議会及び議員の活動原則（第 2 条—第 4 条）

第 3 章 市民と議会の関係（第 5 条—第 8 条）

第 4 章 市長等と議会の関係（第 9 条・第 10 条）

第 5 章 自由討議の拡大（第 11 条）

第 6 章 政務活動費（第 12 条）

第 7 章 議員の定数及び議員報酬（第 13 条・第 14 条）

第 8 章 議会及び議会事務局の体制整備（第 15 条・第 16 条）

第 9 章 最高規範性（第 17 条・第 18 条）

附則

宇治市民から選挙で選ばれた議員により構成される宇治市議会は、議事機関として、同じく市民から選挙で選ばれた宇治市長とともに、宇治市の代表機関を構成する。

宇治市議会及び議員は、二元代表制の下、真の地方自治を実現するために、その権能を十分に発揮し市民の信託にこたえる責務がある。

ここに、宇治市議会及び議員は、日本国憲法を遵守する義務を負うことを自覚し、地方自治の本旨に基づき、宇治市議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、市民から選ばれた市民全体の奉仕者であることの誇りを持ち、市民の意向を的確に反映し、市民に開かれ信頼される宇治市議会を築き、全力を挙げて市民福祉の向上及び市政の発展に寄与するために、この条例を制定する。

第1章 目的

（目的）

第1条 この条例は、宇治市議会（以下「議会」という。）の基本となる事項を定めることにより、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市長及び他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政の運営の監視、評価及び調査を行い、必要な議決をするものとする。

2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、市民の代表である議員の自由な論議を尊重し、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提言すること等により、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。

3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会が行う活動へ市民が参加できるように情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。

4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うために、宇治市議会会議規則（昭和32年宇治市議会規則第1号）、宇治市議会委員会条例（昭和32年宇治市条例第12号）及び議会内での申し合わせ事項等について絶えず見直しを行うものとする。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、議会が言論の府であることを認識し、議員の自由な論議を尊重しなければならない。

2 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めることとし、政治倫理の基準、政治倫理審査会の設置等については、別に定める。

- 3 議員は、市政全般についての課題、市民の多様な意見等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表にふさわしい活動をしなければならない。
- 4 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動をしなければならない。
- 5 議員は、自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加と情報の共有)

第5条 議会は、その透明性を高めるために、市民へ議会の活動に関する情報を積極的に公開するものとする。

- 2 議会は、すべての委員会及び全員協議会を始め宇治市議会会議規則に定める協議等の場を原則として公開するものとする。
- 3 議会は、請願の審議においては、請願者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。
- 4 議会は、議会が行う活動に市民が参加できる機会を確保するものとする。

(公聴会制度及び参考人制度)

第6条 議会は、必要に応じて、公聴会制度及び参考人制度を活用するよう努めるものとする。

(議会活動の報告及び市民との意見交換)

第7条 議会は、市民と議会のつどい等の開催により市民への議会活動の報告及び市民との意見交換をするよう努めるものとする。

(議会広報の充実)

第8条 議会は、議会広報紙の発行、インターネット配信等の多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第4章 市長等と議会の関係

(市長等と議会及び議員の関係)

第9条 議会及び議員は、市長等と常に緊張ある関係を維持し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組むものとする。

(市長等による提案説明等)

第10条 議会は、市長等から政策、計画、施策、事業等（以下「政策等」という。）を含む議案が提案されたときは、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 検討した他の政策案等との比較検討
- (3) 総合計画との整合性
- (4) 財源措置
- (5) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、議会で議決すべきものを条例で定めることができる。

第5章 自由討議の拡大

(自由討議の拡大)

第11条 議会は、議案等の審議又は審査においては、議員の自由な論議を尽くさなければならない。

2 議長及び委員長は、論議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければならない。

3 議長及び委員長は、議員相互の自由討議を必要に応じて行うことができる。

第6章 政務活動費

(政務活動費の交付、公開、報告)

第 12 条 会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究その他の活動を積極的に行わなければならない。

2 政務活動費の交付、公開及び報告については、別に条例等で定める。

第 7 章 議員の定数及び議員報酬

（議員定数）

第 13 条 議員の定数は、効率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。

2 議会は、議員の定数の改定に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。

3 議員の定数は、別に条例で定める。

（議員報酬）

第 14 条 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案しつつ、議員の議員活動及び社会生活が保障されるものでなければならない。

2 議会は、議員報酬の改定に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮しなければならない。

3 議員報酬は、別に条例で定める。

第 8 章 議会及び議会事務局の体制整備

（議会の体制整備）

第 15 条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等に調査させることができる。

2 議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修等の充実強化に努めるものとする。

3 議会は、議員の調査研究に資するために、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第 16 条 議長は、議会及び議員活動等を補助する組織として、議会事務局の機能強化に努めなければならない。

第 9 章 最高規範性

(最高規範性)

第 17 条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(議会及び議員の責務)

第 18 条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の信託にこたえなければならない。

2 議会は、議員の任期期間中にこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

3 議会は、この条例の目的に従い、必要な関係条例等の充実に努めなければならない。

4 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年条例第 18 号)

この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年条例第 19 号)

この条例は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年条例第 56 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(抜粋)

昭和31年12月19日

条例第30号

(議員報酬)

第1条 議会の議長、副議長及び議員（以下「議長等」という。）の議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 議長 月額635,000円

(2) 副議長 月額585,000円

(3) 議員 月額535,000円

第2条 議長及び副議長には、その選挙された日から、議員にはその職についた日からそれぞれ議員報酬を支給する。

2 前項の規定により議員報酬を支給する場合において、その職についた日が月の途中である場合は、日割によつて計算した額を支給する。

第3条 議長等が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散（以下「任期満了等」という。）によりその職を離れたときは、その当月分までの議員報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても重複して議員報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 議長等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として宇治市職員旅費条例（昭和26年宇治市条例第55号）の適用を受ける職員の例により特級に相当する旅費額を支給する。

(期末手当)

第5条 期末手当は、議長等で6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対し、支給する。これらの基準日前1箇月以内の任期満了等によりその職を離れた者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1） 6箇月 100分の100

（2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80

（3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60

（4） 3箇月未満 100分の30

3 前項に規定する在職期間の計算及び期末手当の支給制限、支給の一時差止めその他の支給方法は、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和31年宇治市条例第31号）の適用を受ける職員の例による。

（規則への委任）

第6条 この条例の実施に関して必要な事項は、規則で定める。

（以下、附則省略）